津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）

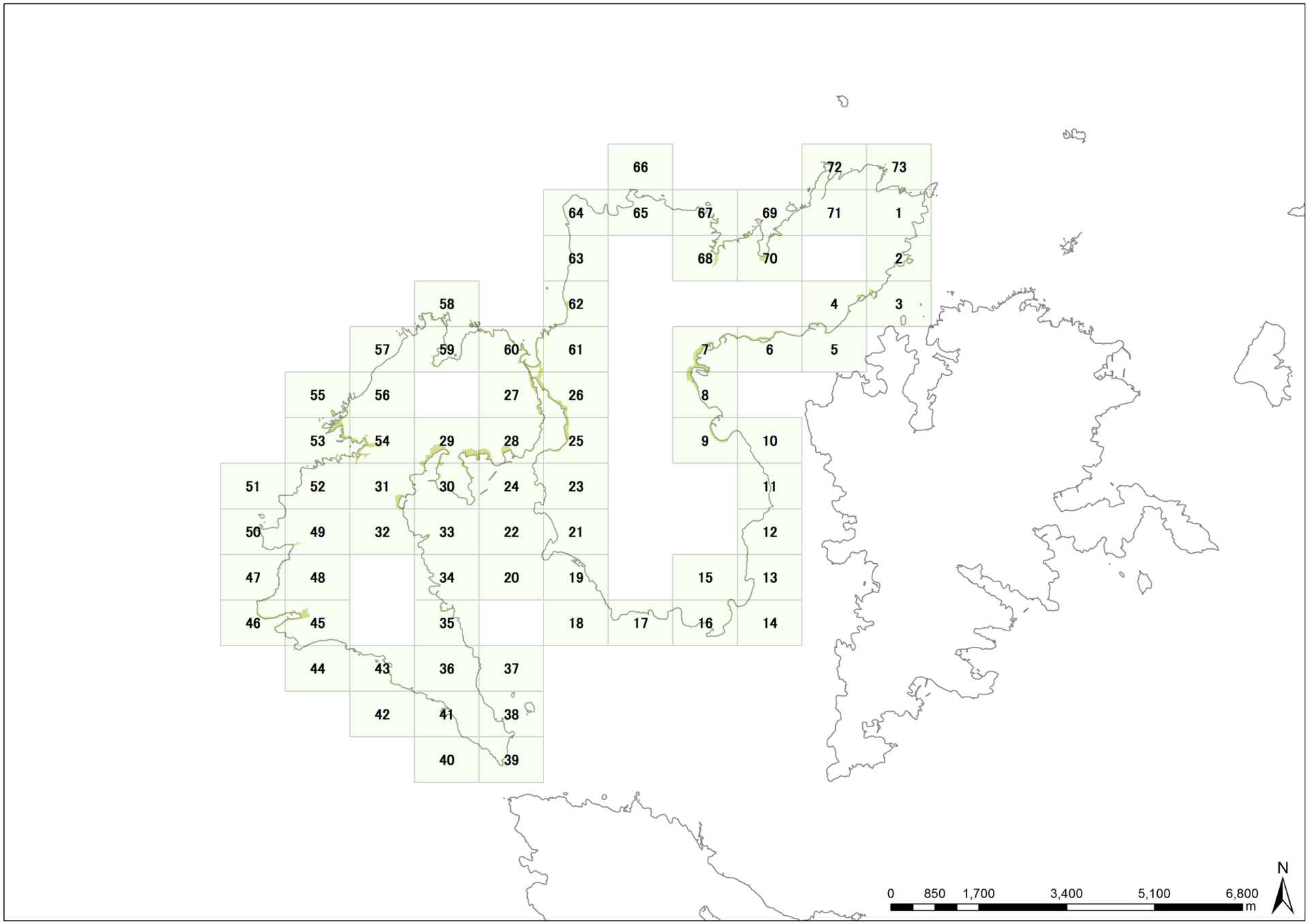
66
72
73
64
65
67
69
71
1
63
68
70
2
58
62
4
3
57
59
60
61
7
6
5
55
56
27
26
8
53
54
29
28
25
9
10
51
52
31
30
24
23
11
50
49
32
33
22
21
12
47
48
34
20
19
15
13
46
45
35
18
17
16
14
44
43
36
37
42
41
38
40
39
0
850
1,700
3,400
5,100
6,800
m
N

西ノ島町の図郭

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（1）

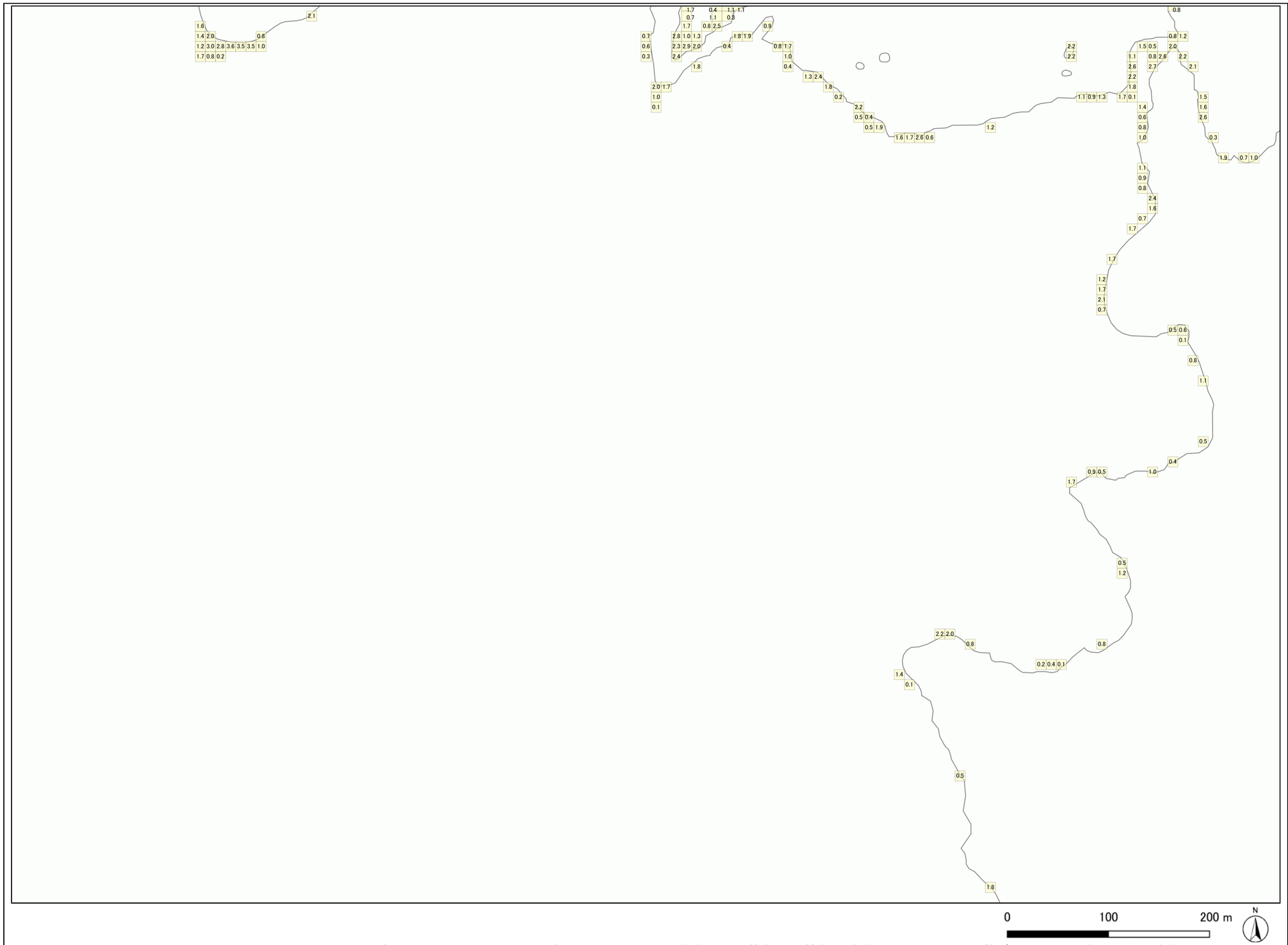

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

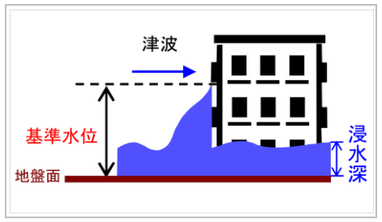

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）(2)

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

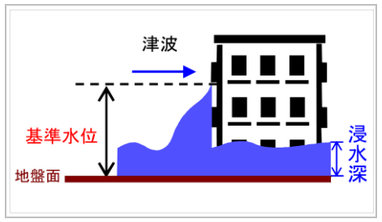

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）(3)

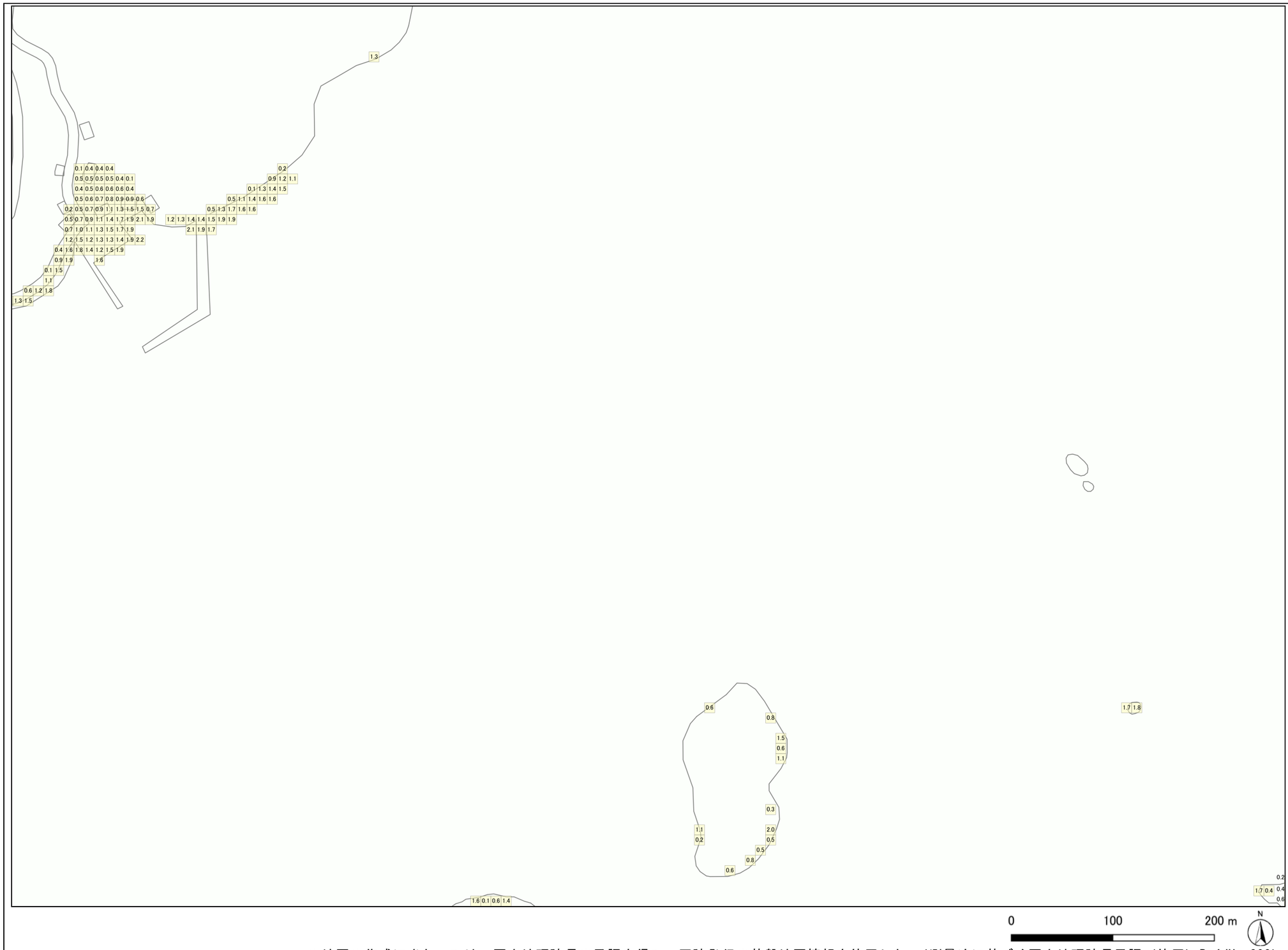

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

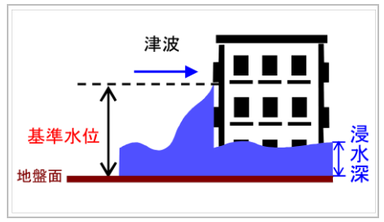

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（4）

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

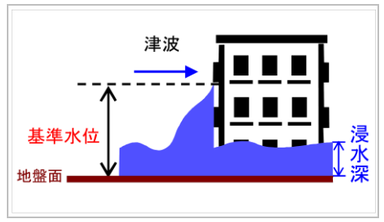

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（5）

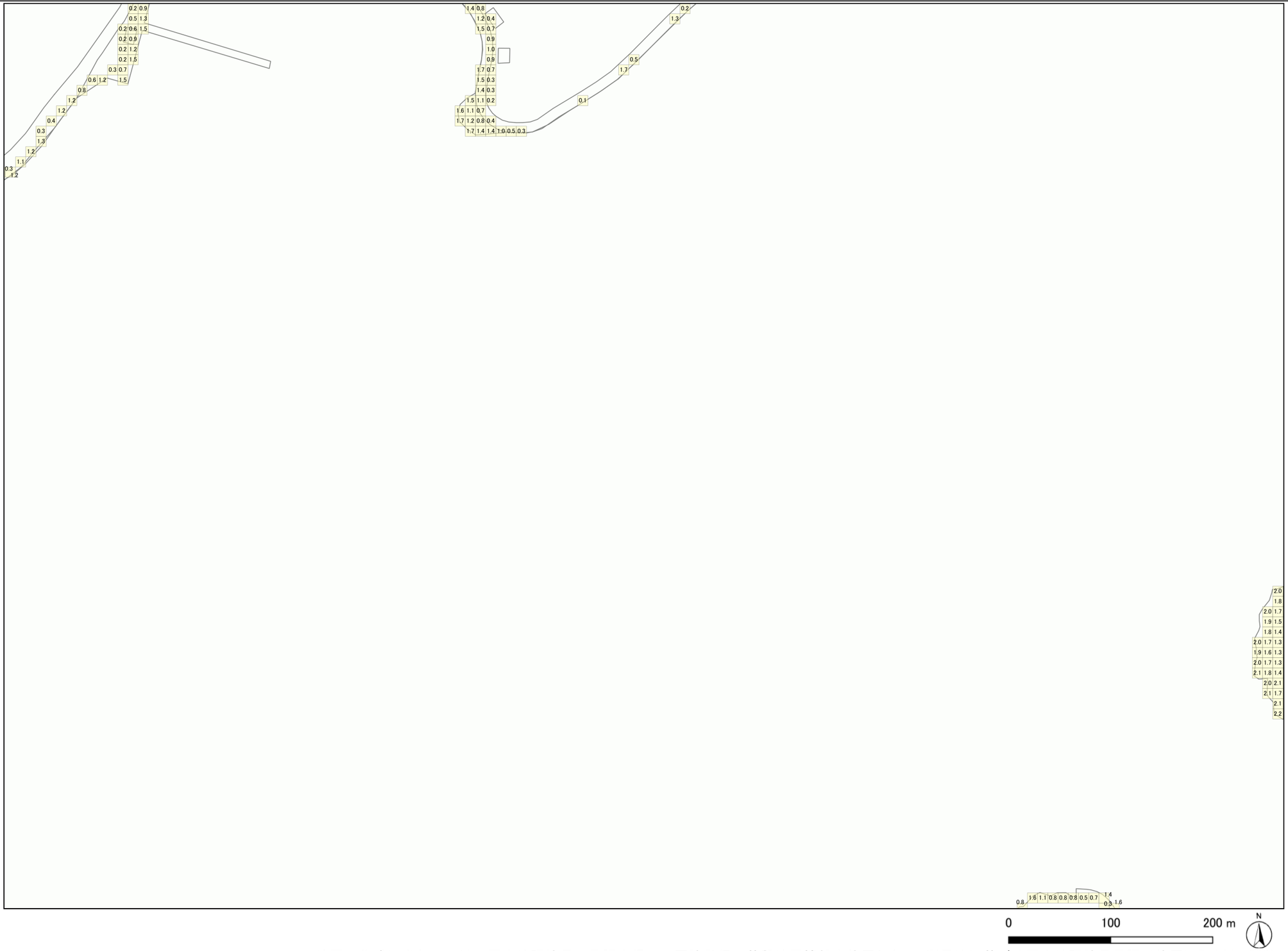

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

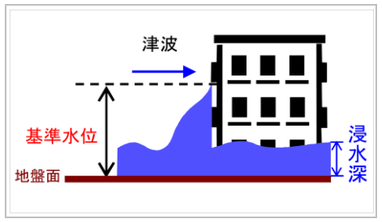

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（6）

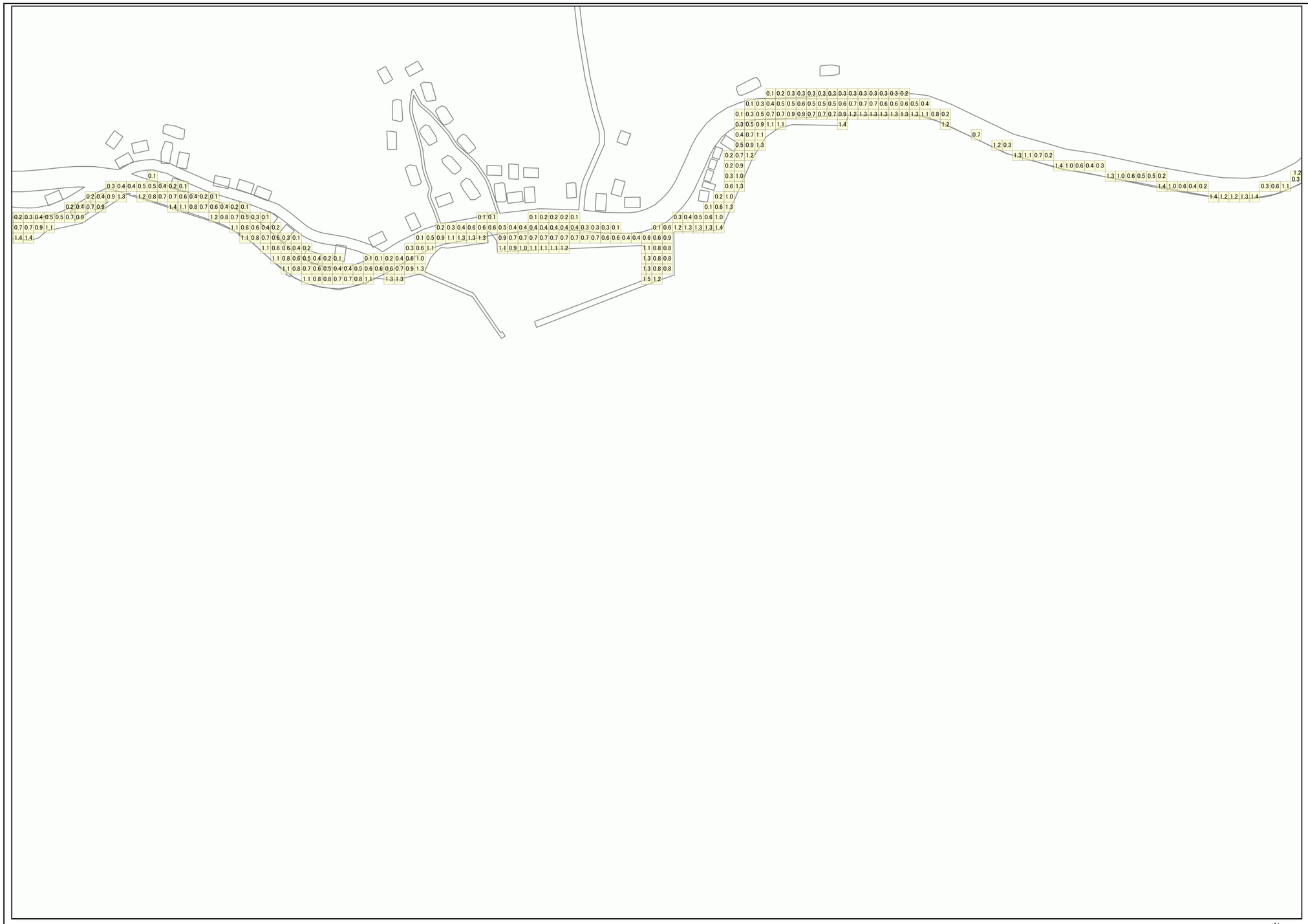

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

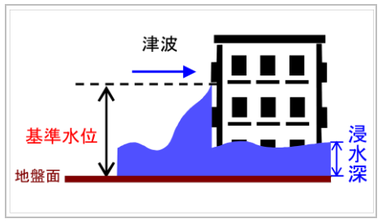

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（7）

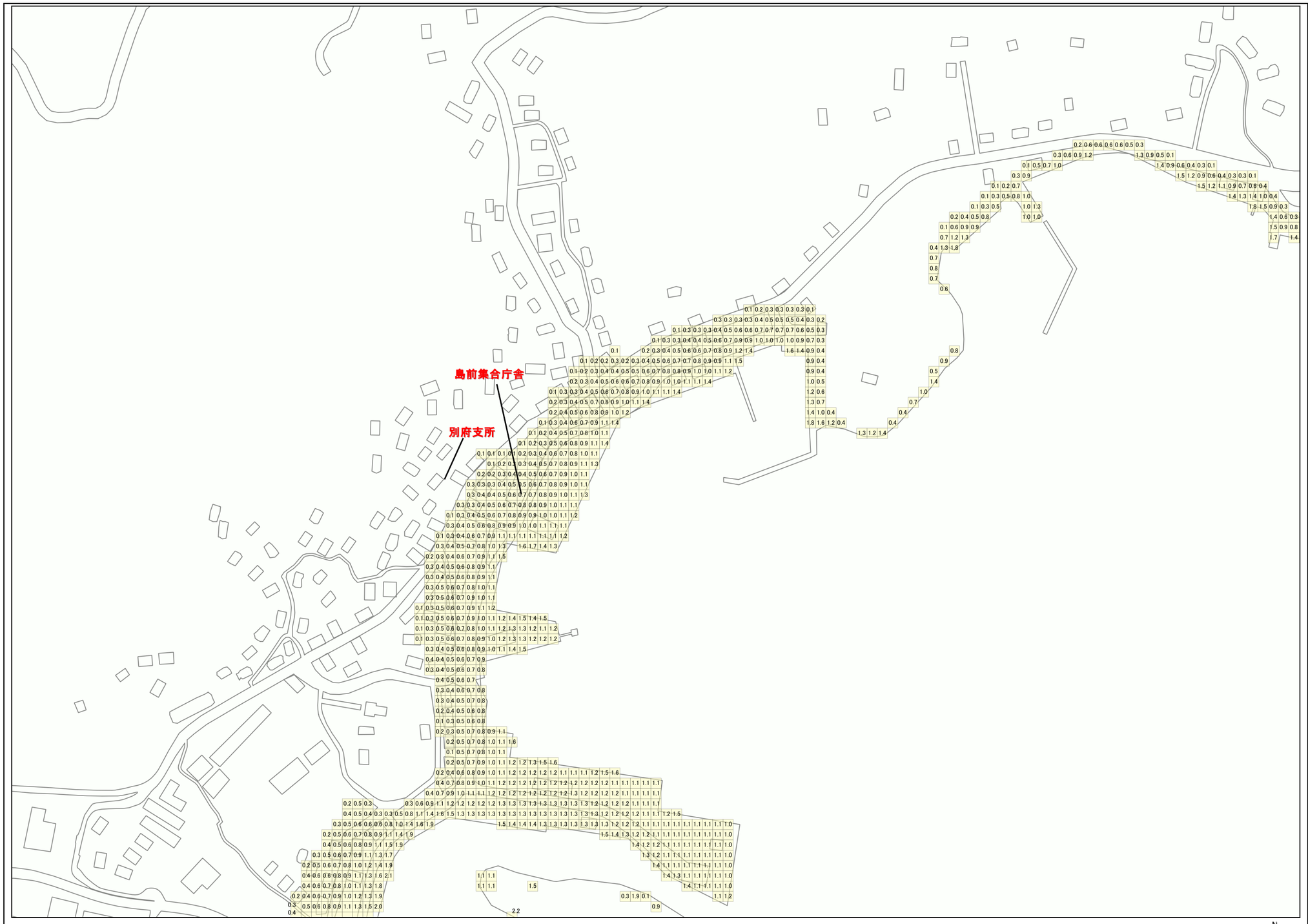

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

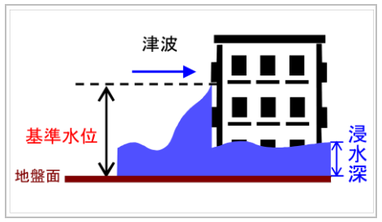

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（8）

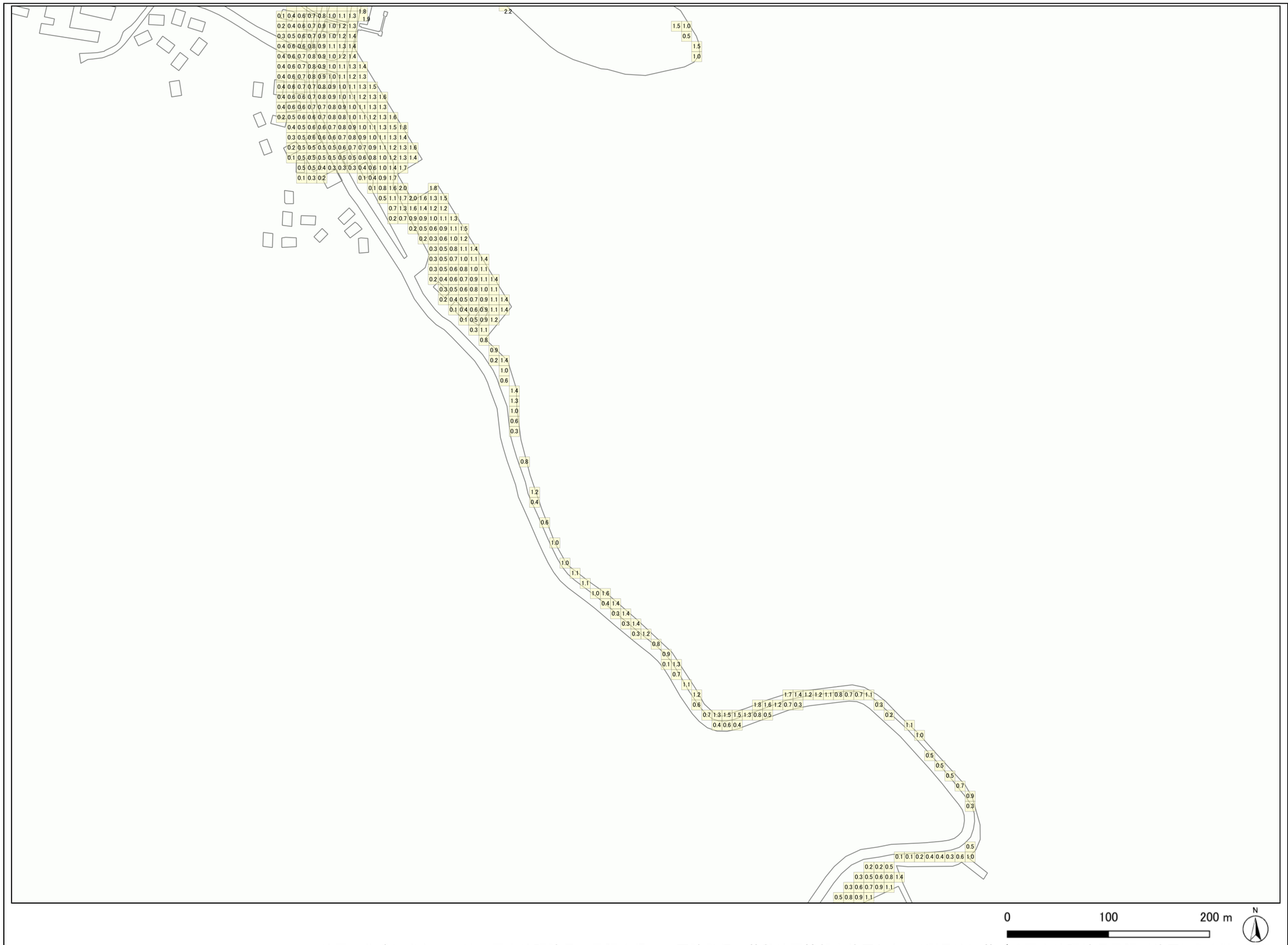

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

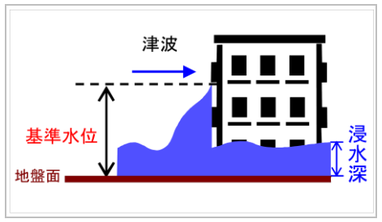

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（9）

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

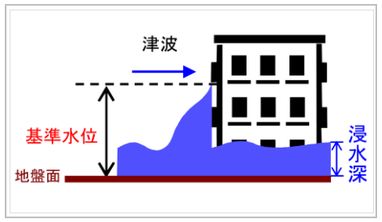

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（10）

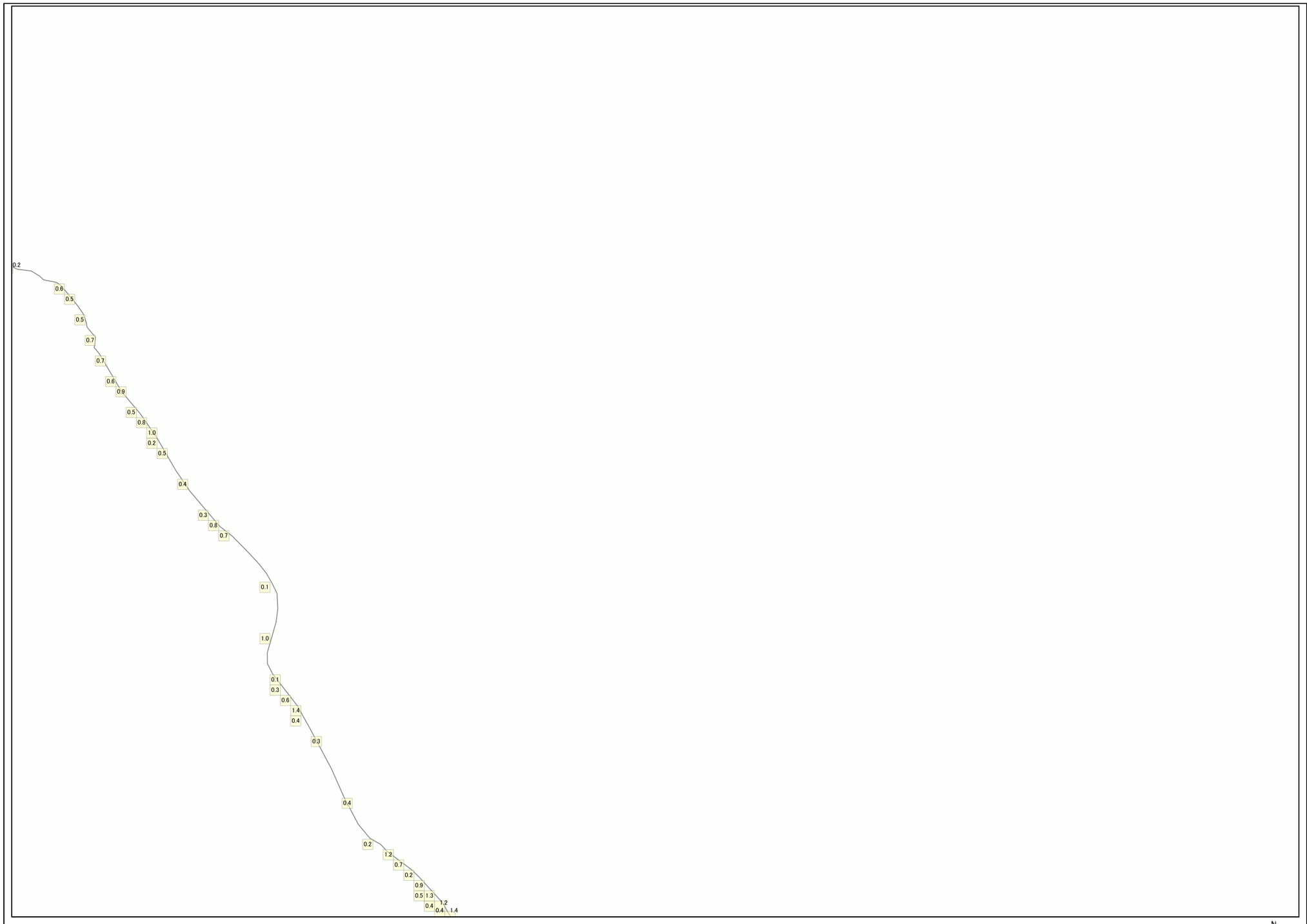

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

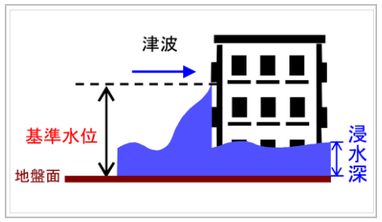

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（11）

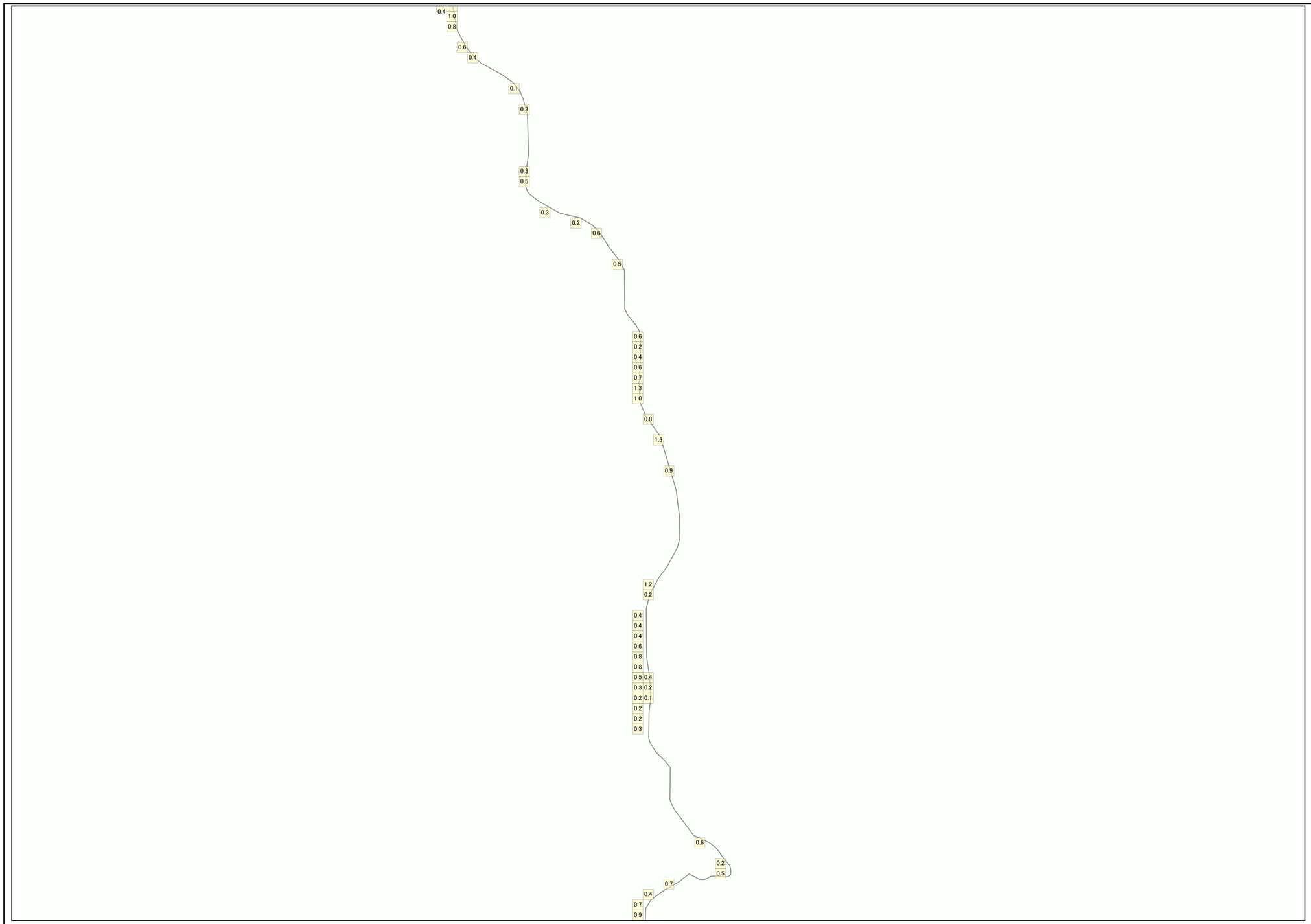

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

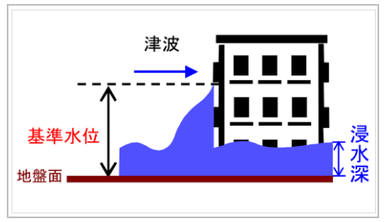

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（12）

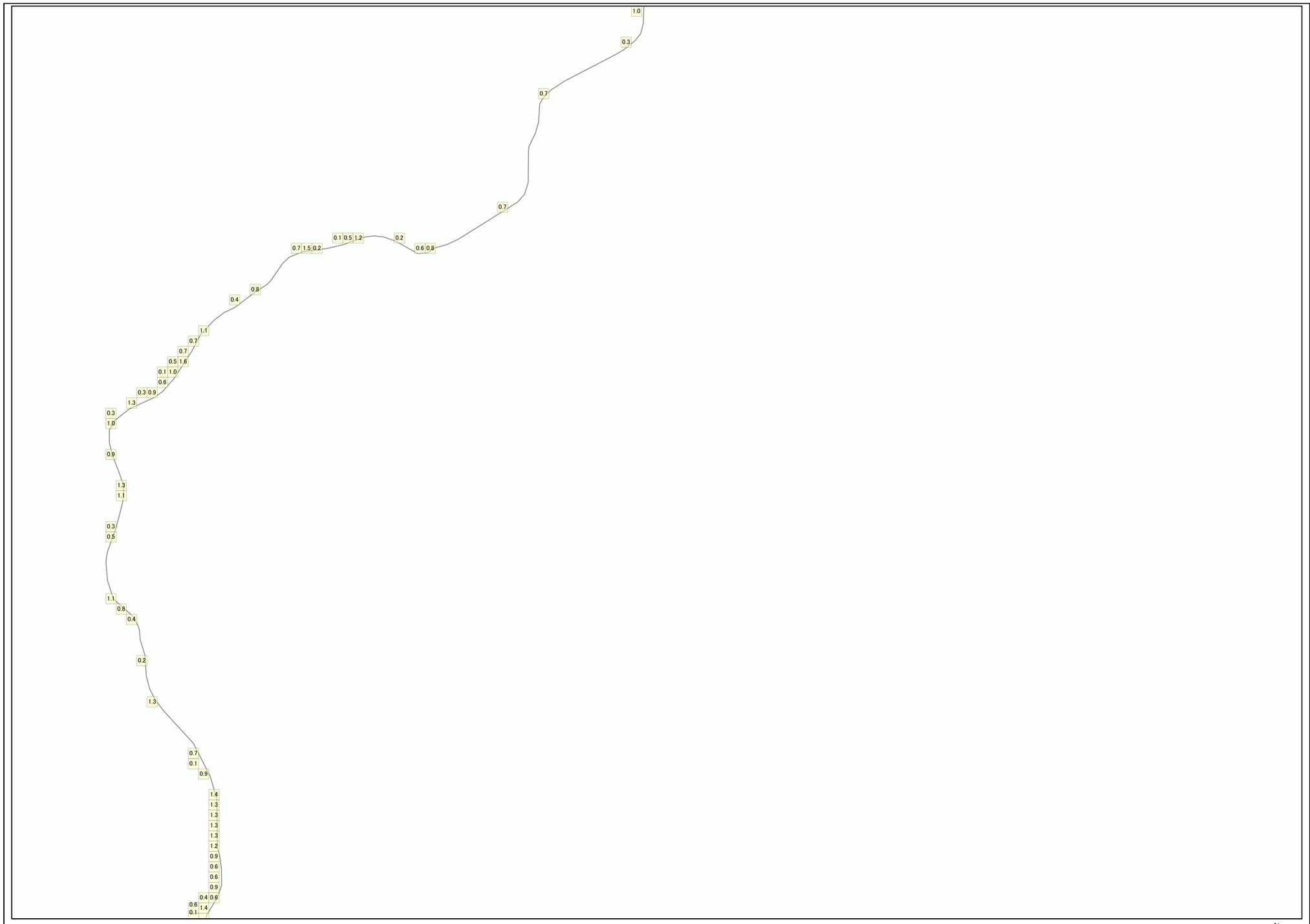

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

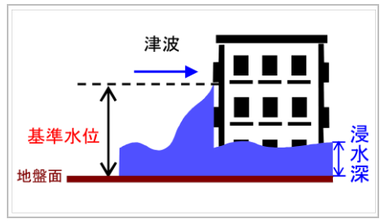

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（13）

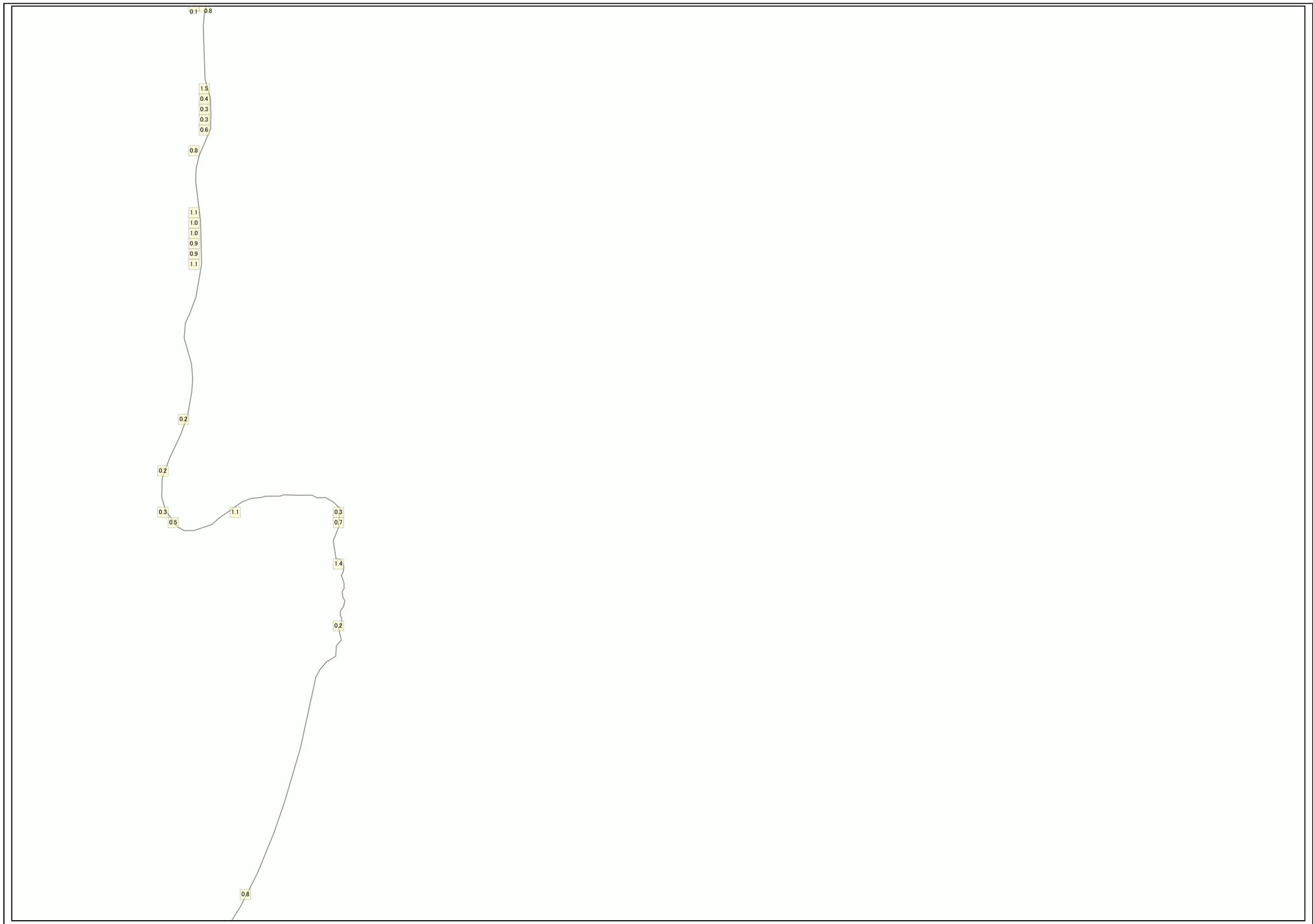

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

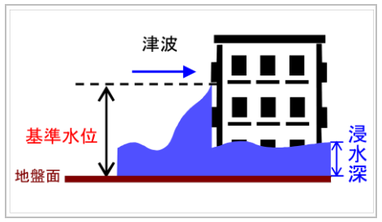

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（14）

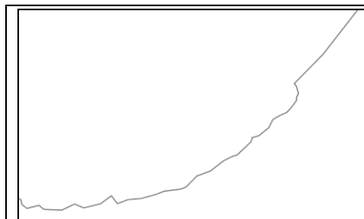

0　100　200 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

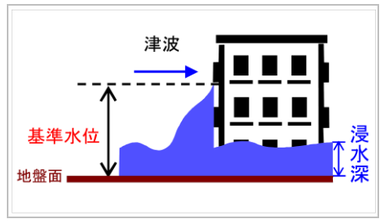

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（15）

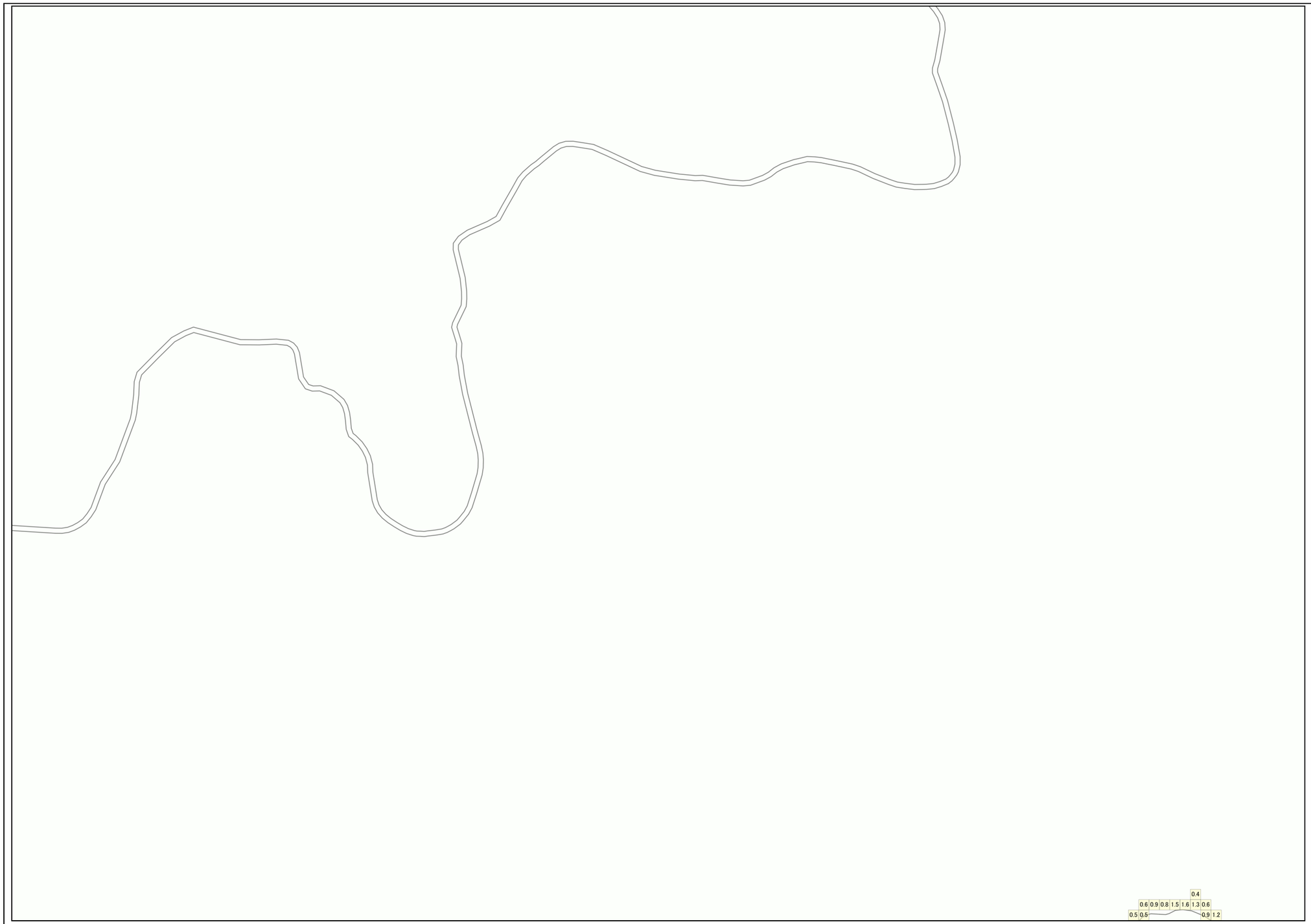

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

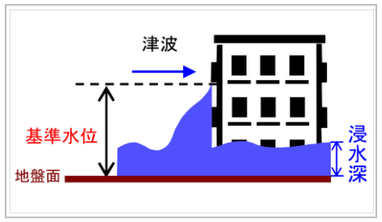

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（16）

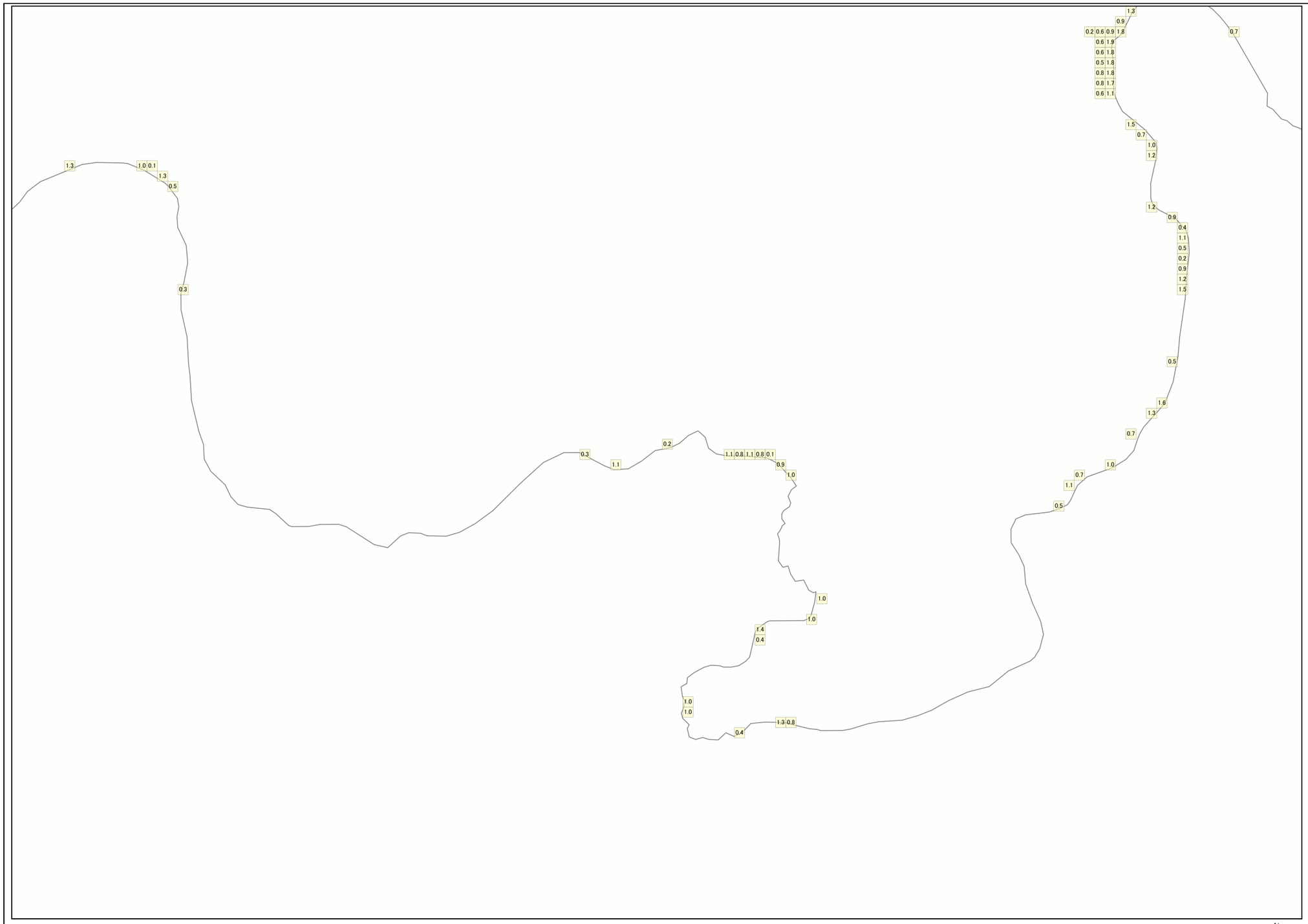

0 100 200 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

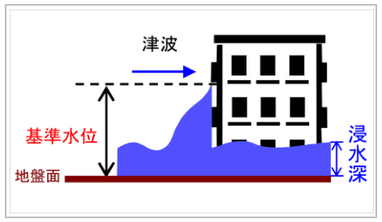

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（17）

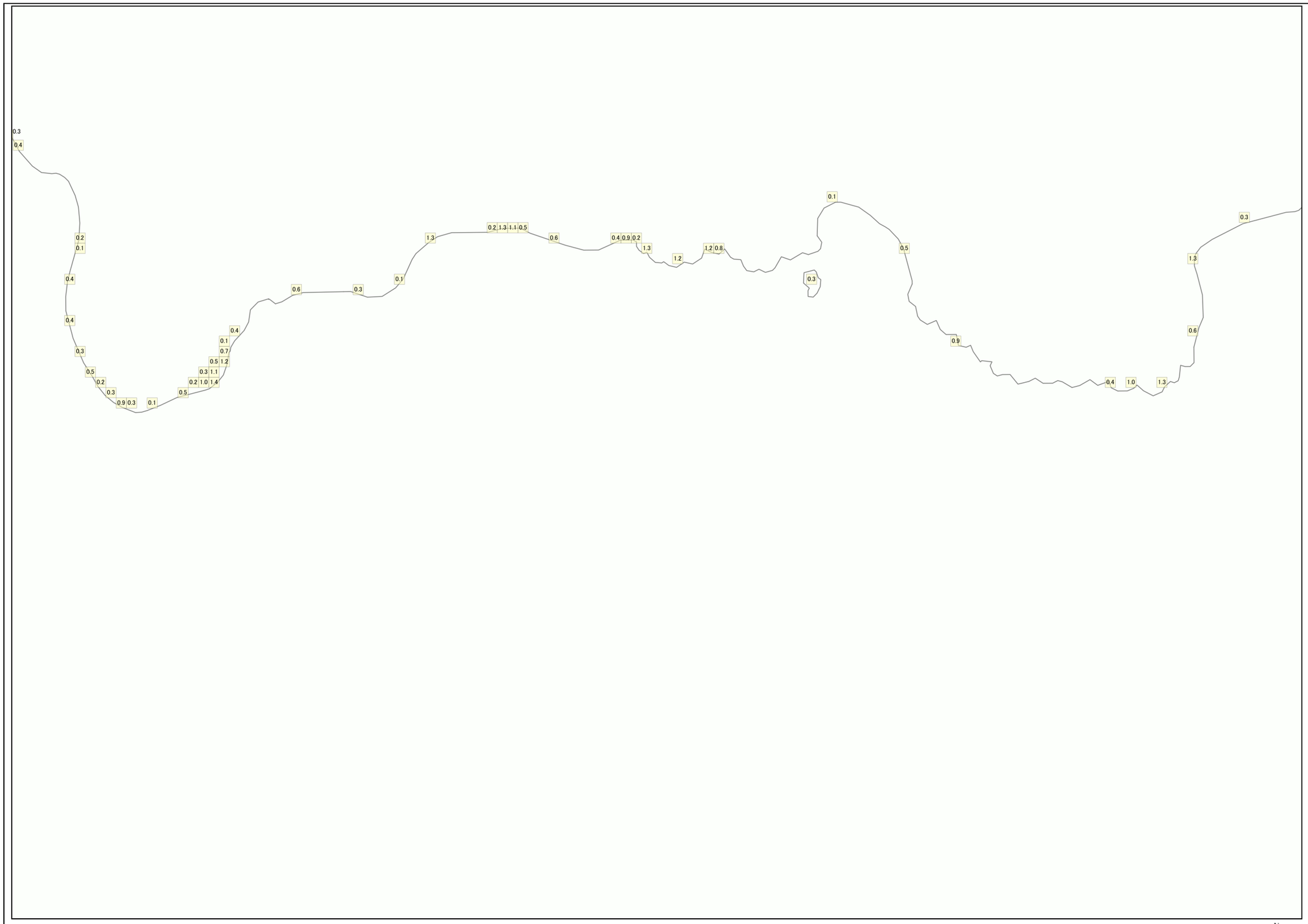

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

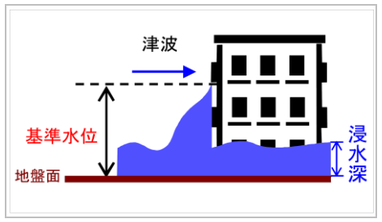

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（18）

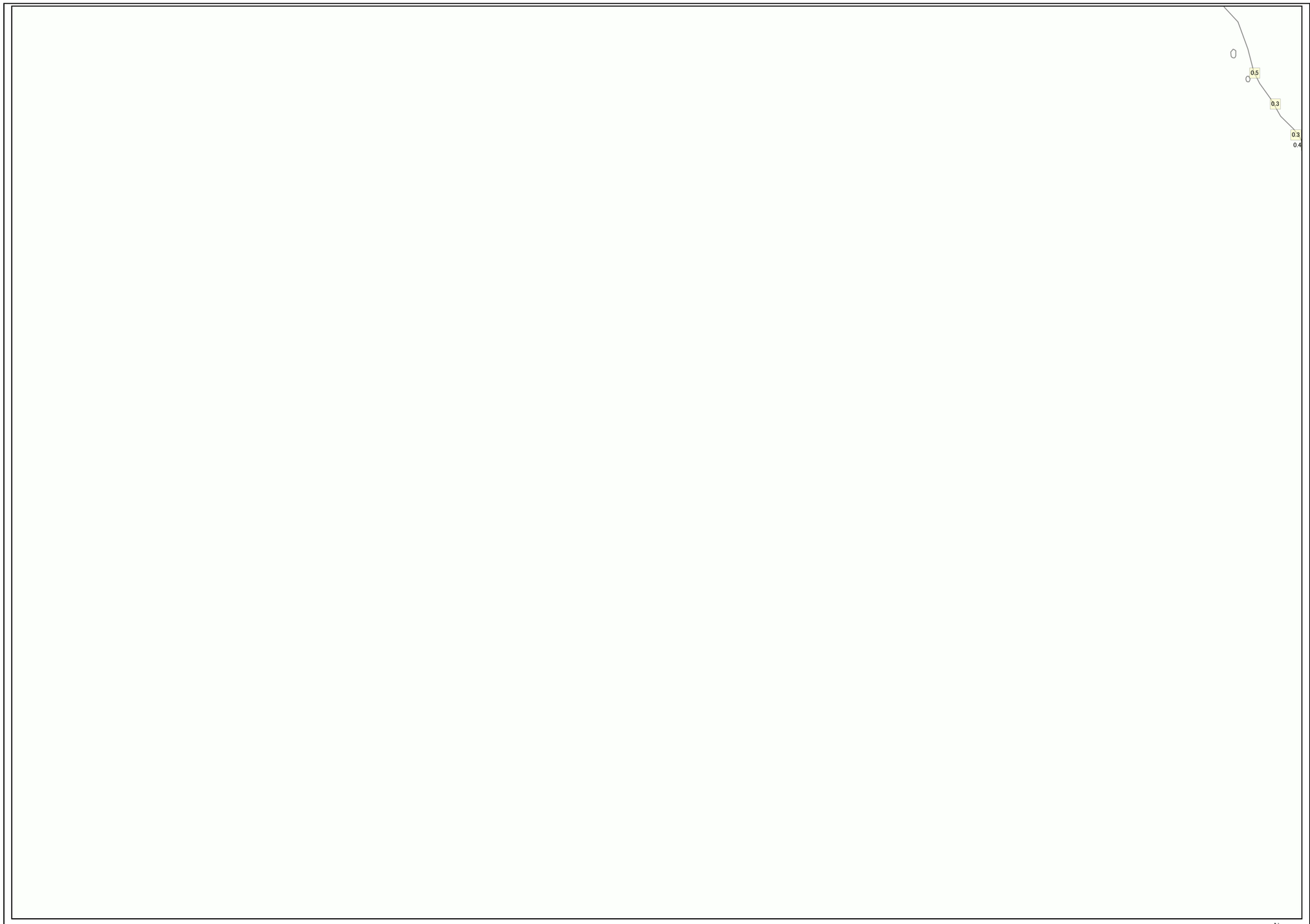

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

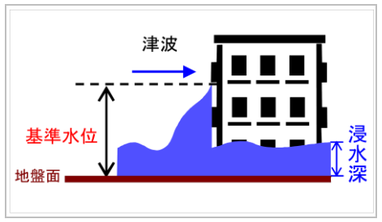

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（19）

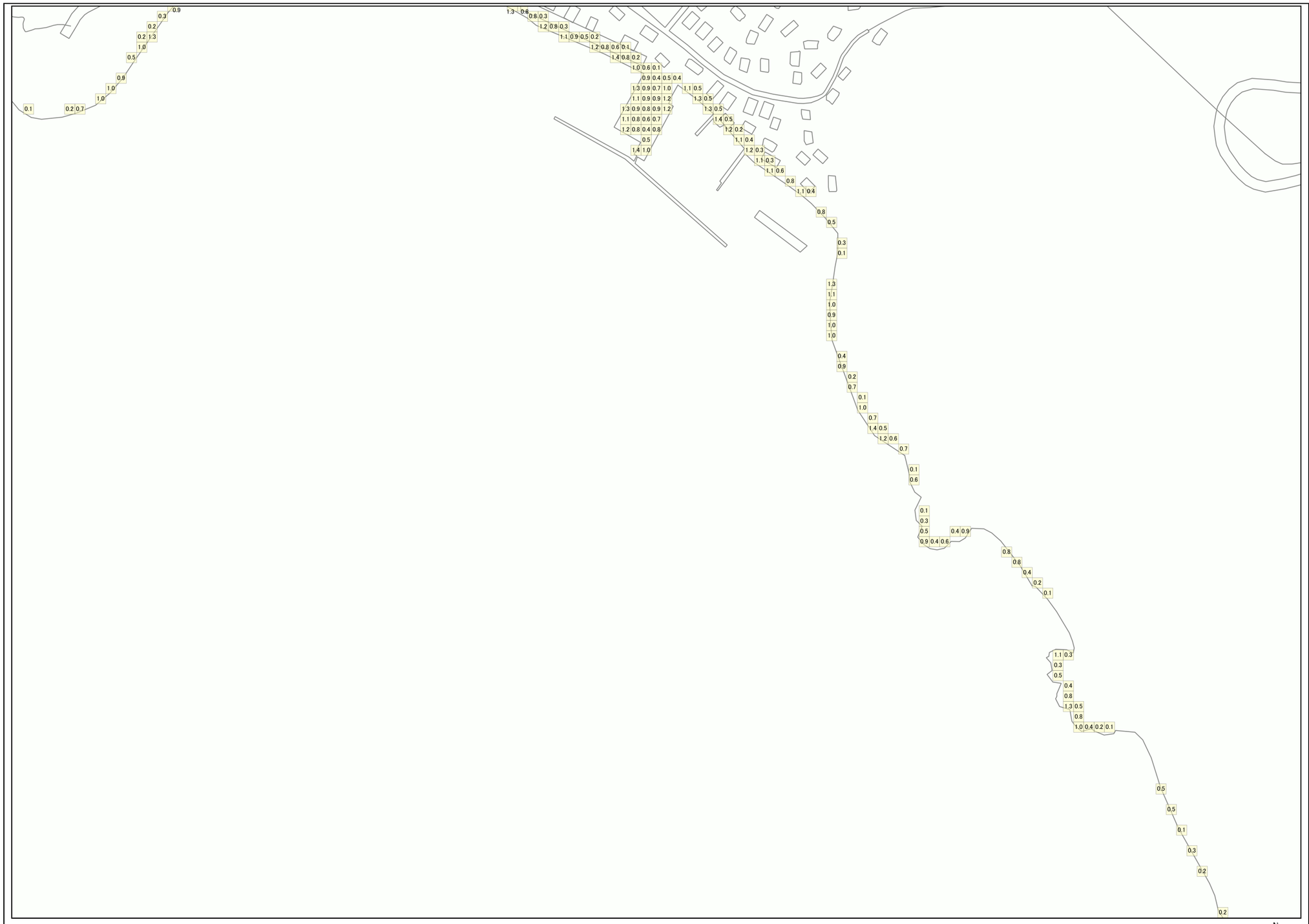

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

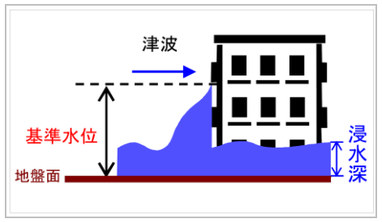

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（20）

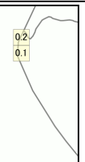

0　100　200 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

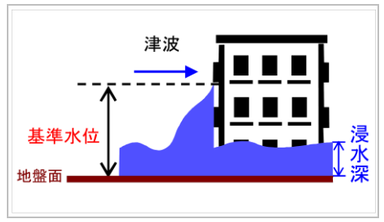

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（21）

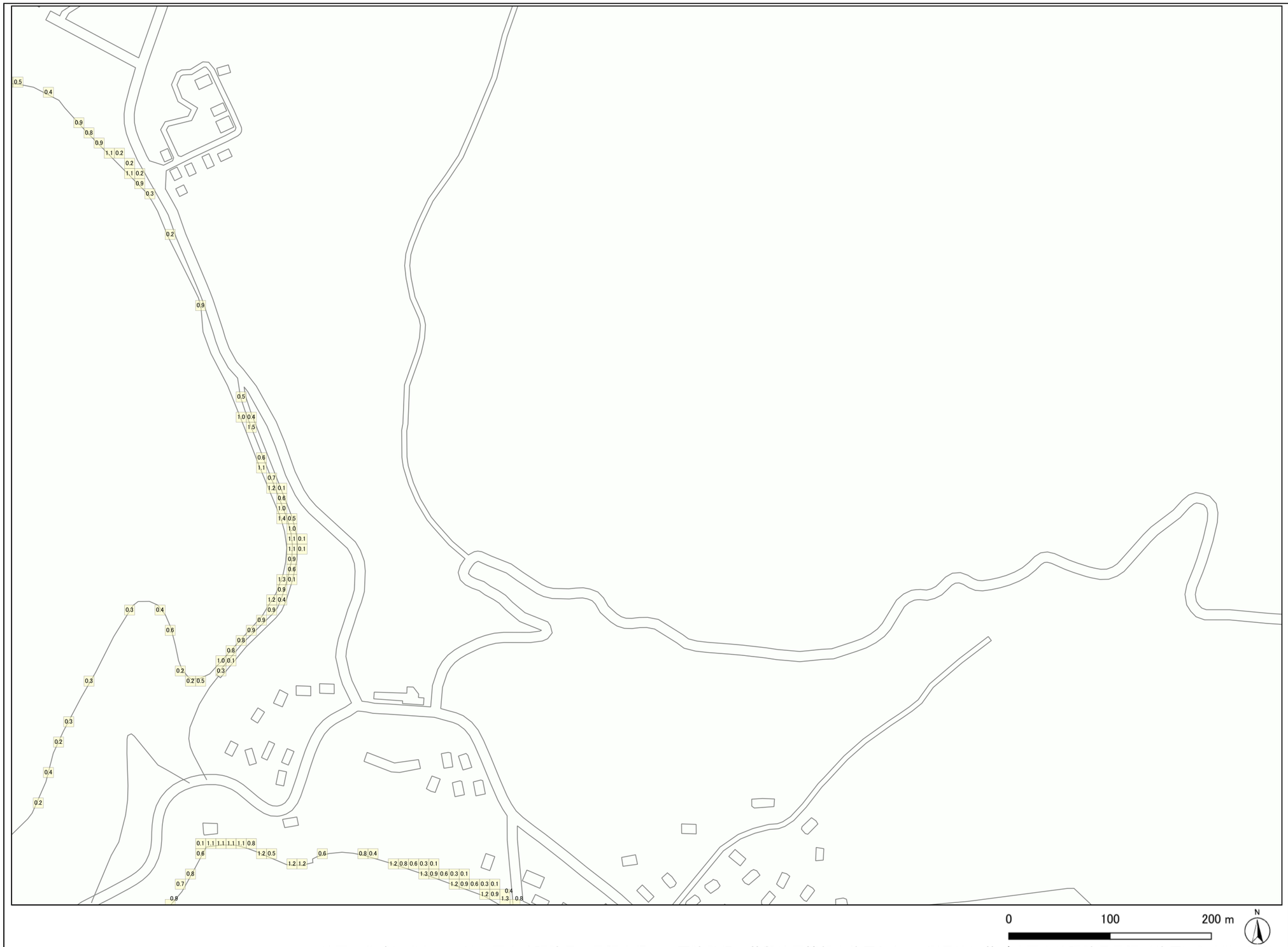

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

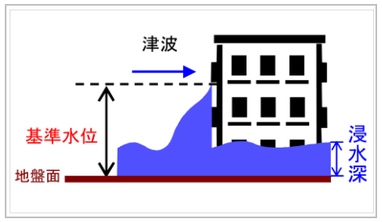

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（22）

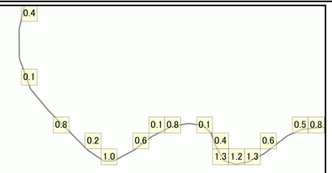

0　100　200 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

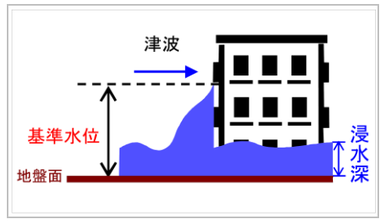

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（23）

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

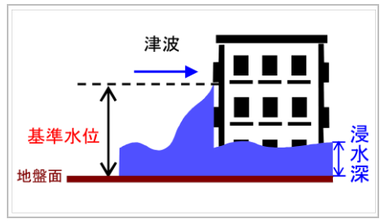

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（24）

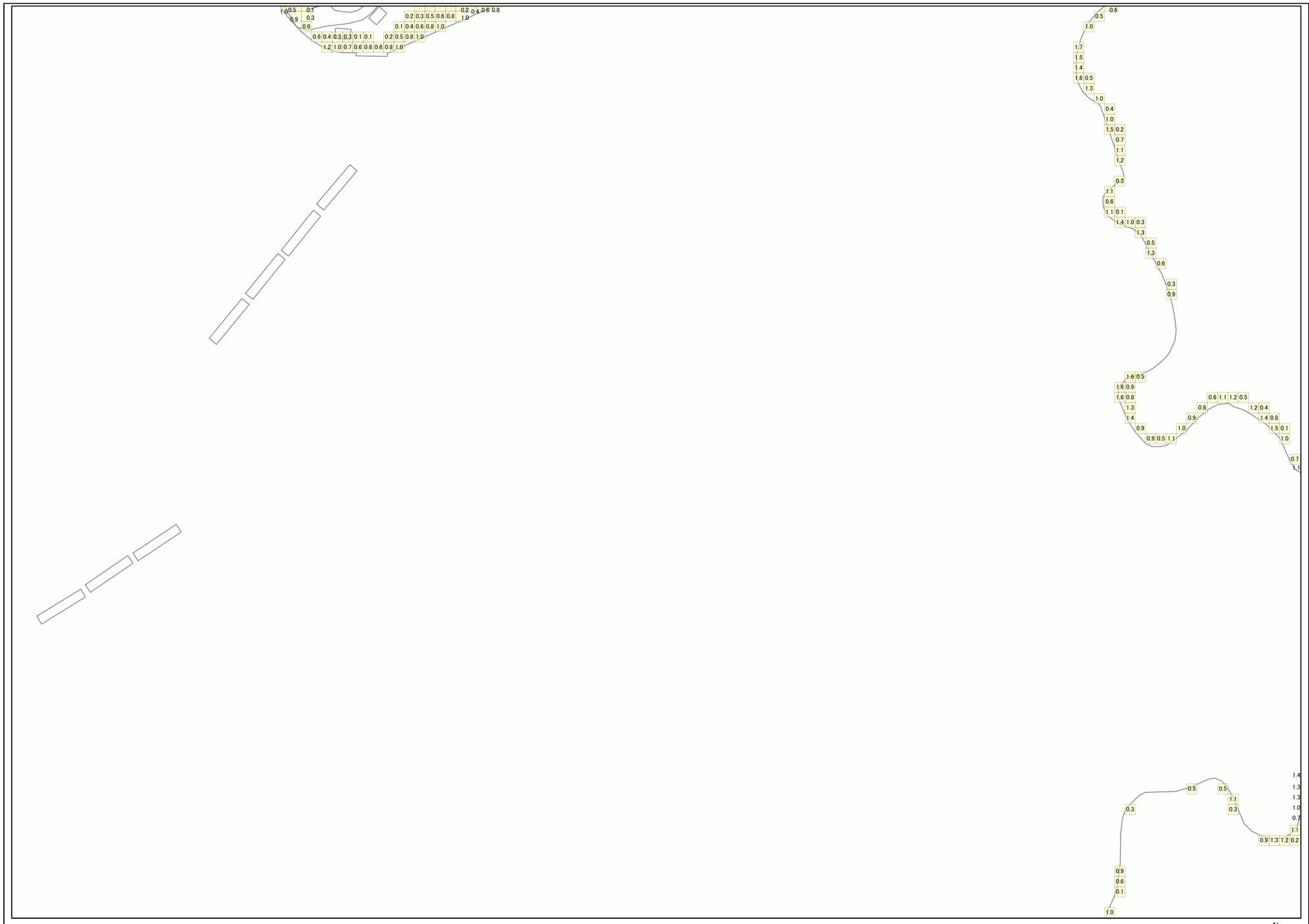

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

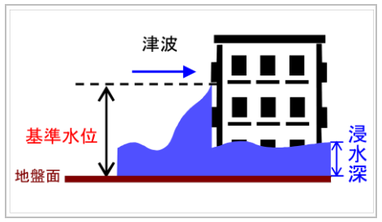

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（25）

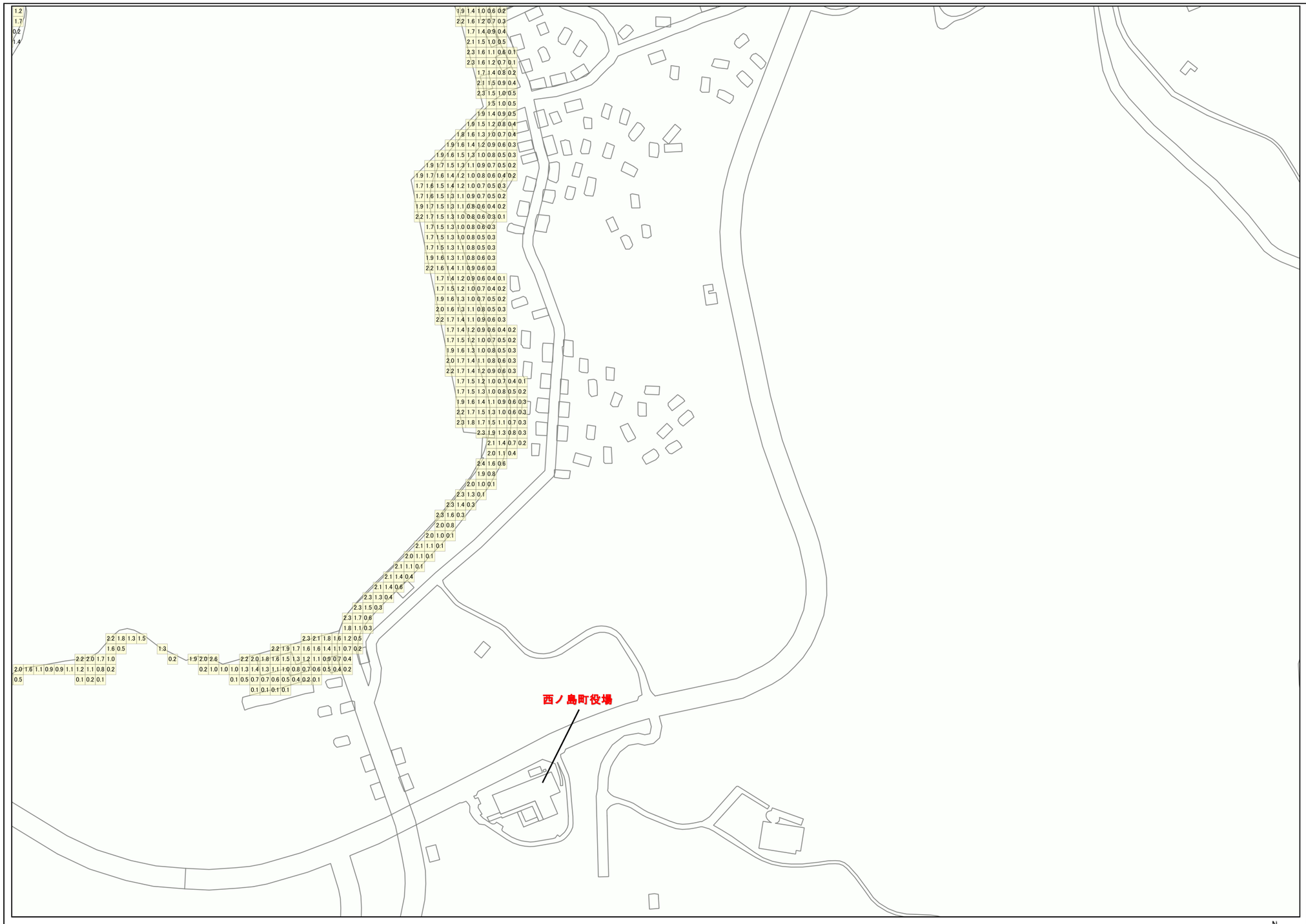

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

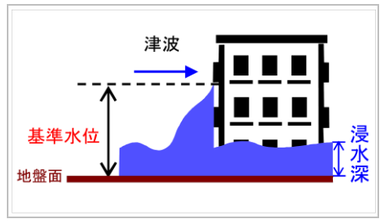

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（26）

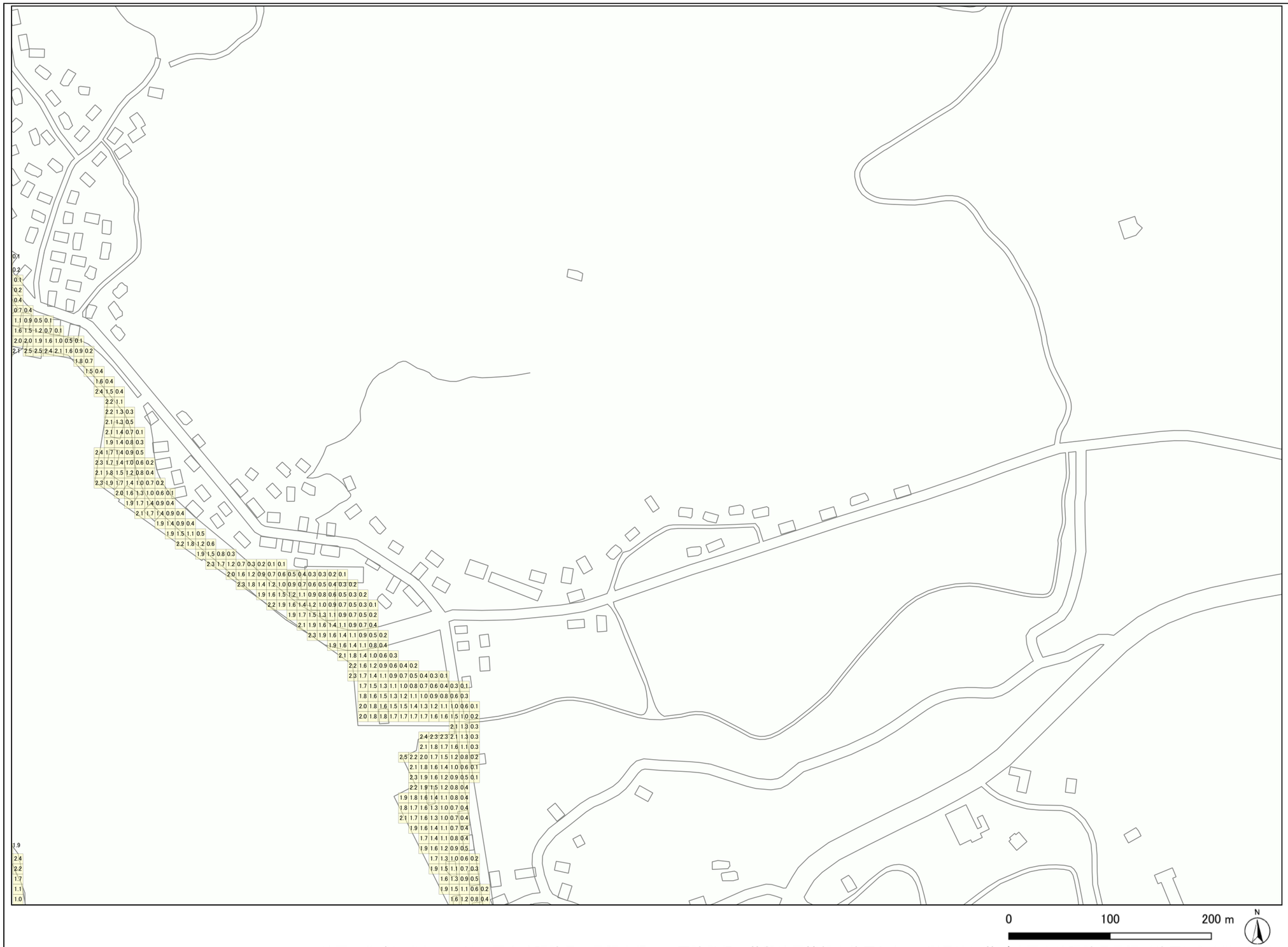

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

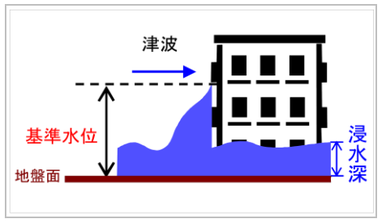

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（27）

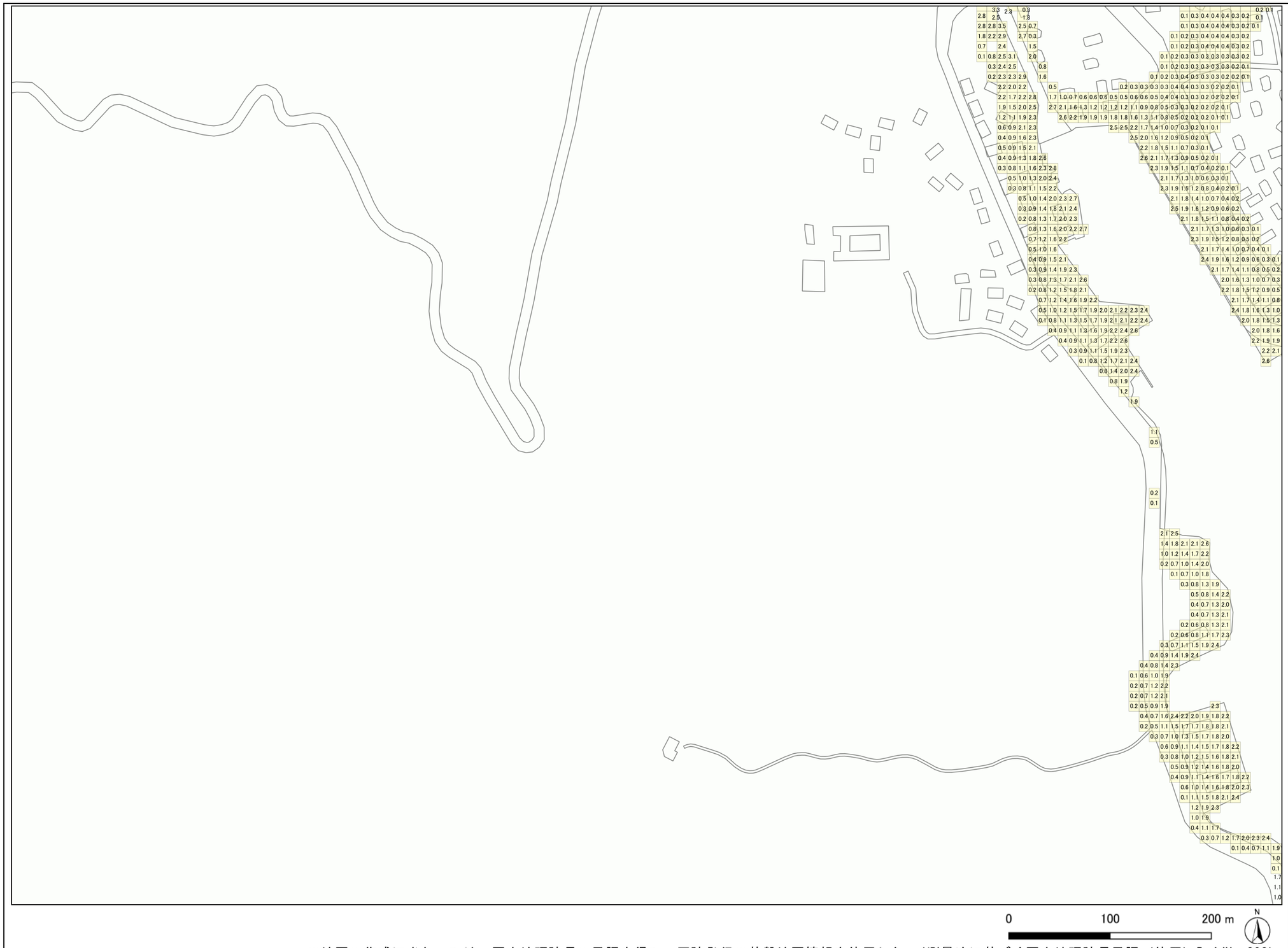

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

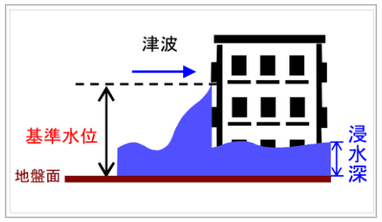

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
（単位：メートル）

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（28）

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

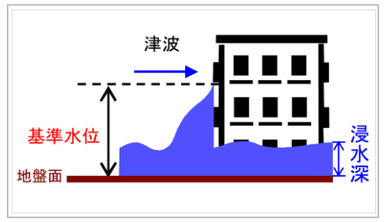

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（29）

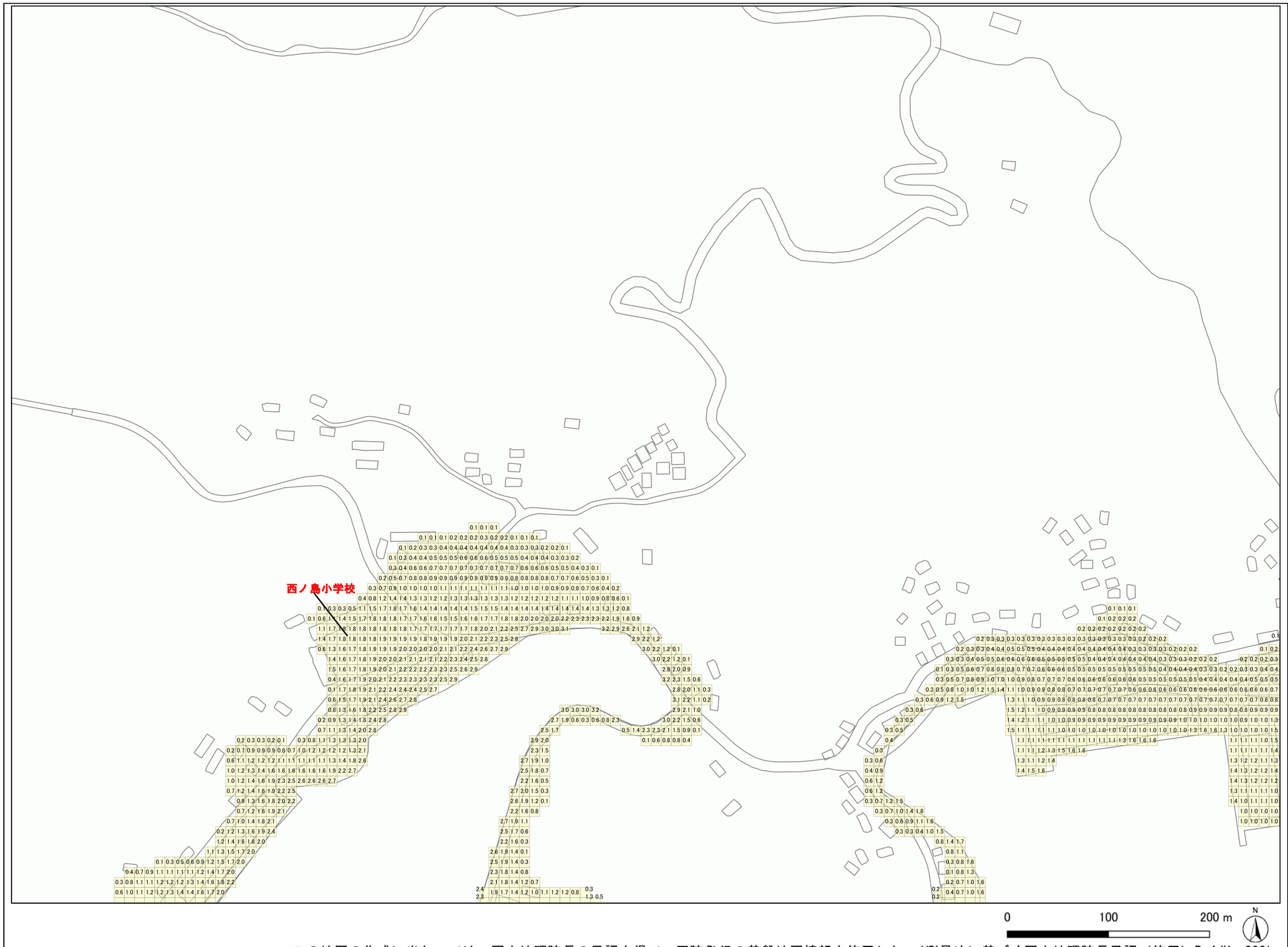

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

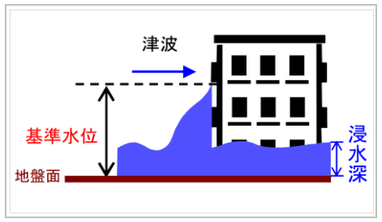

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（30）

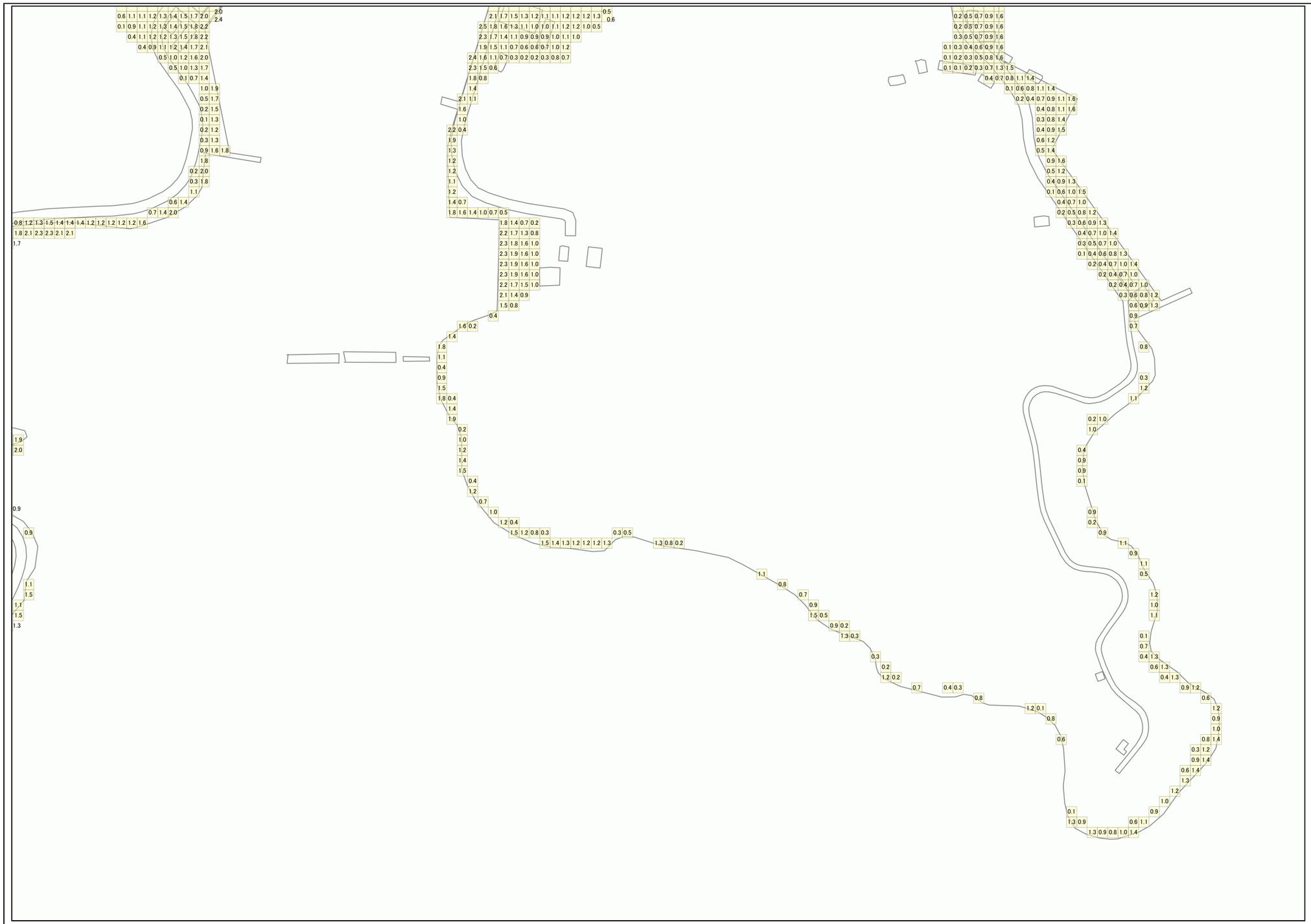

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

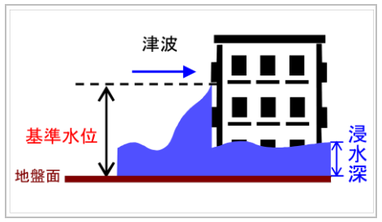

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（31）

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

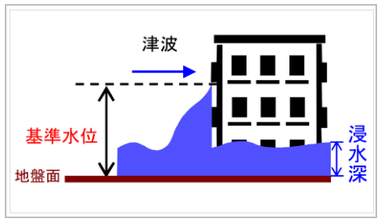

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（32）

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

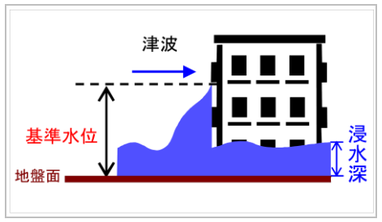

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（33）

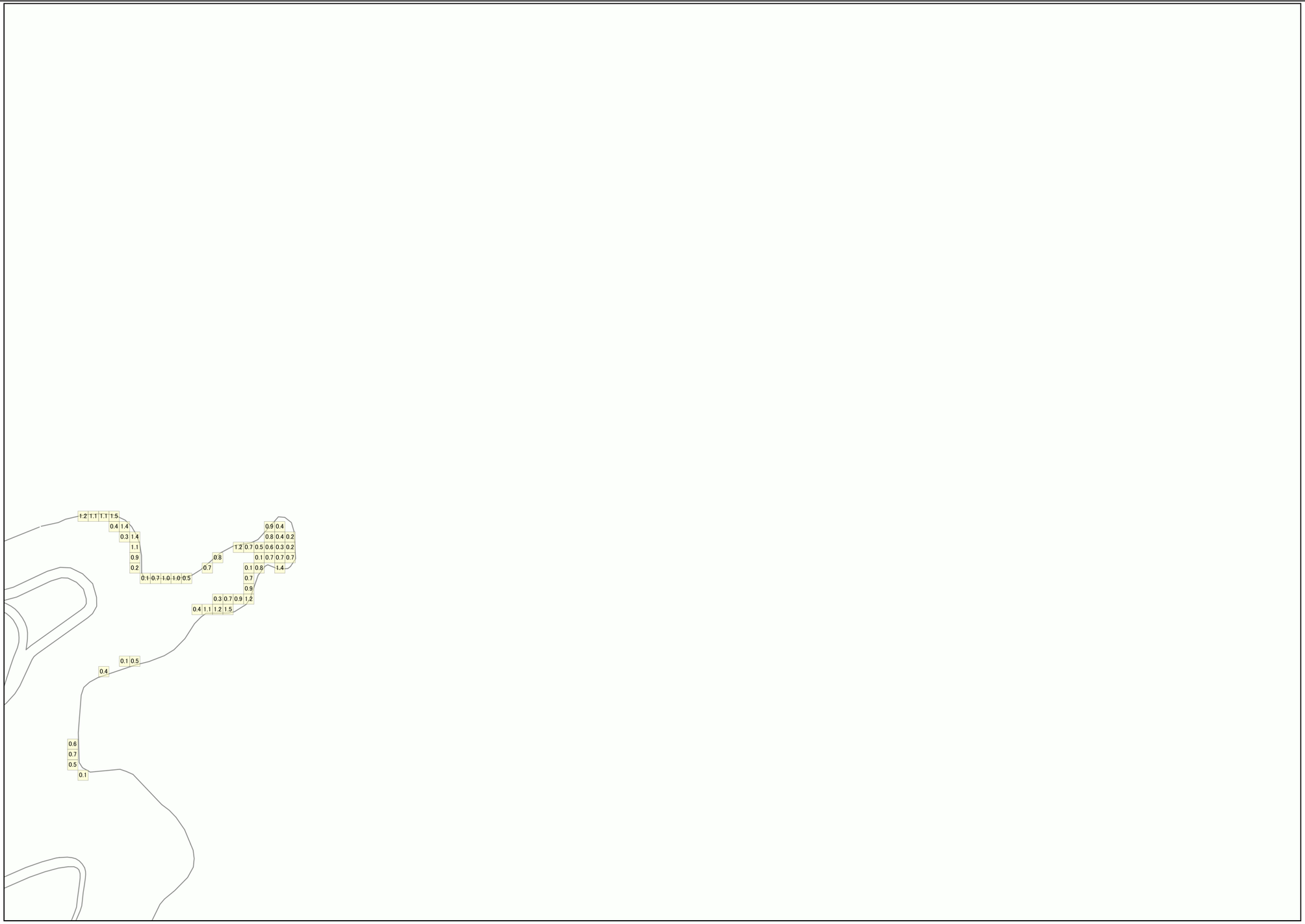

0 100 200 m

N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

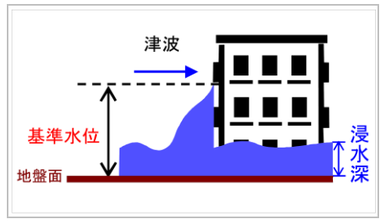

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（34）

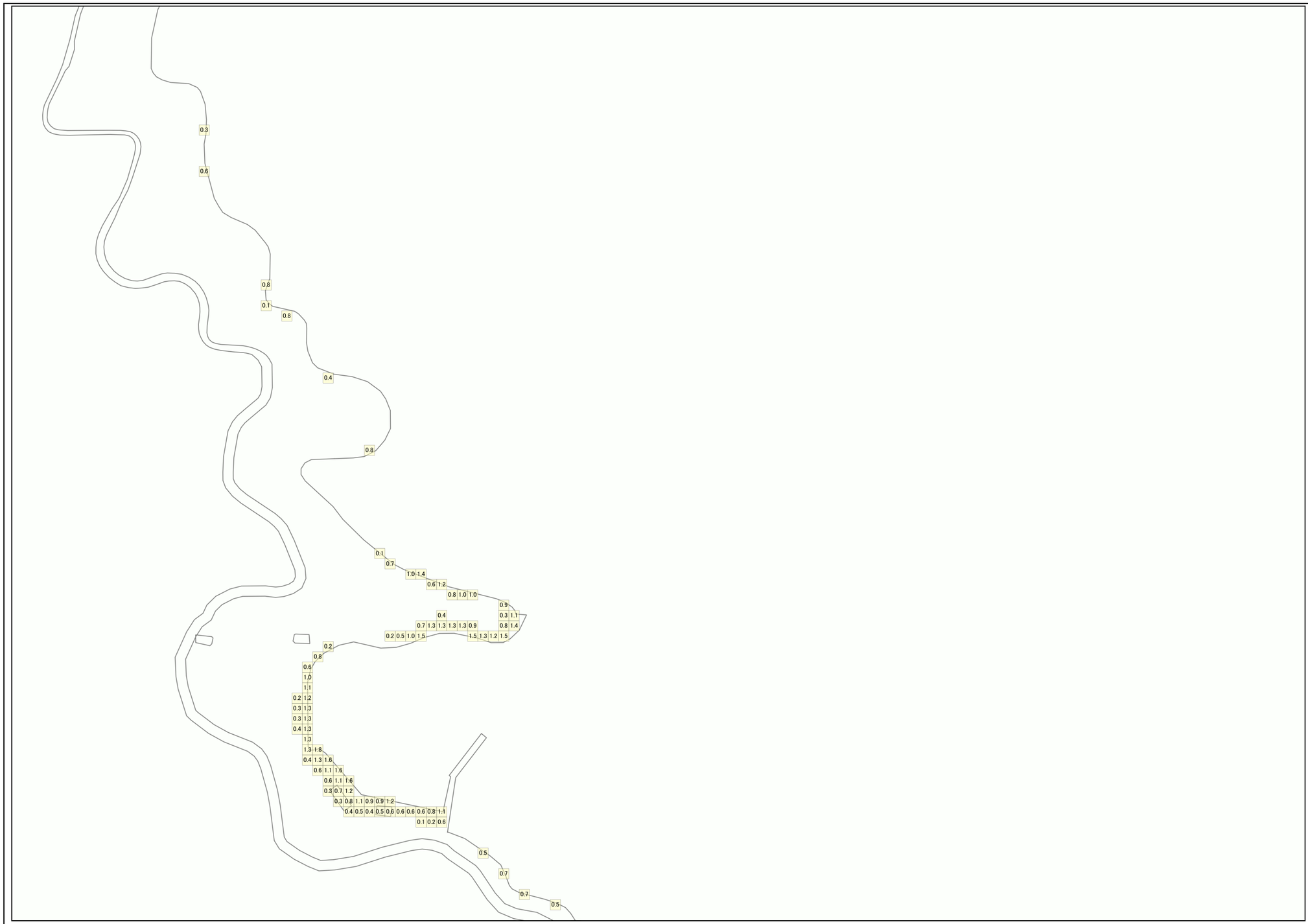

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

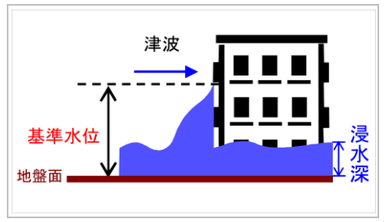

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（35）

0　100　200 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

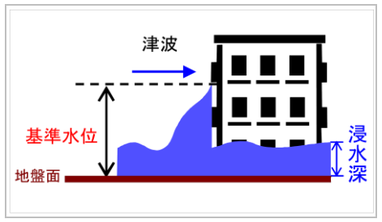

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
（単位：メートル）

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（36）

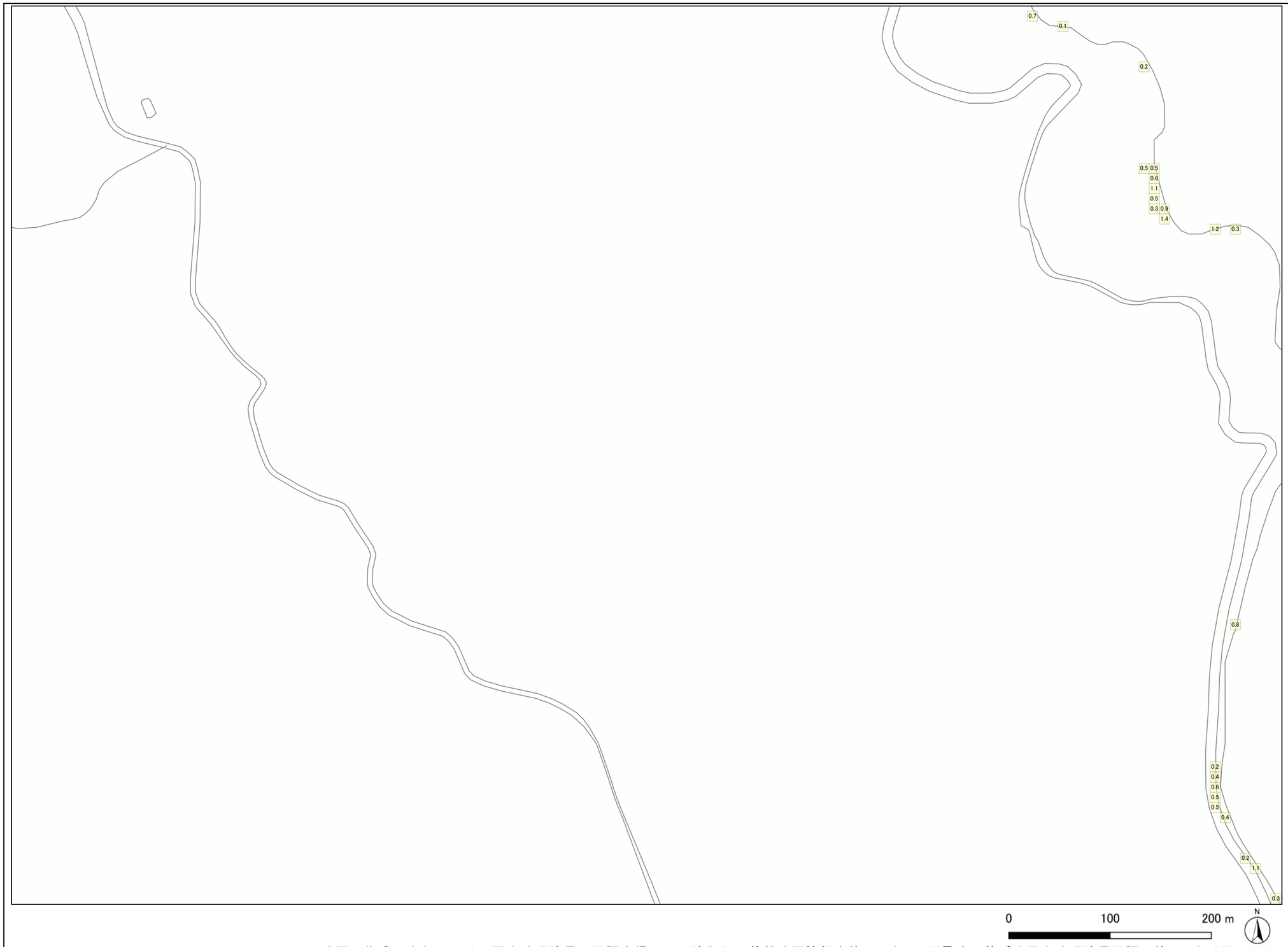

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

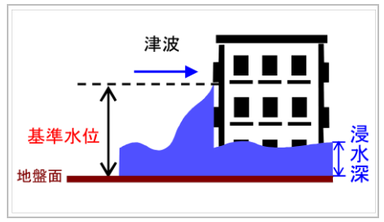

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（37）

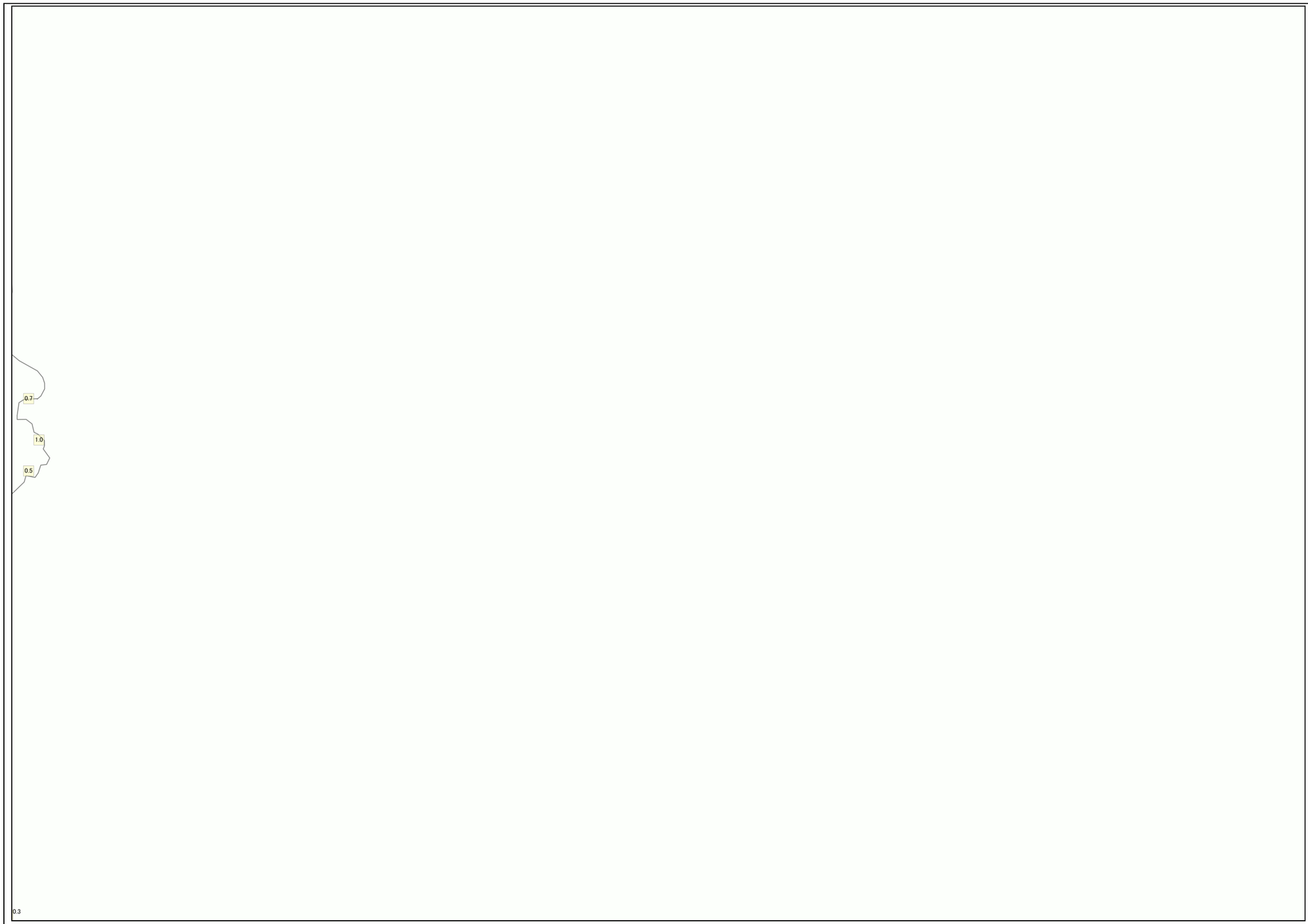

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

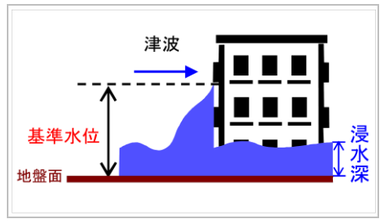

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（38）

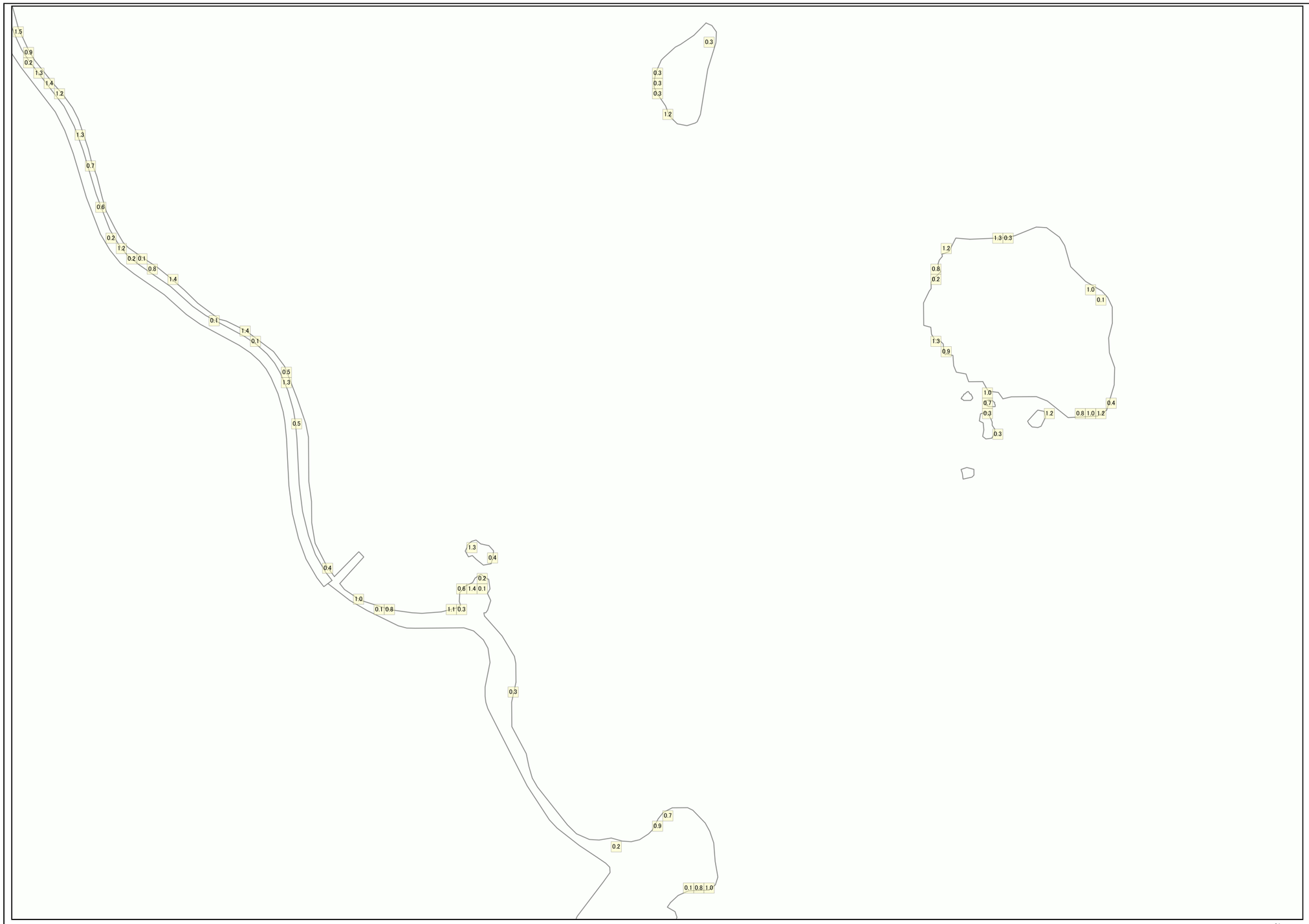

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

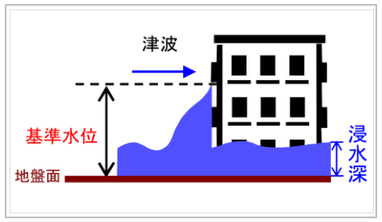

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（39）

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

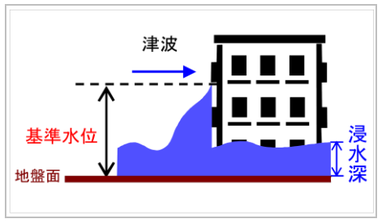

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（40）

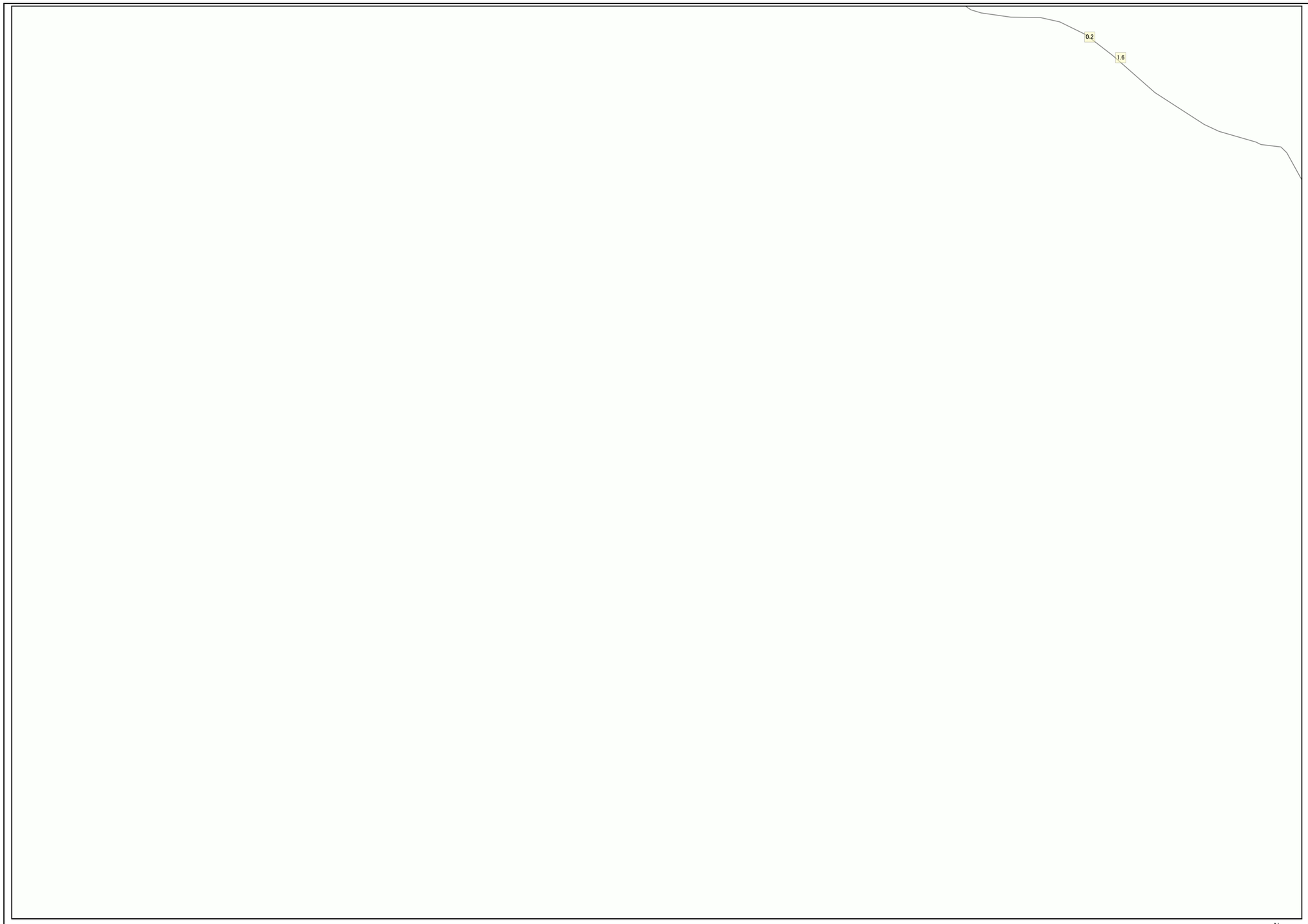

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

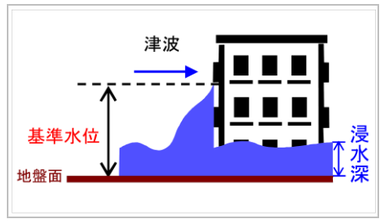

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（41）

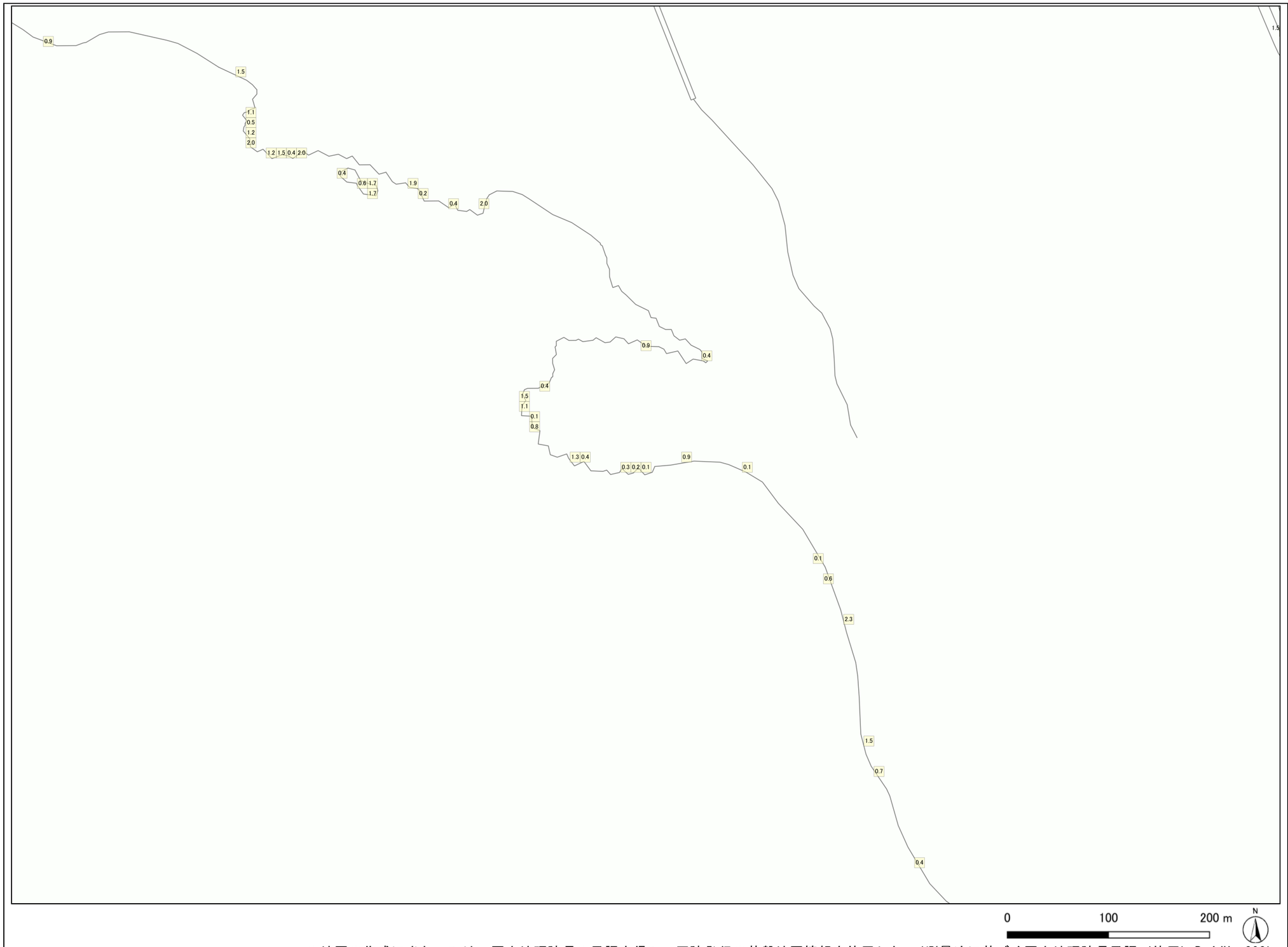

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

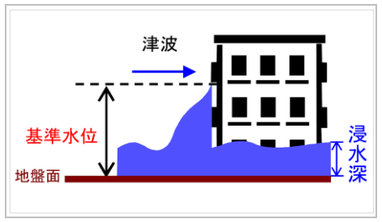

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（42）

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

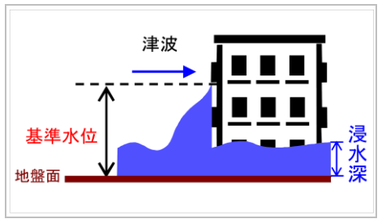

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（43）

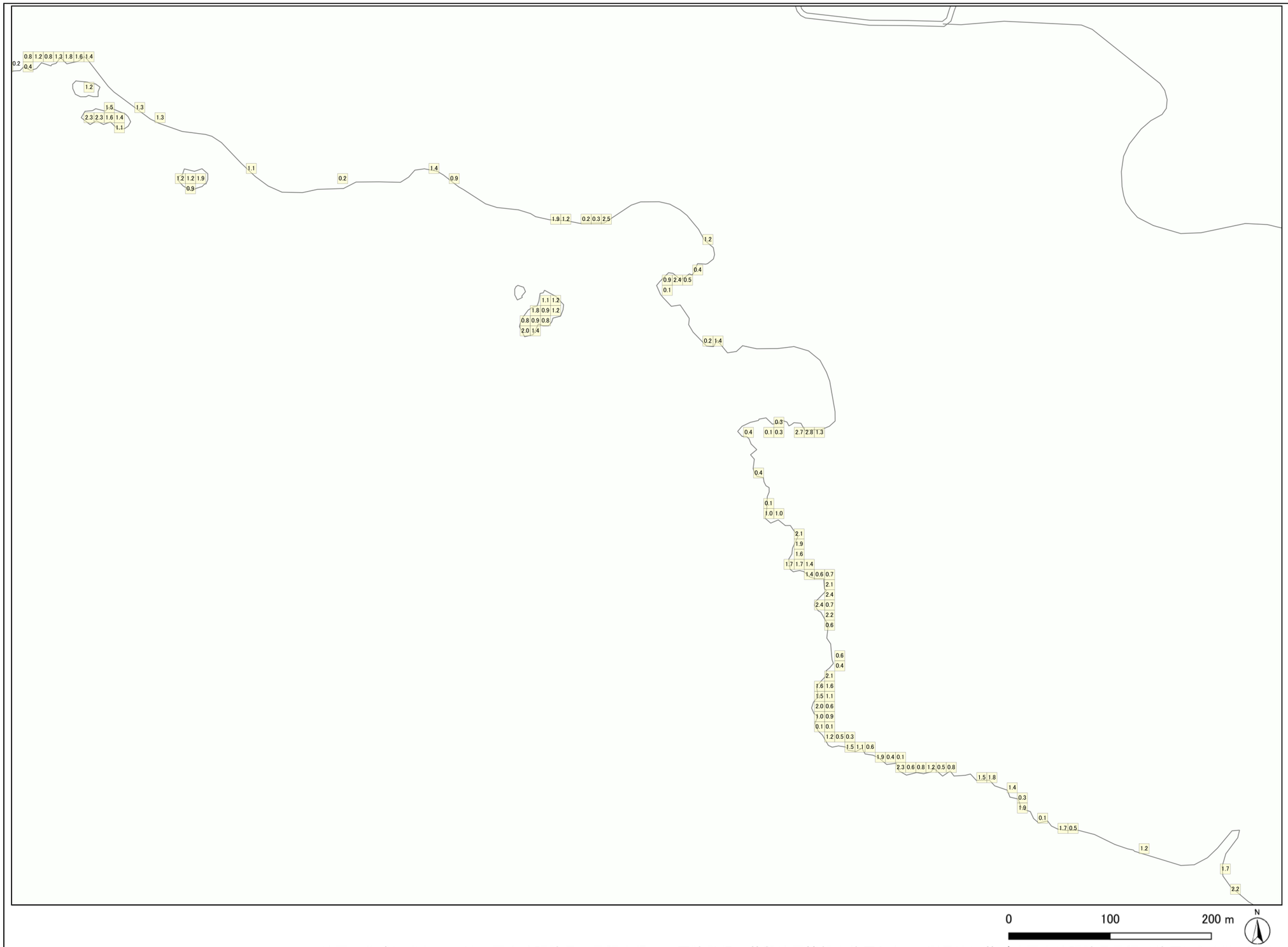

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

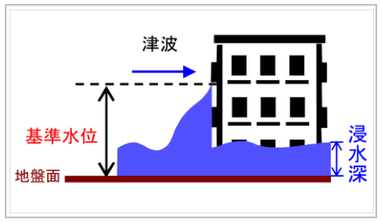

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（44）

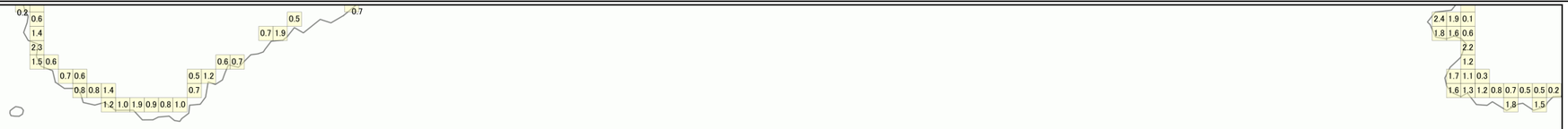

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

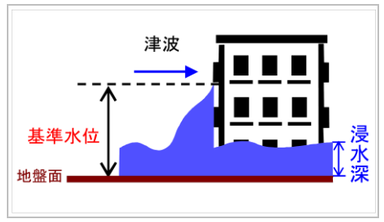

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（45）

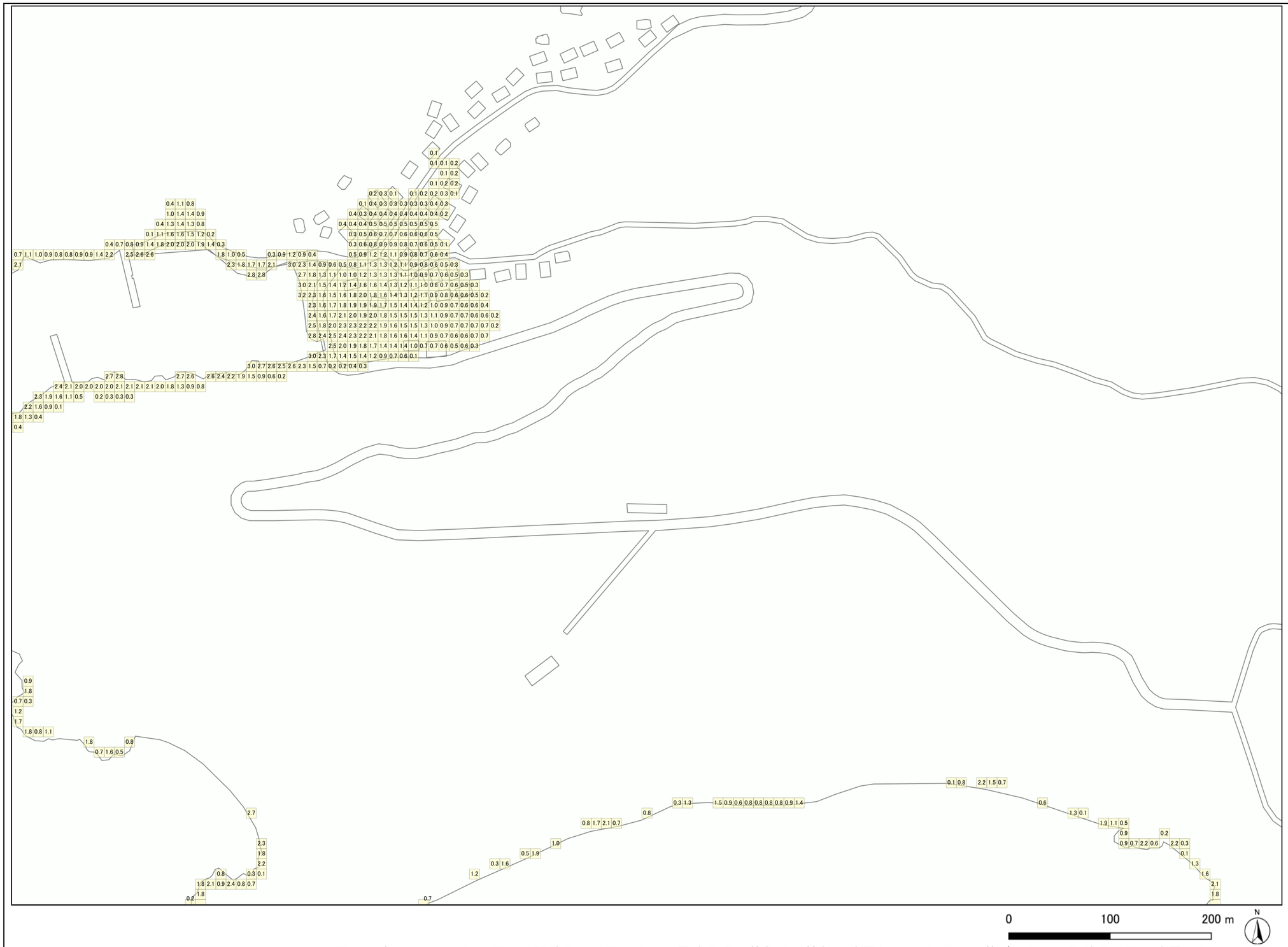

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

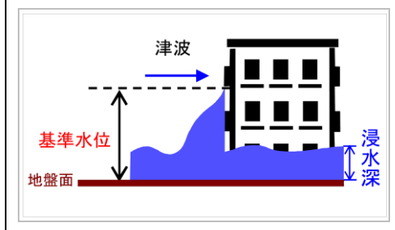

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（46）

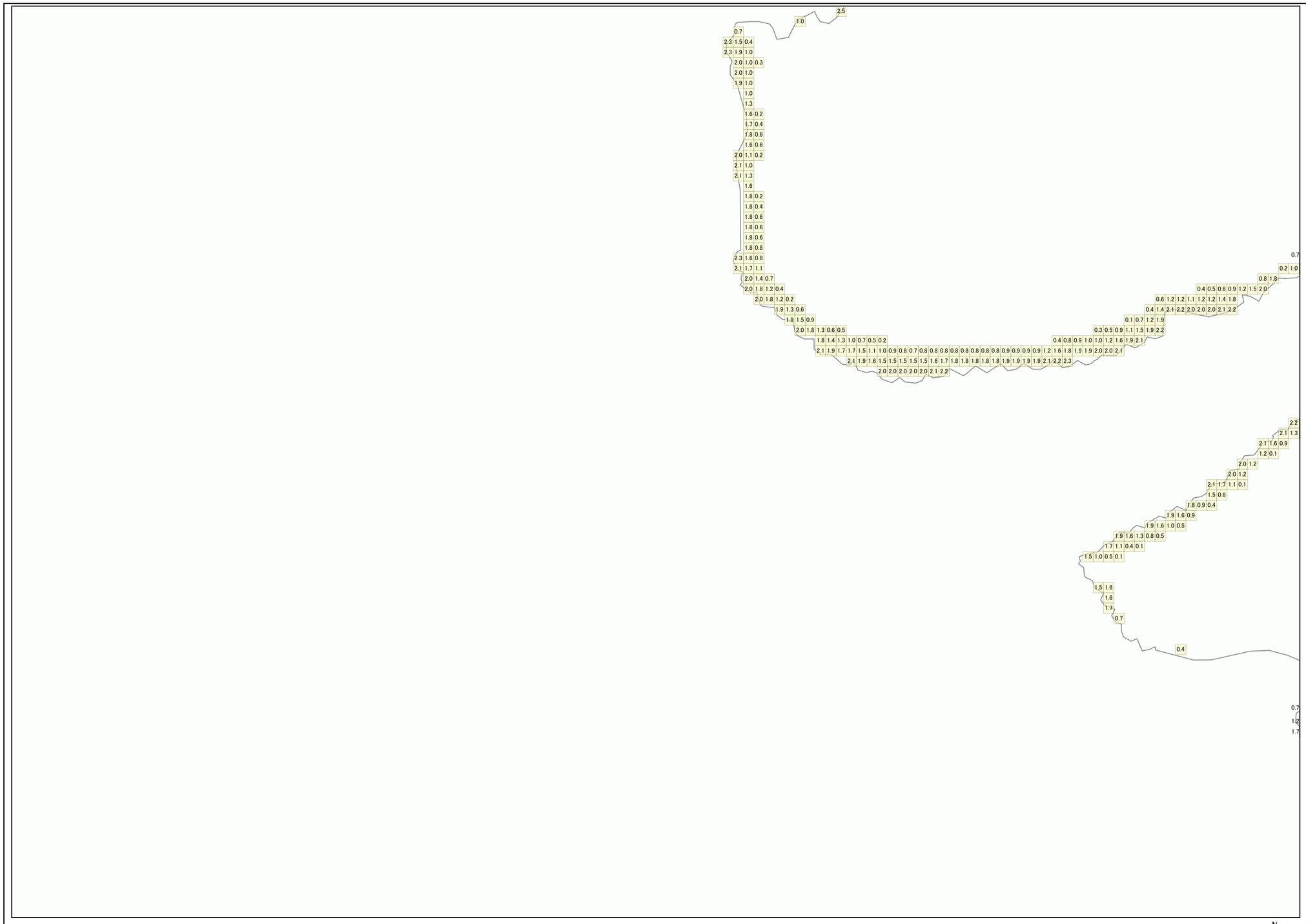

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

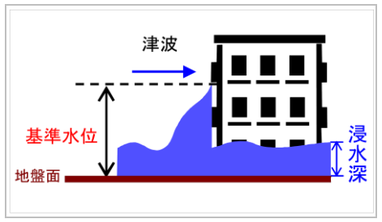

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
（単位：メートル）

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（47）

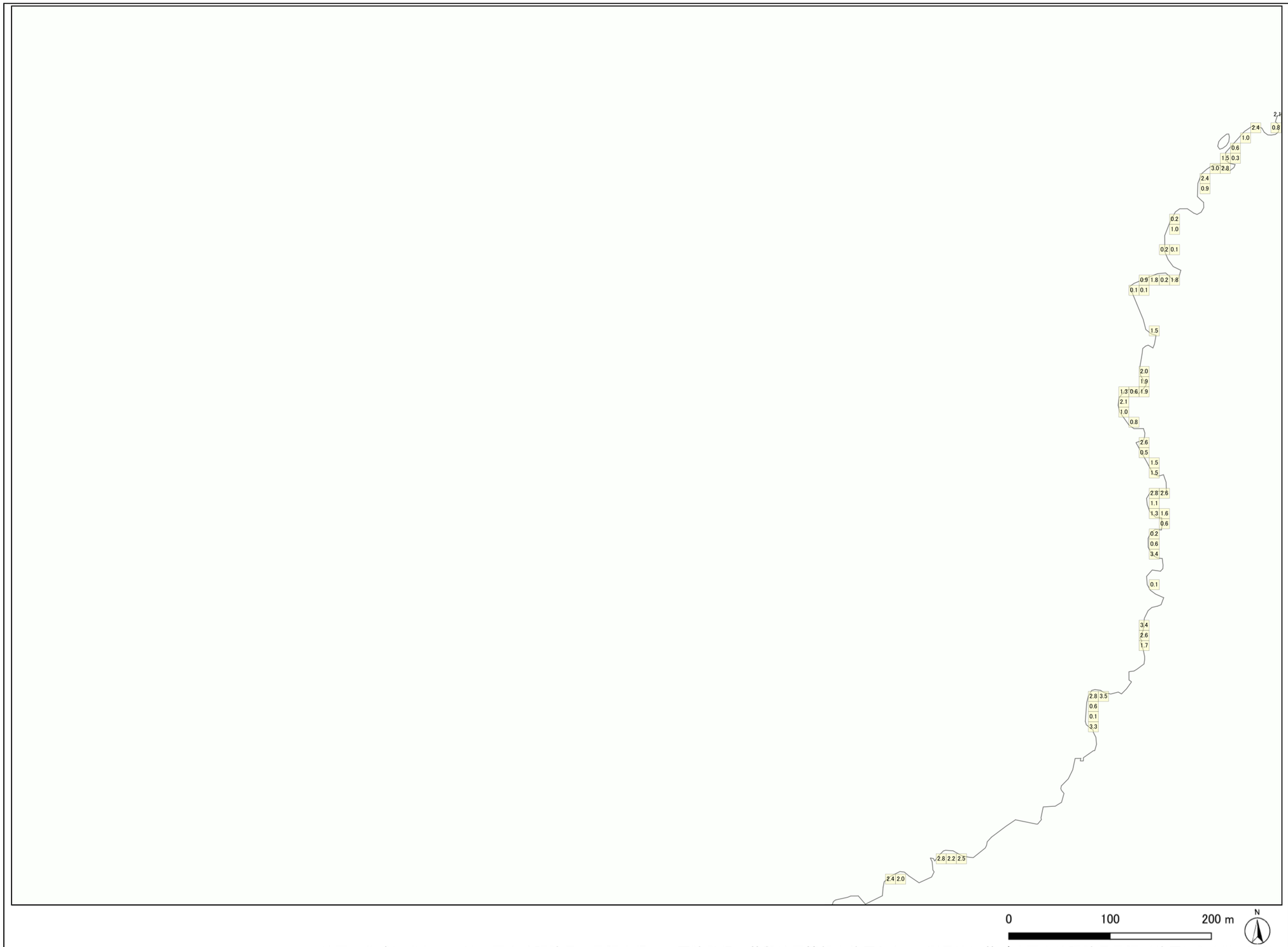

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

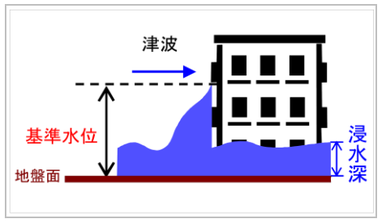

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（48）

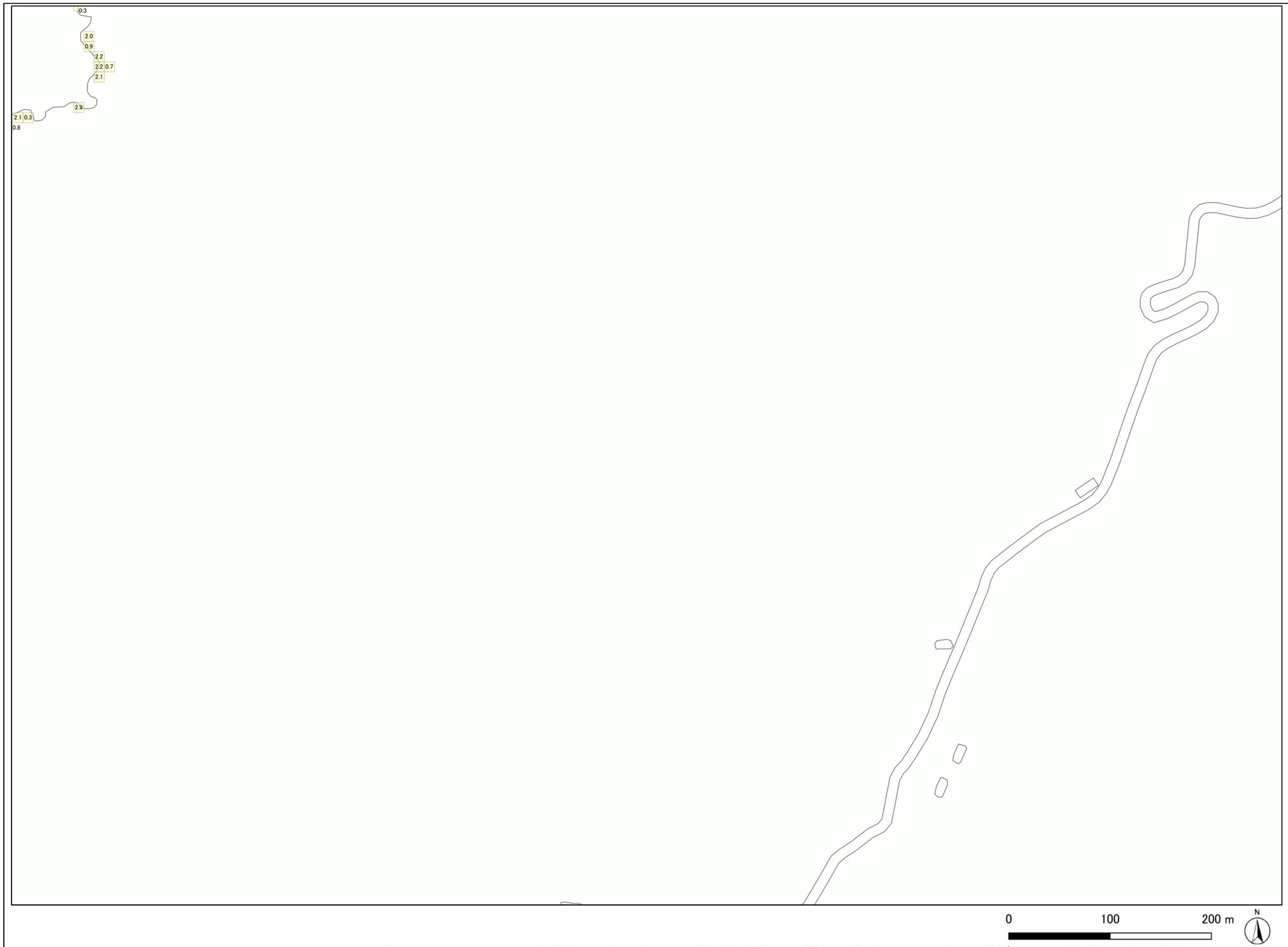

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

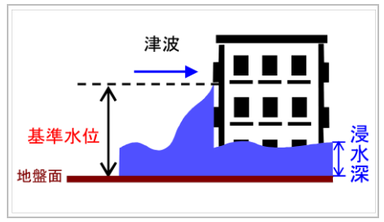

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（49）

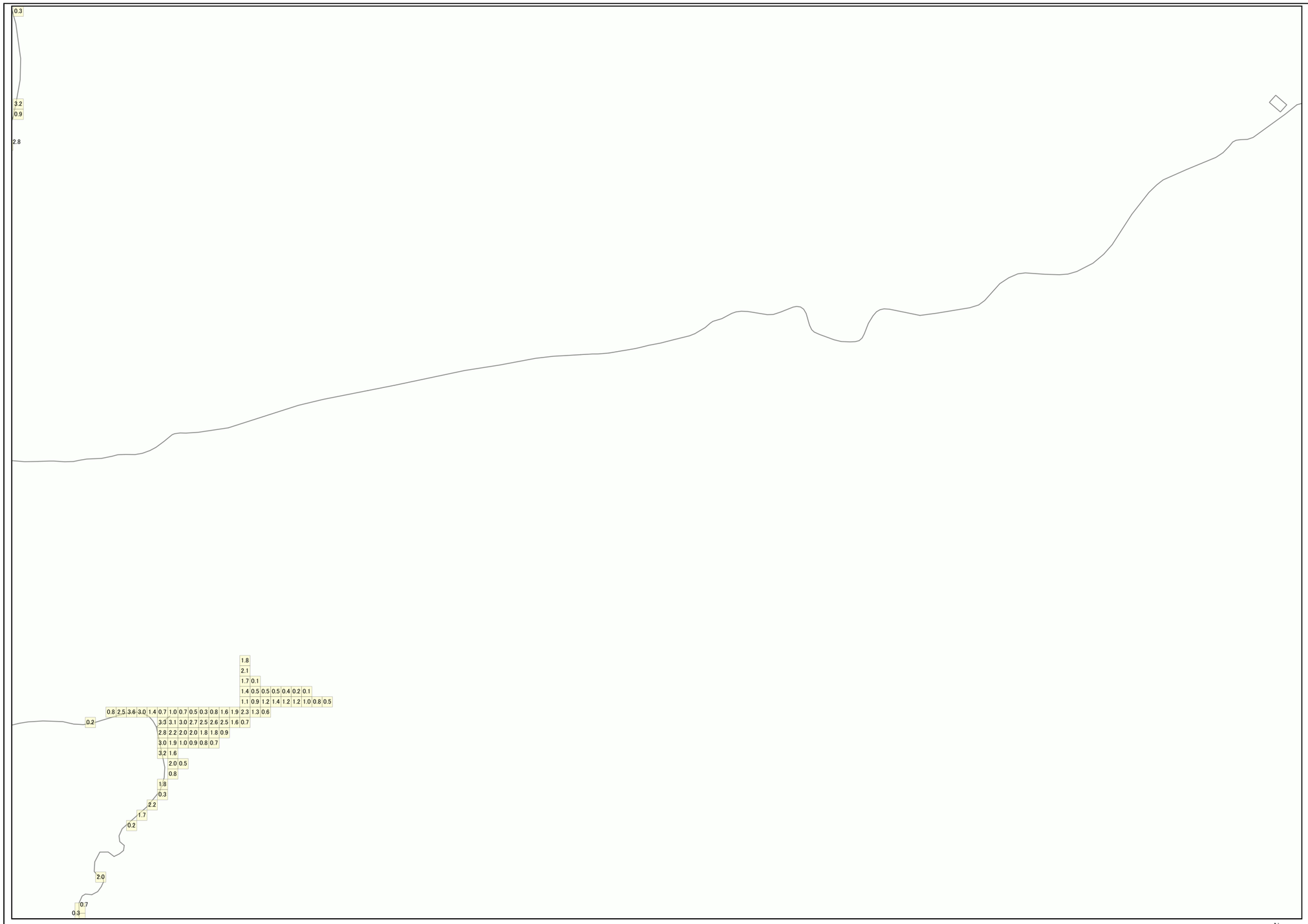

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

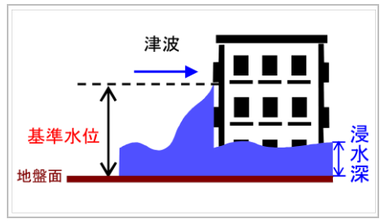

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（50）

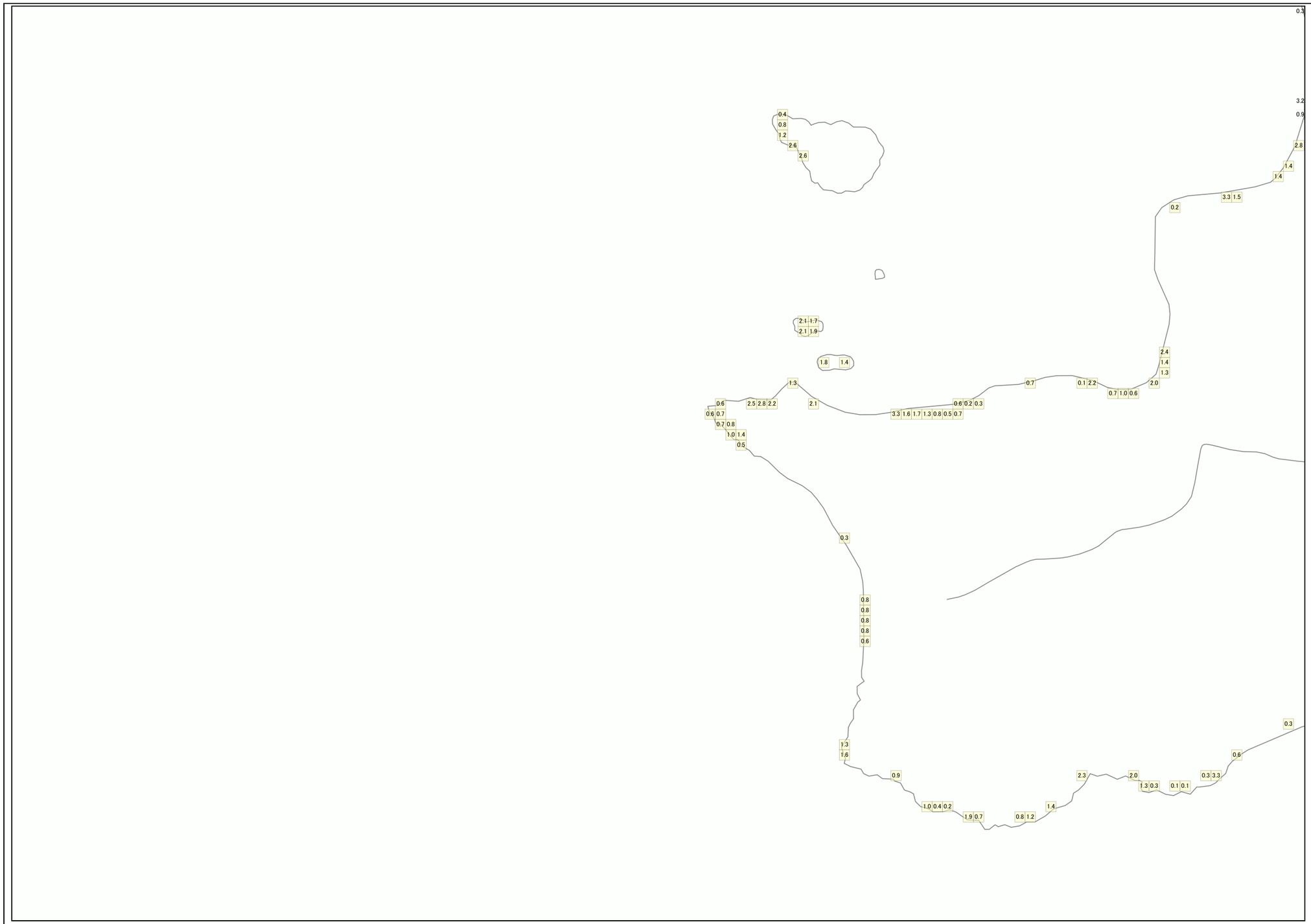

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

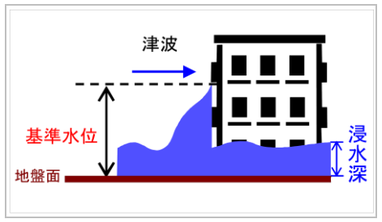

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（51）

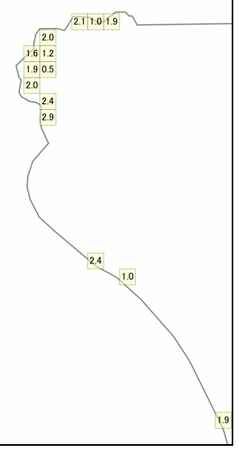

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

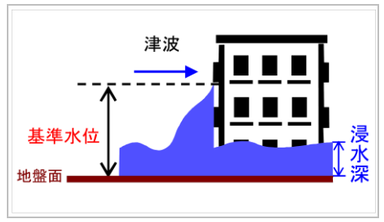

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（52）

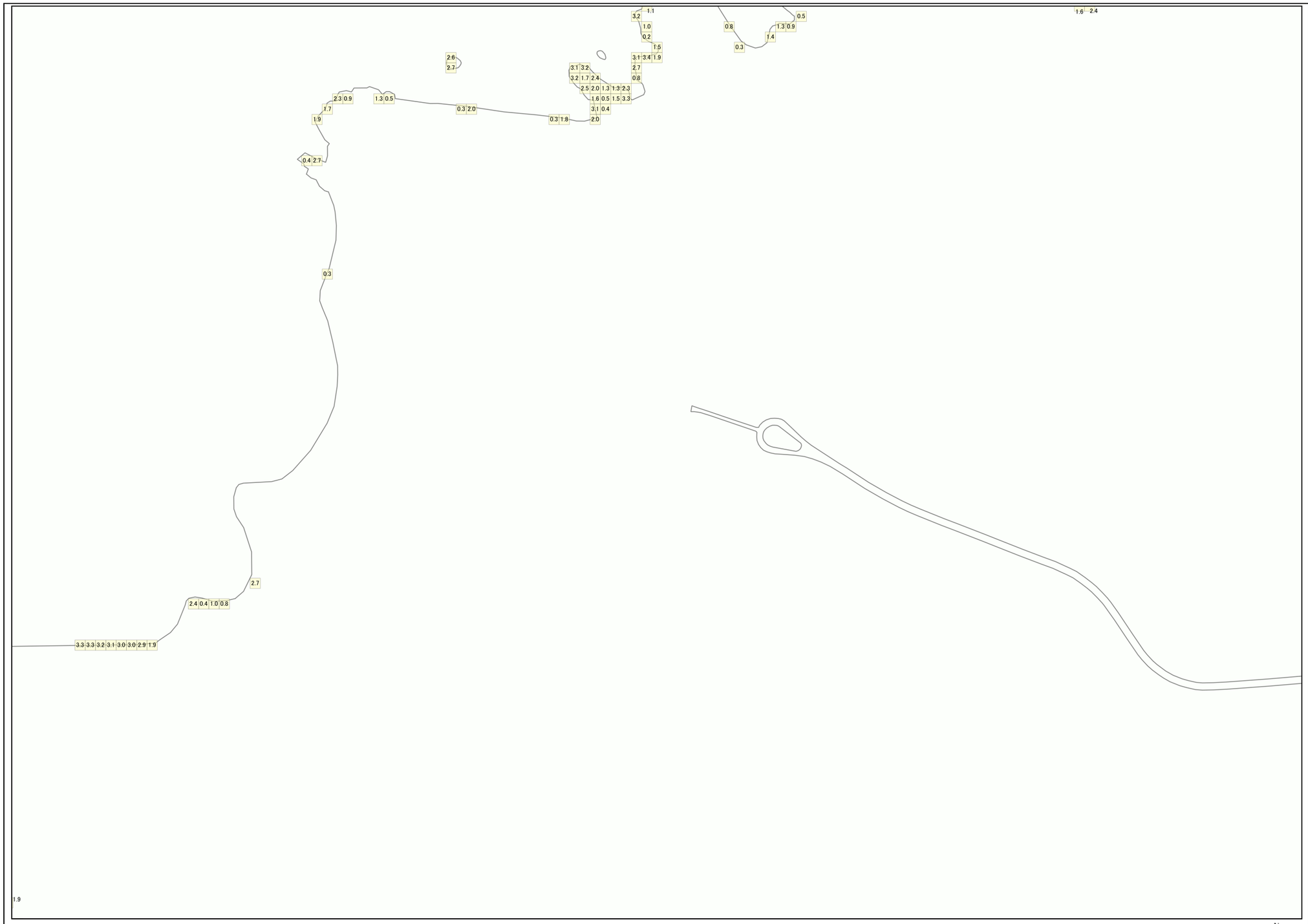

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

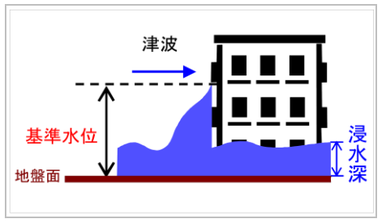

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（53）

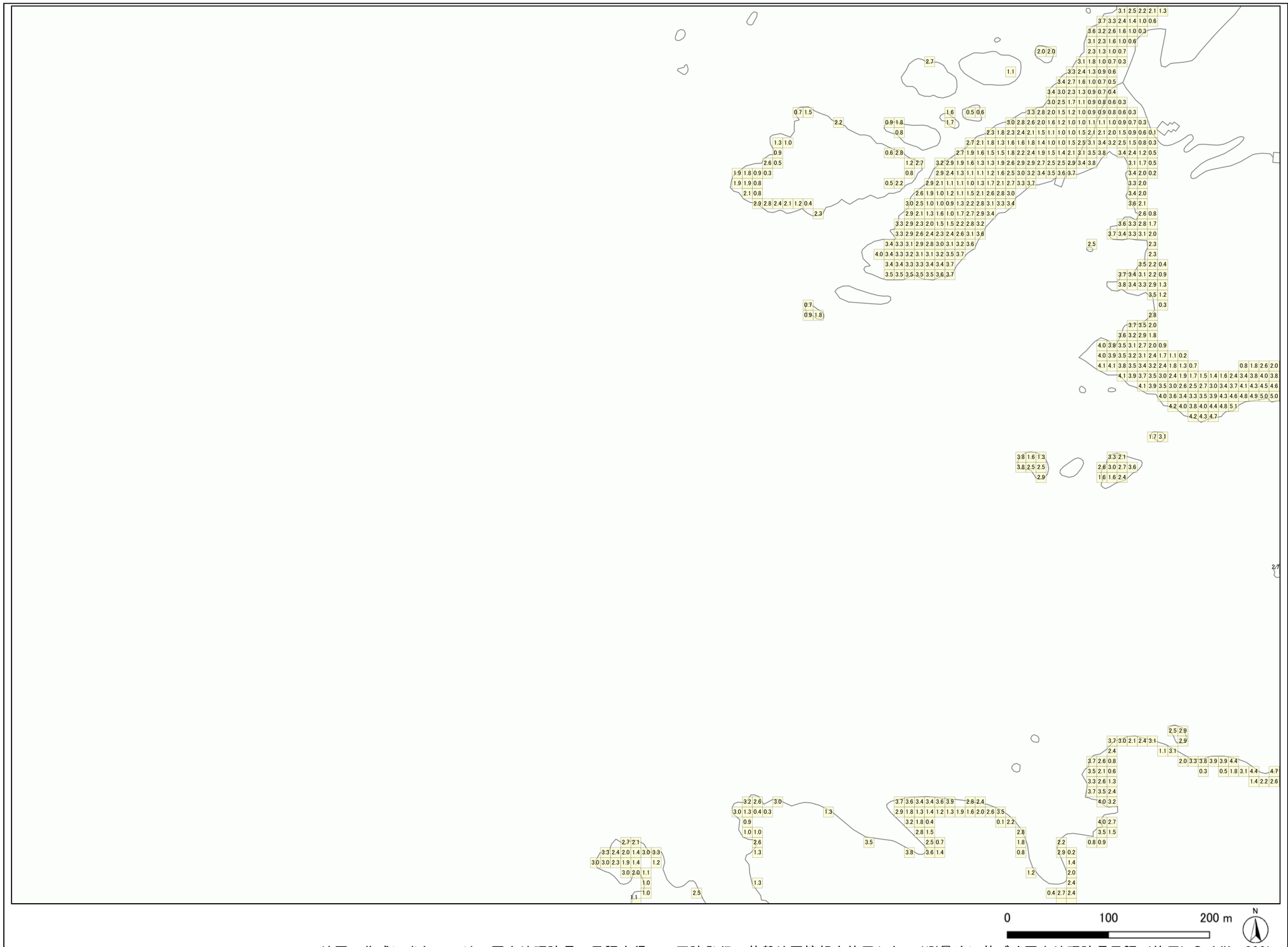

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

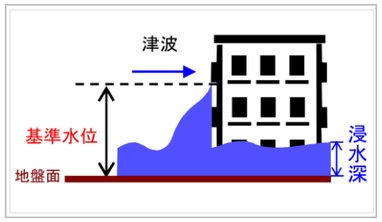

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（54）

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

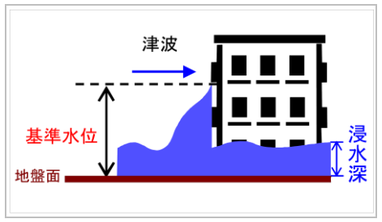

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（55）

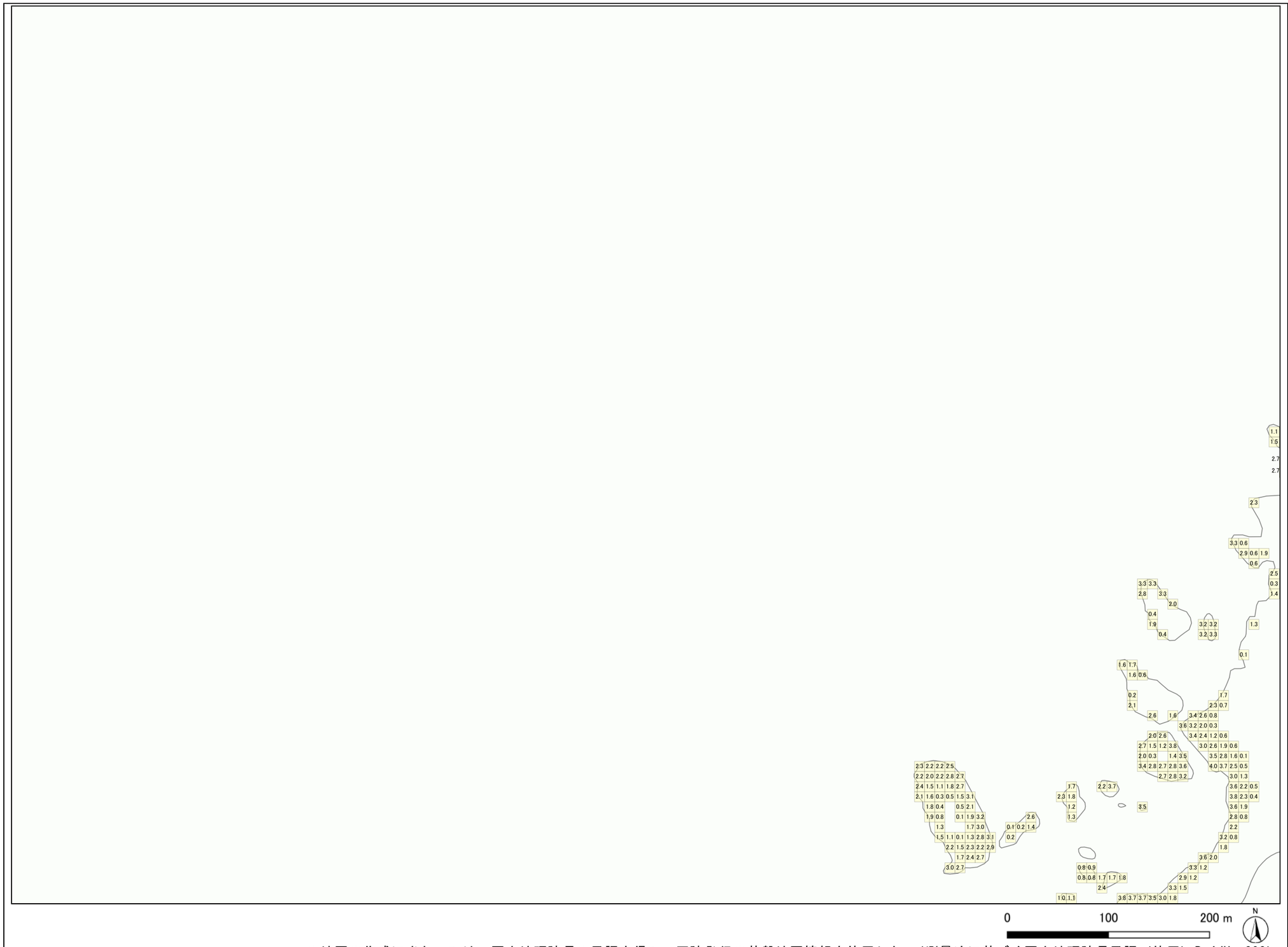

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

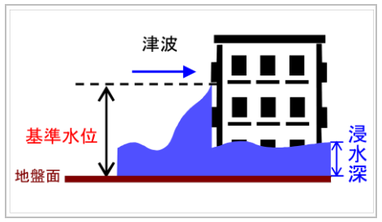

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（56）

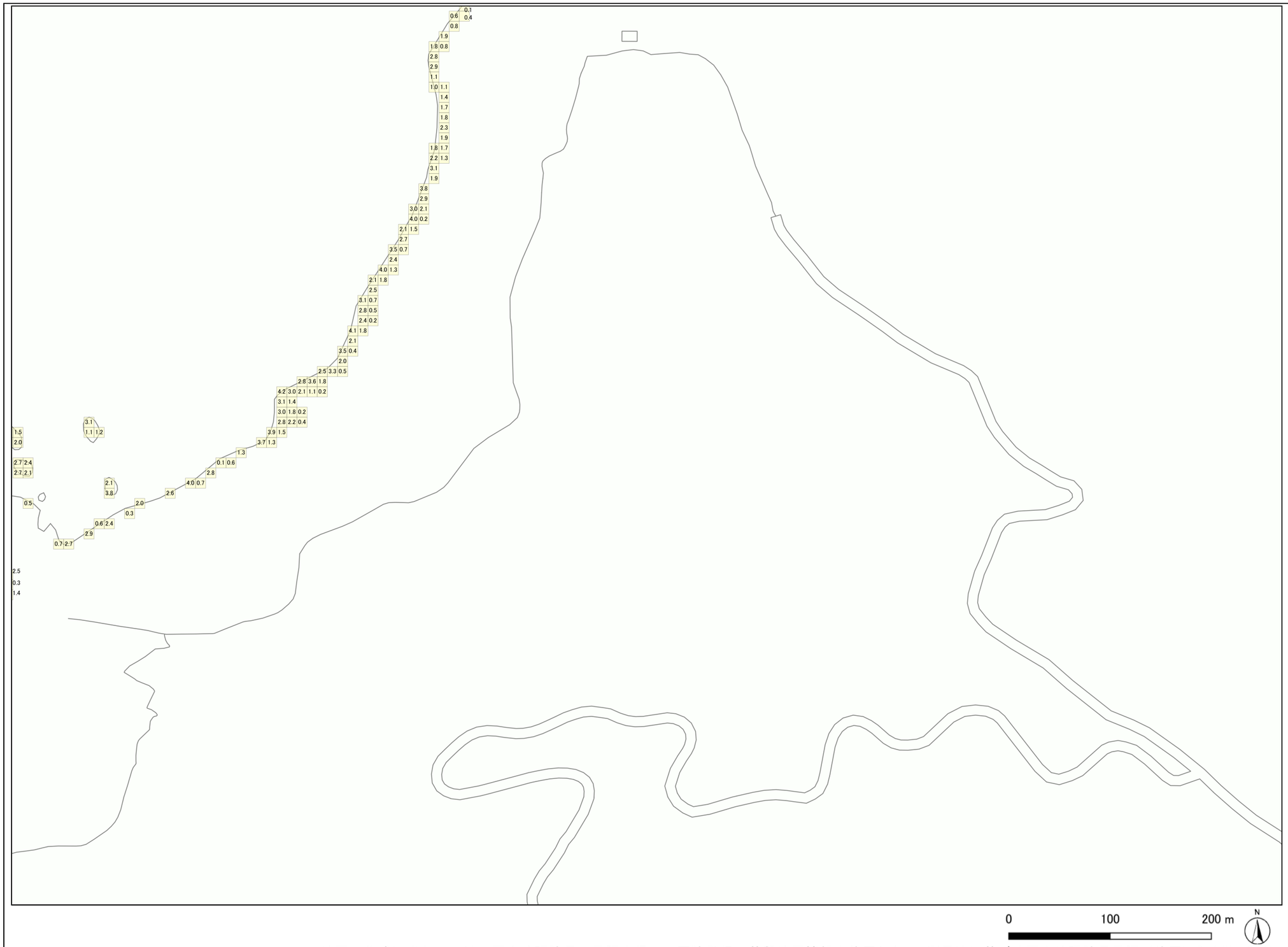

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

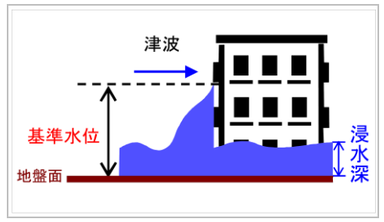

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（57）

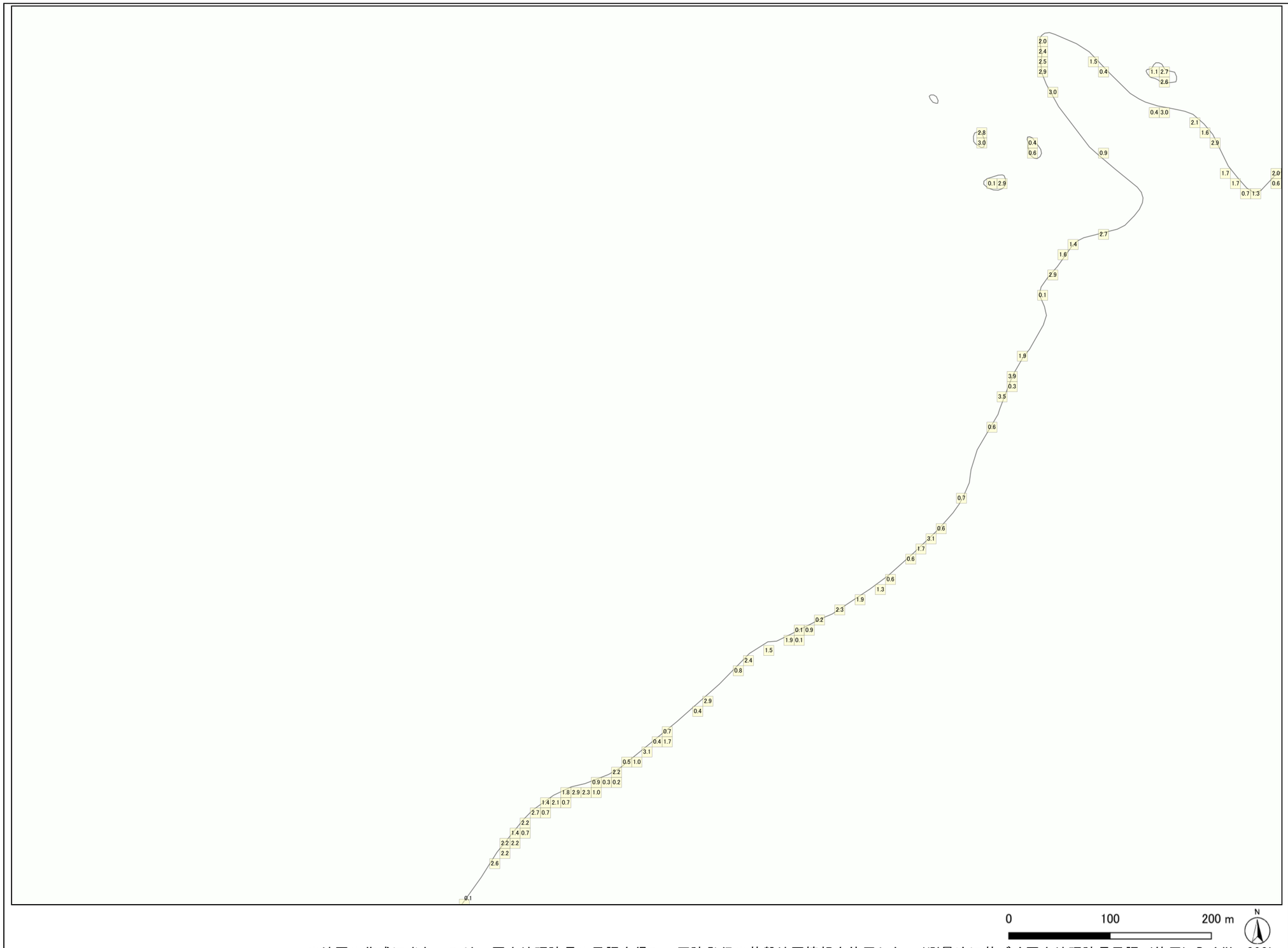

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

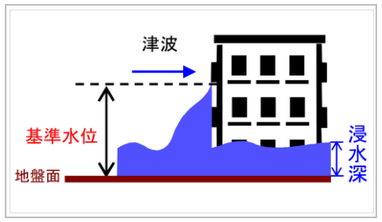

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（58）

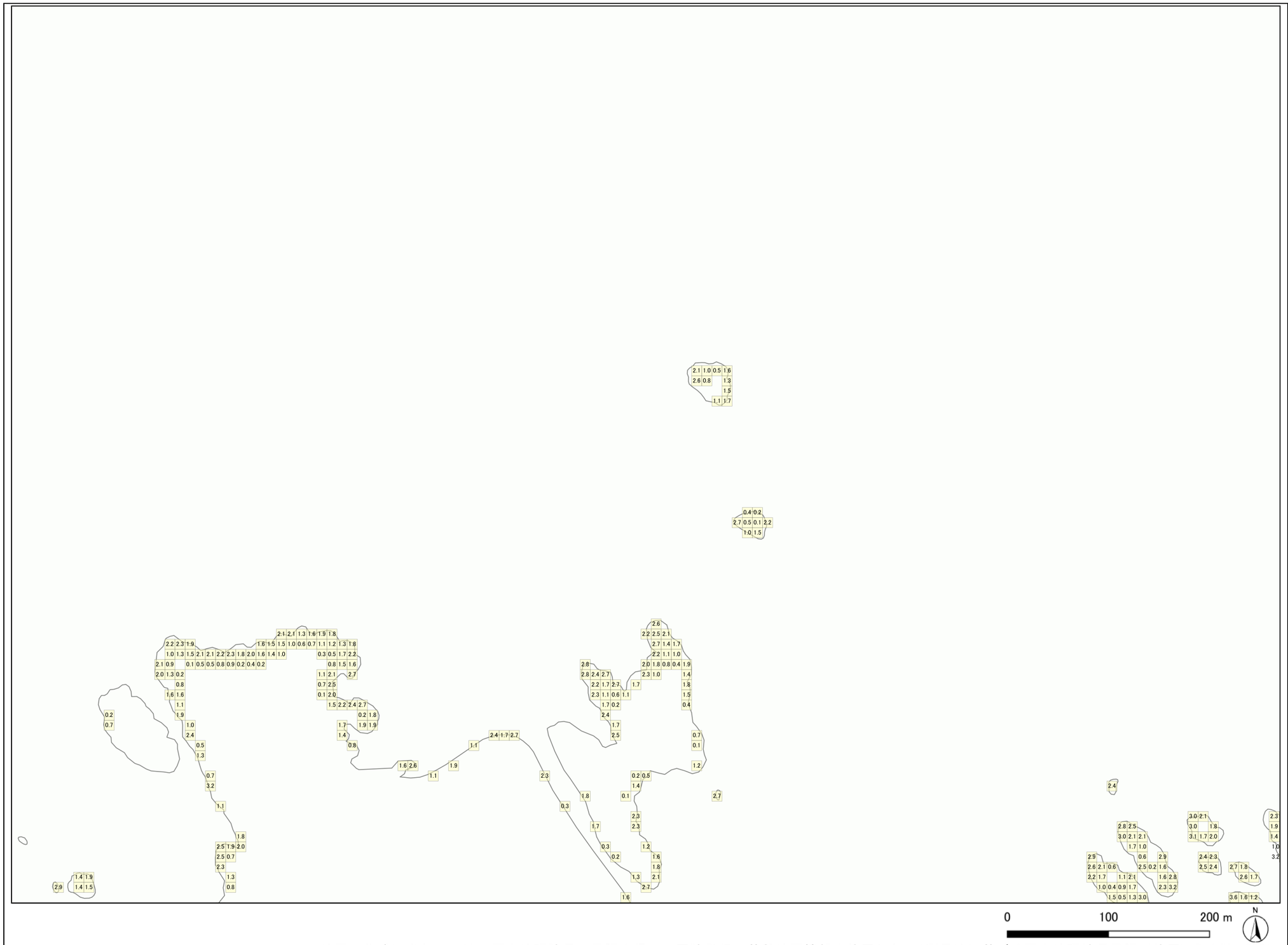

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

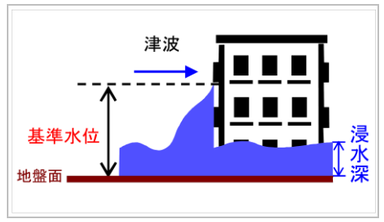

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（59）

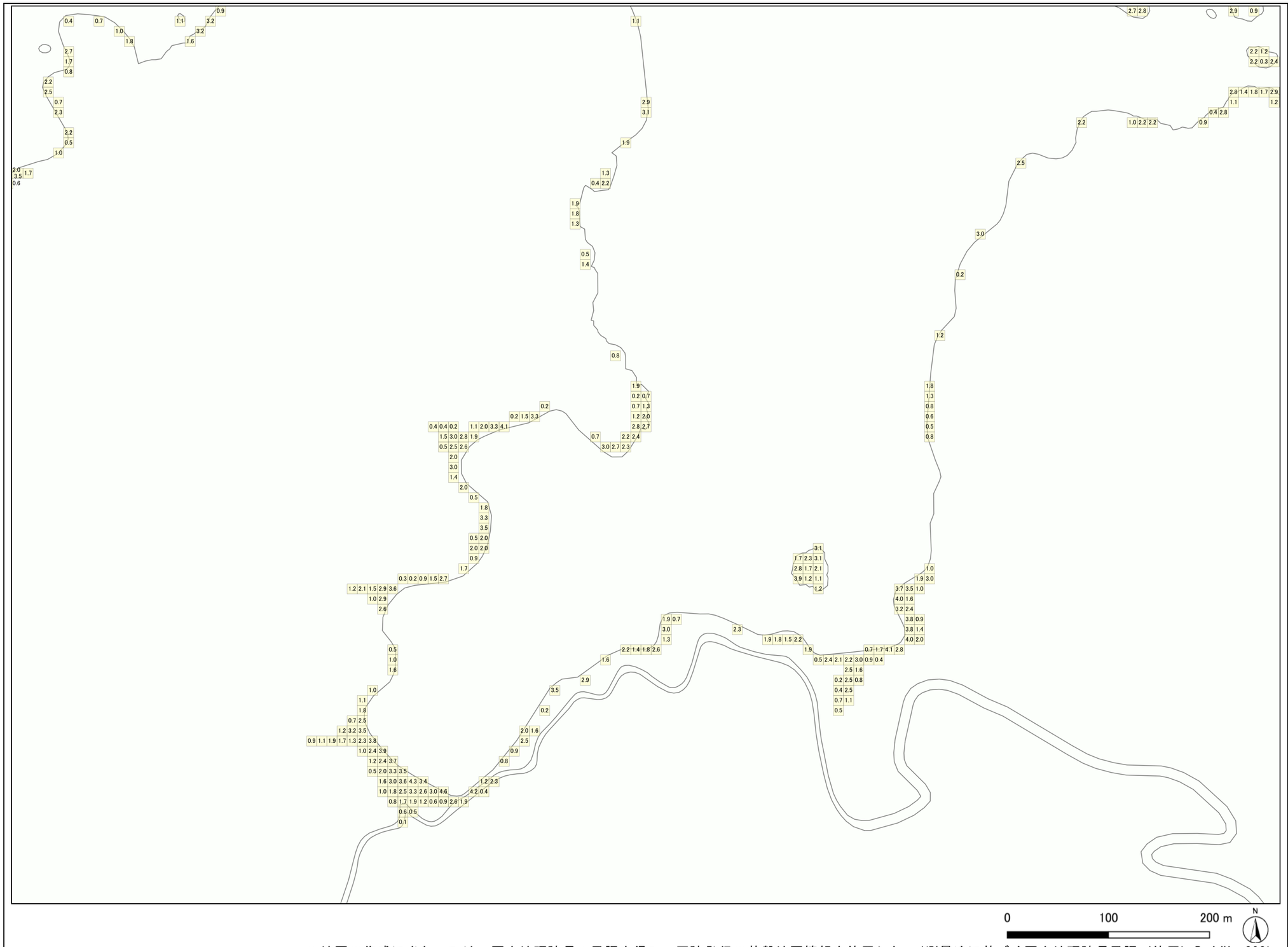

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

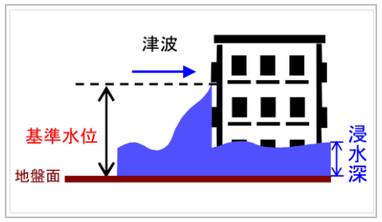

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（60）

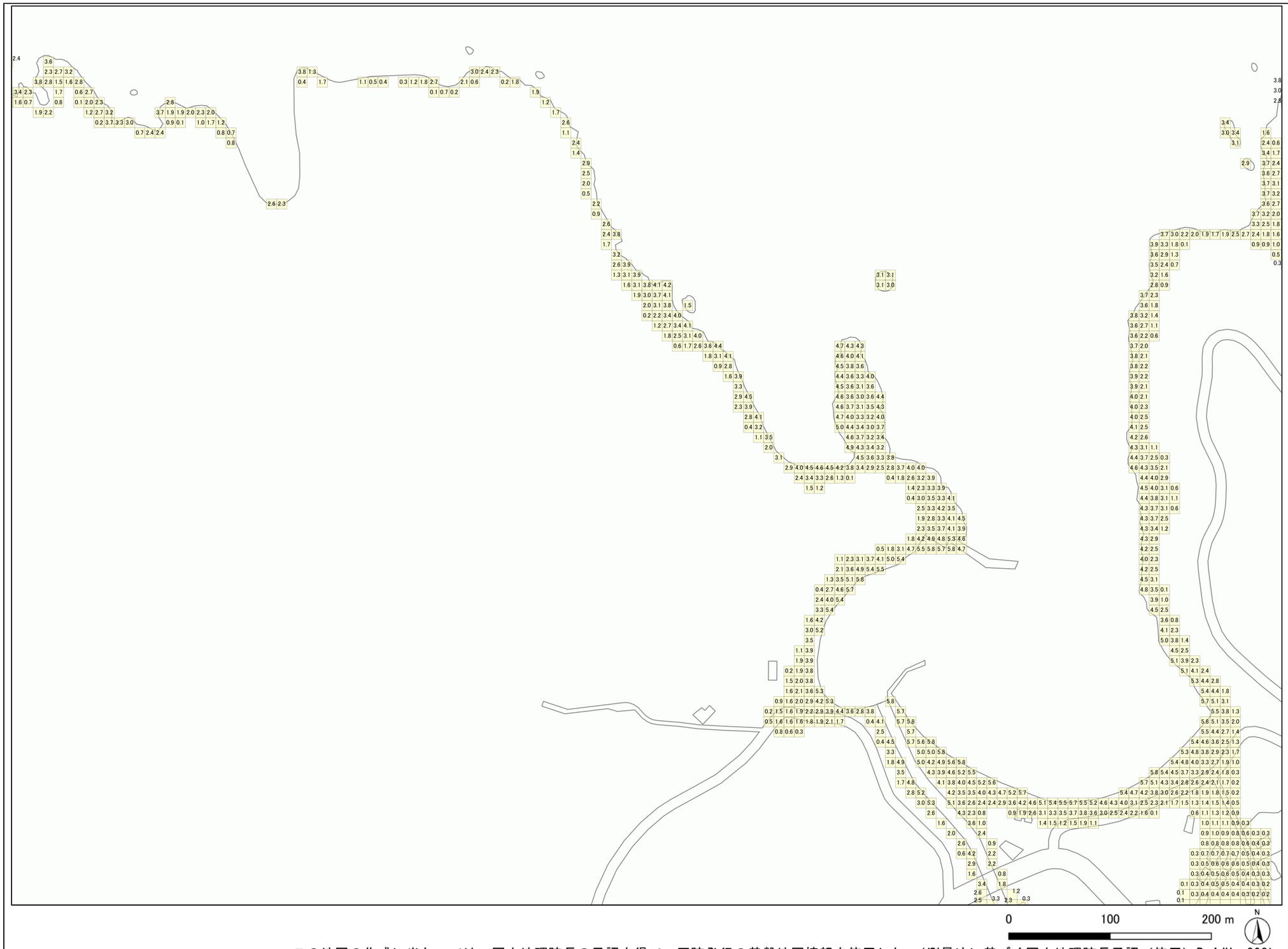

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

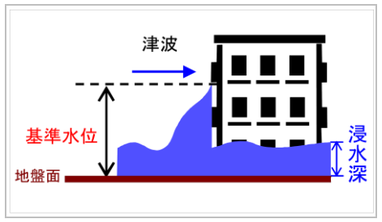

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（61）

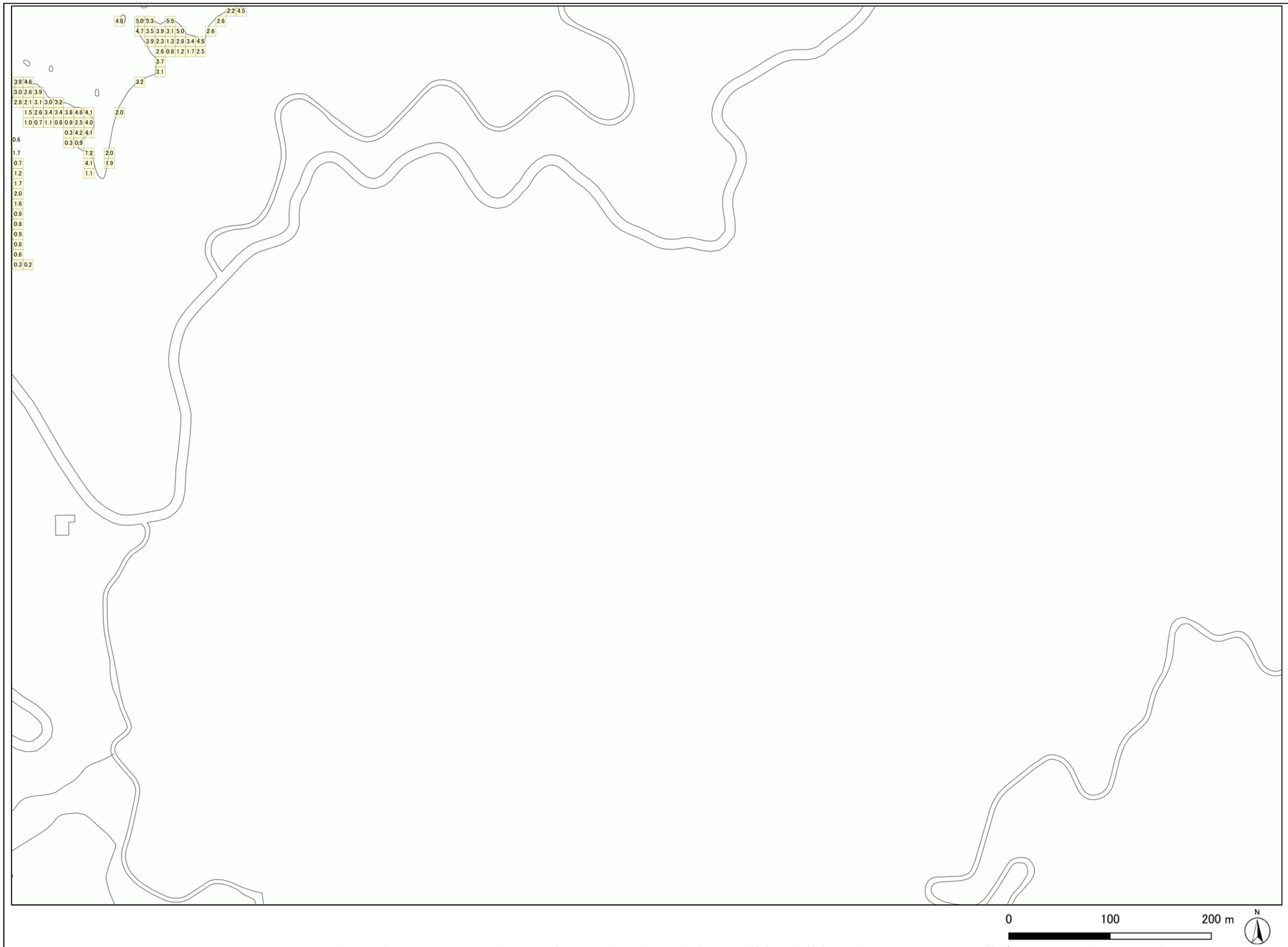

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

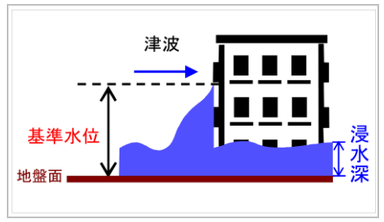

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（62）

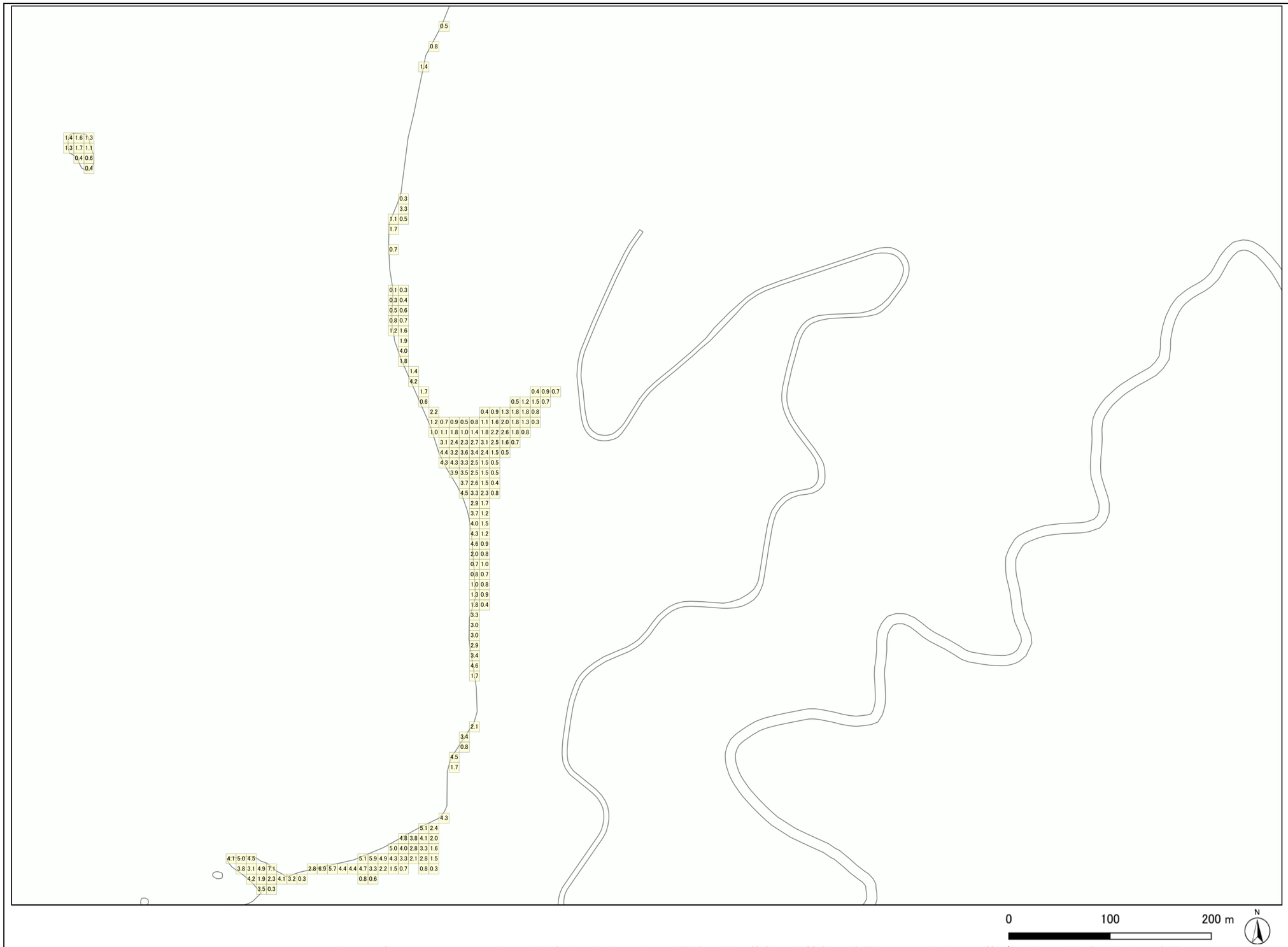

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

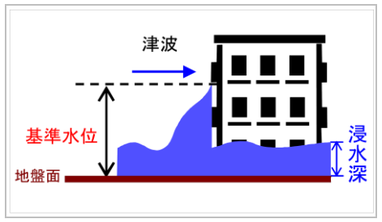

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（63）

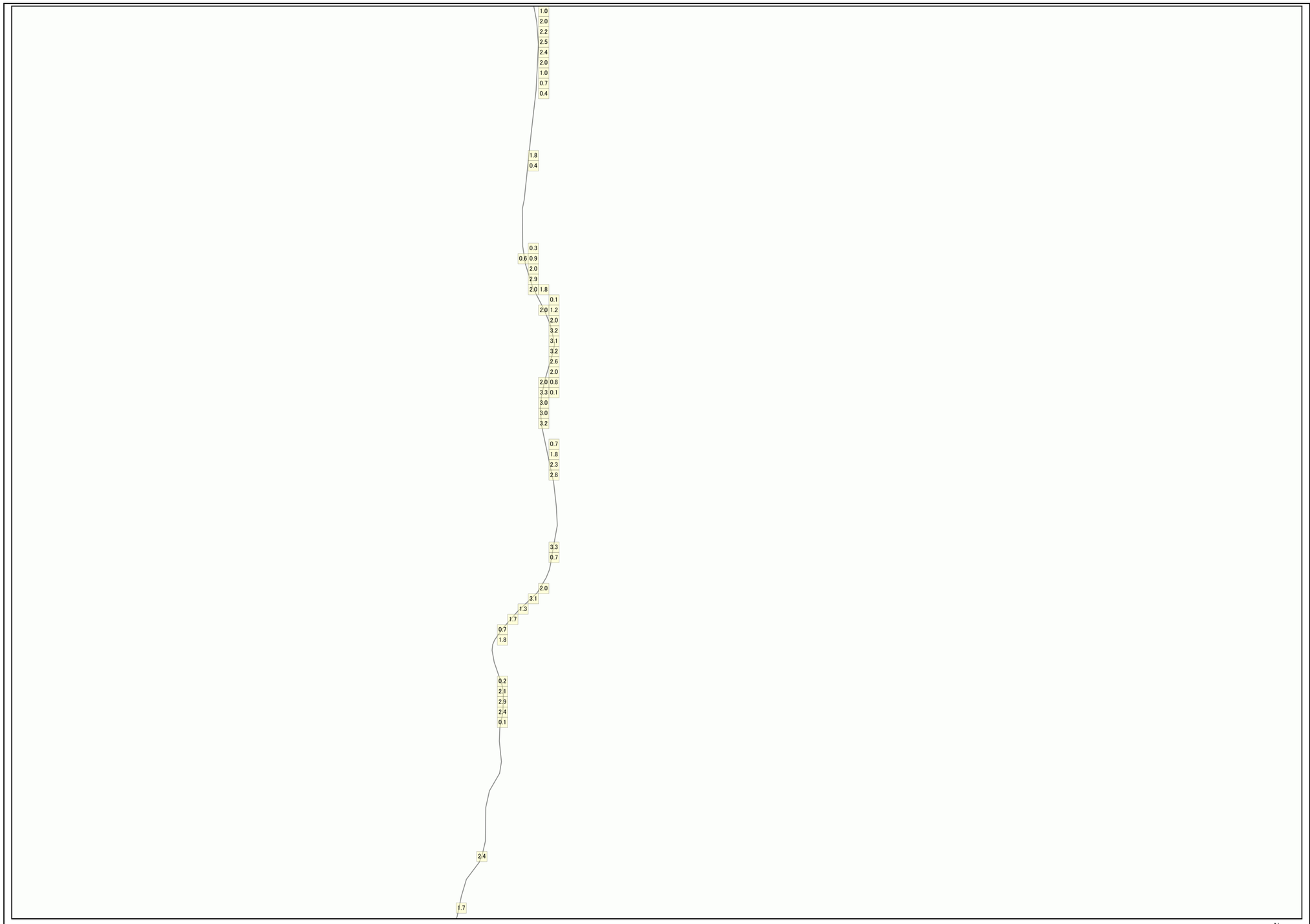

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

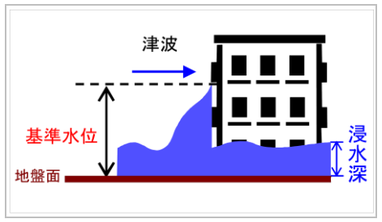

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（64）

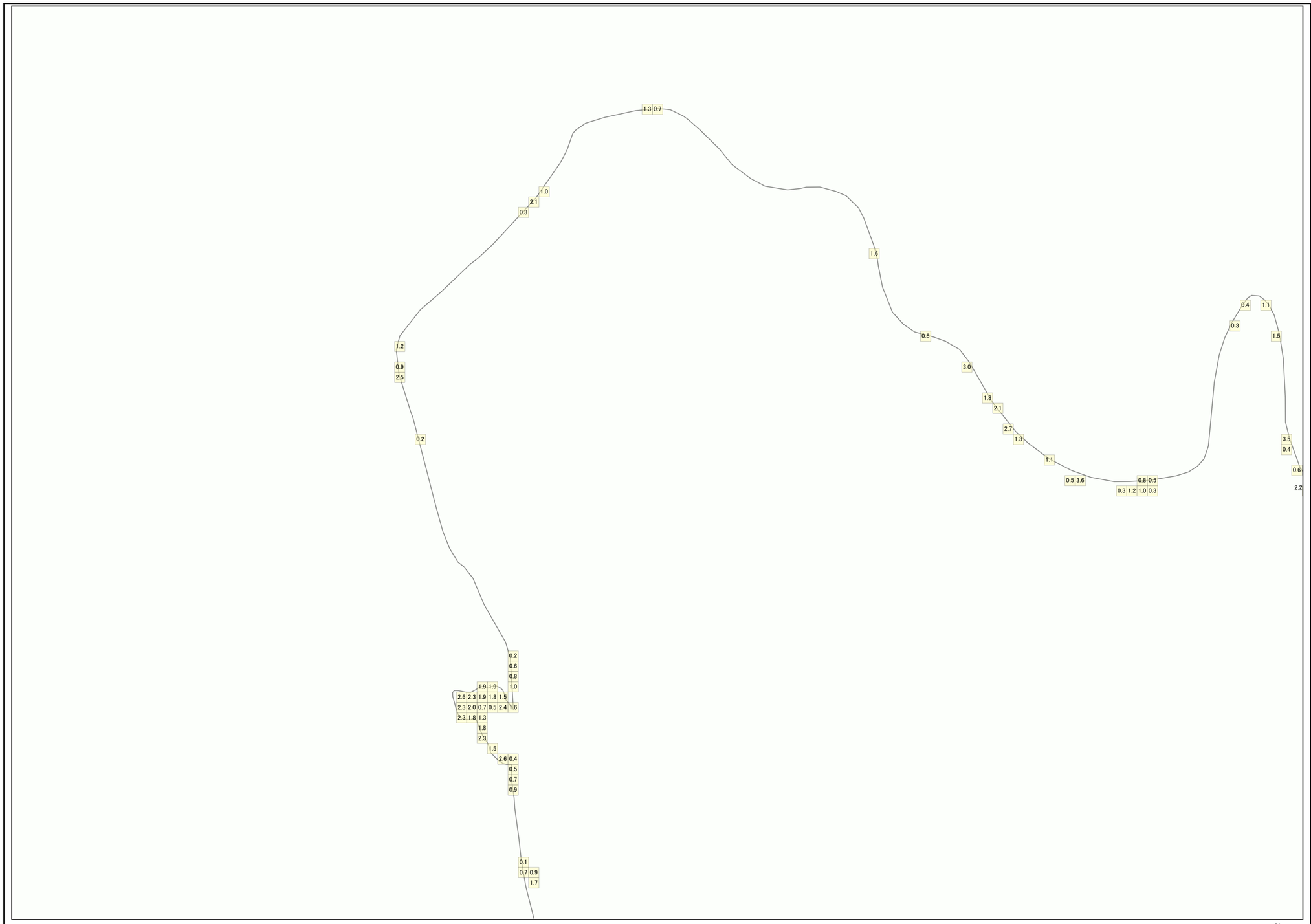

0 100 200 m N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

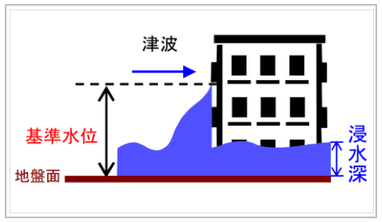

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（65）

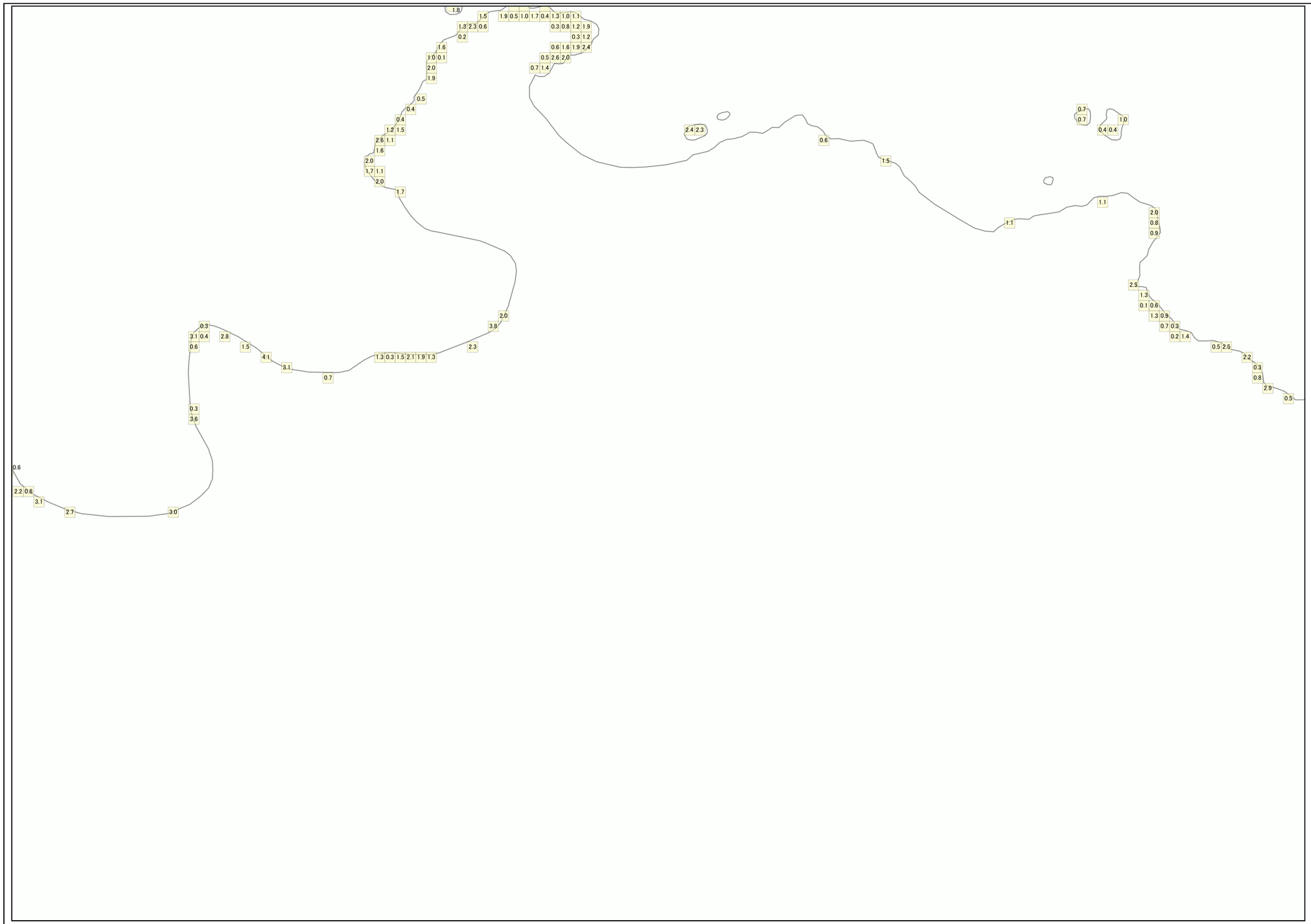

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

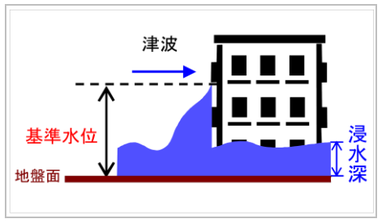

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（66）

0　100　200 m　N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

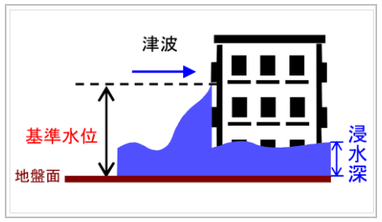

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（67）

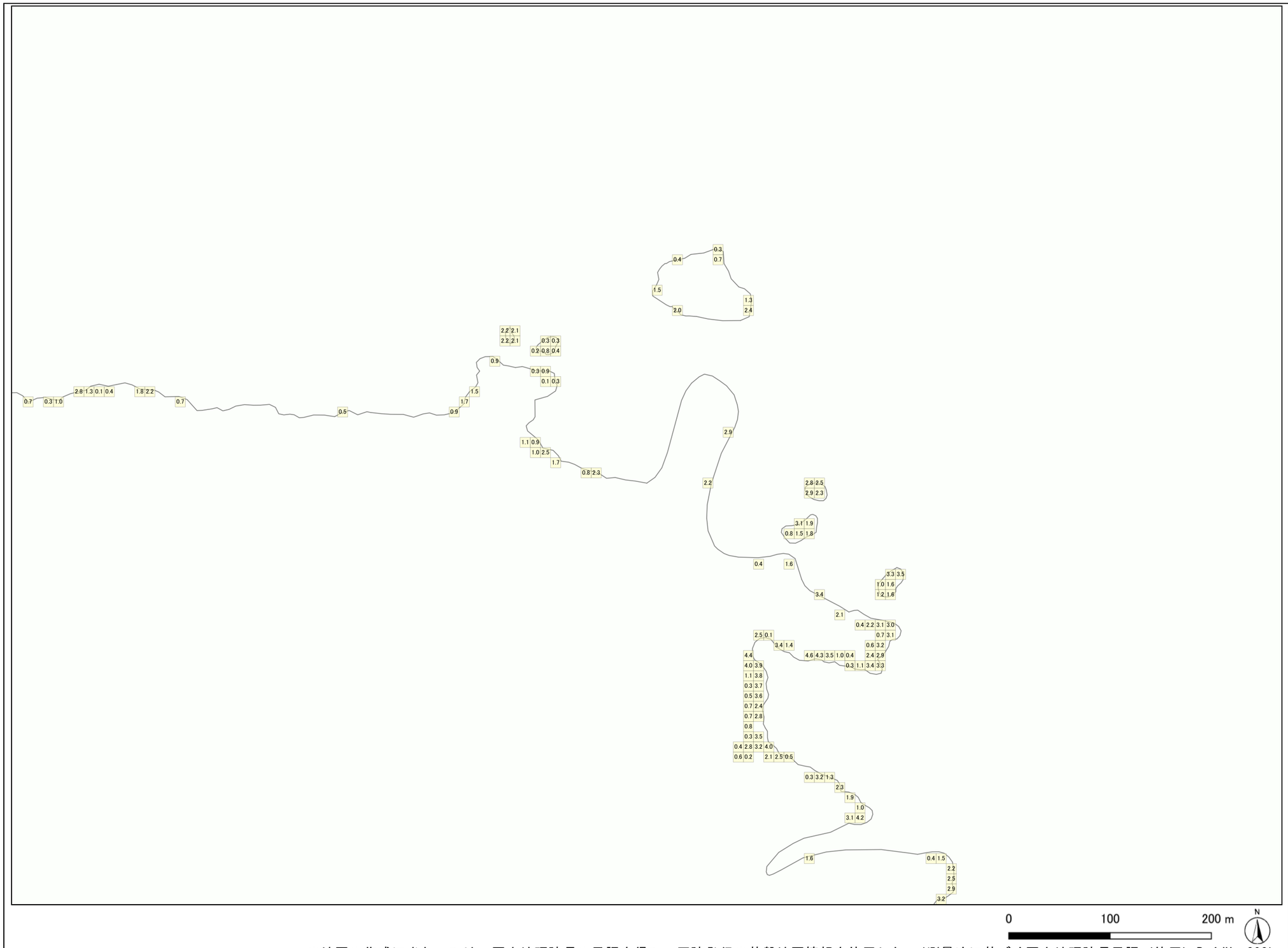

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

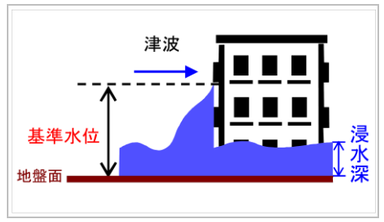

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（68）

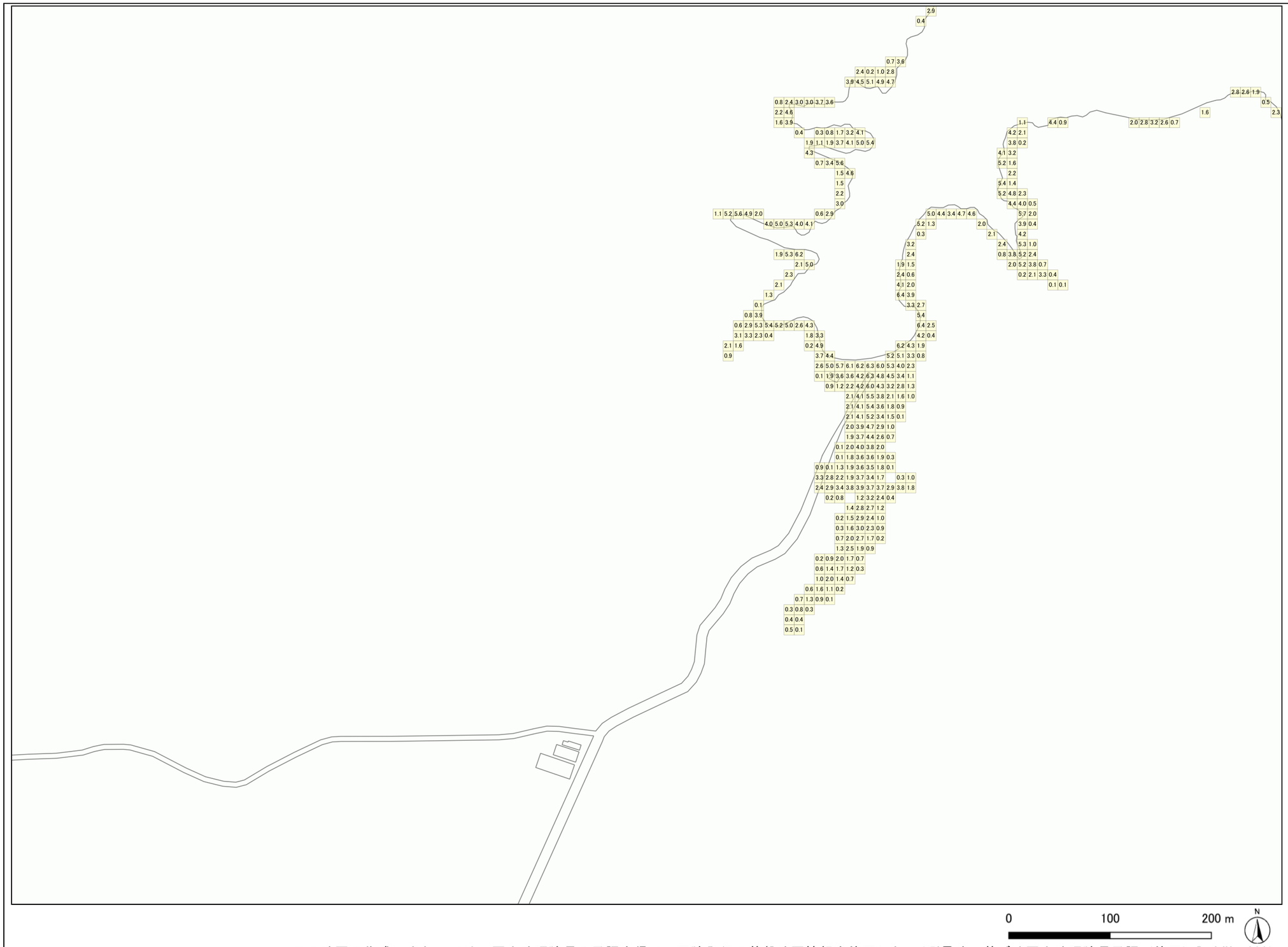

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

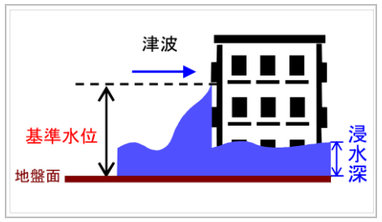

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（69）

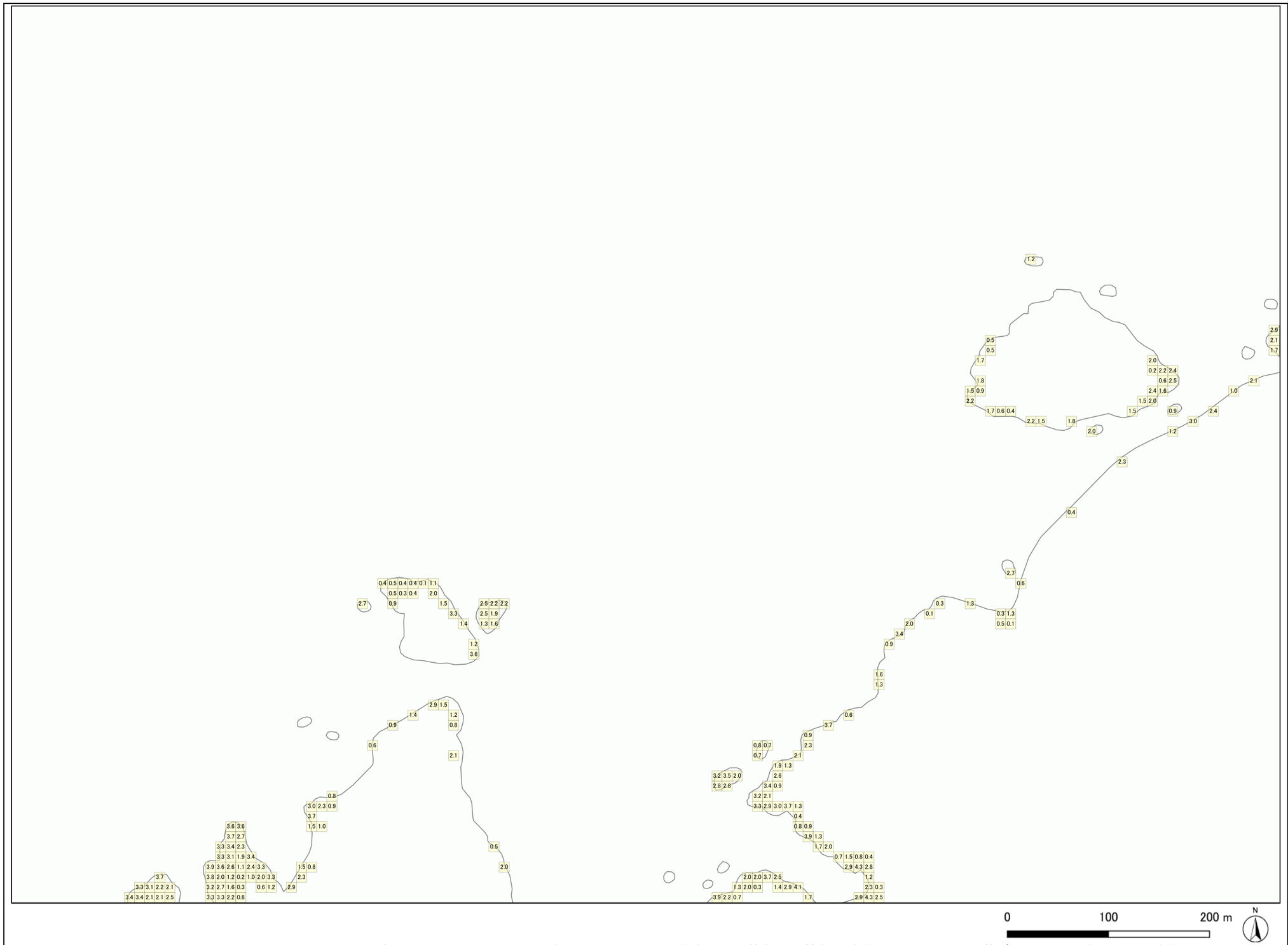

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

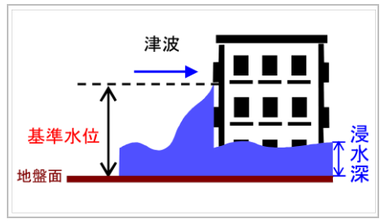

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（70）

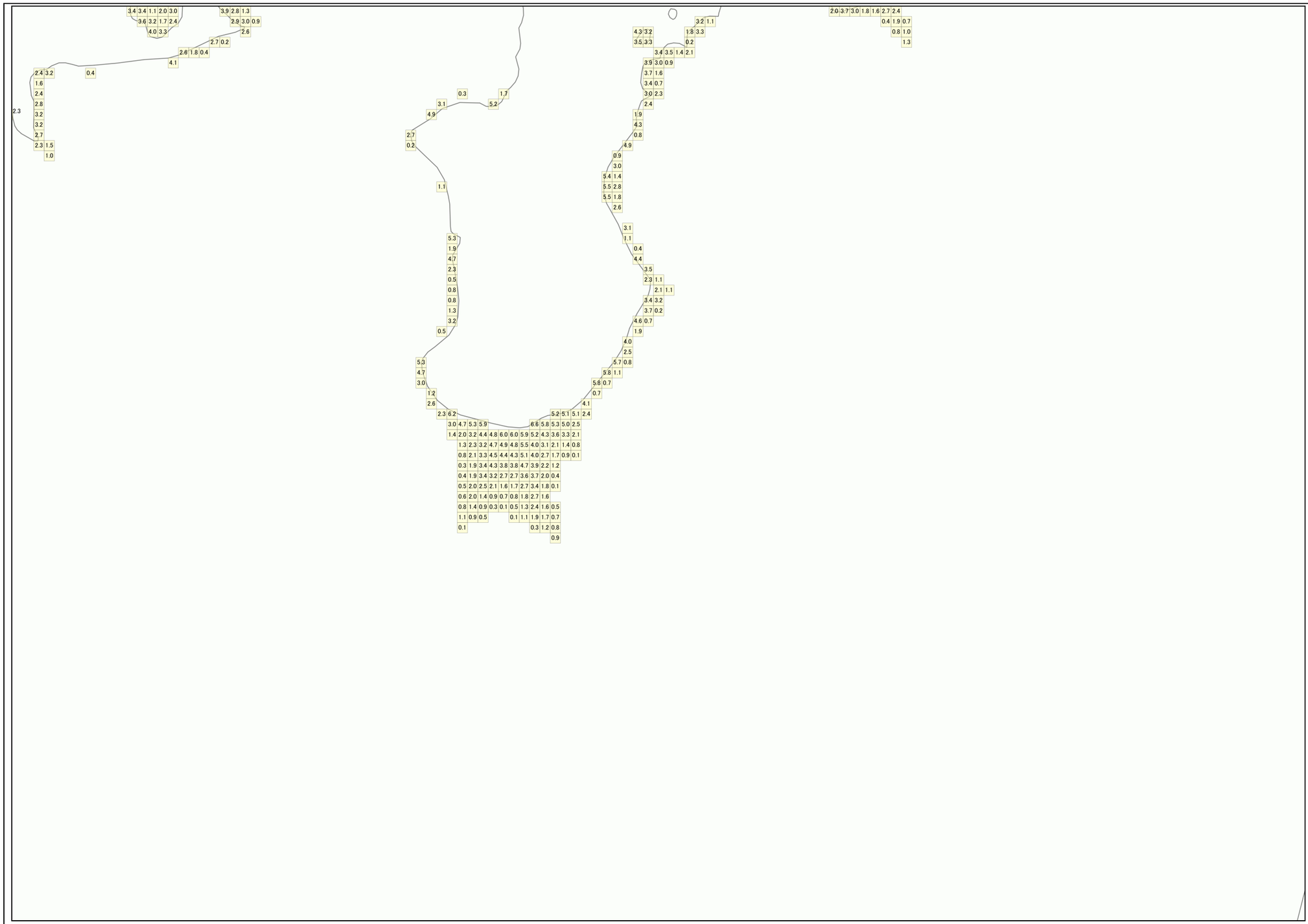

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

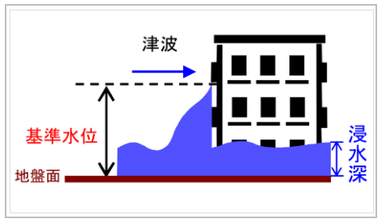

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（71）

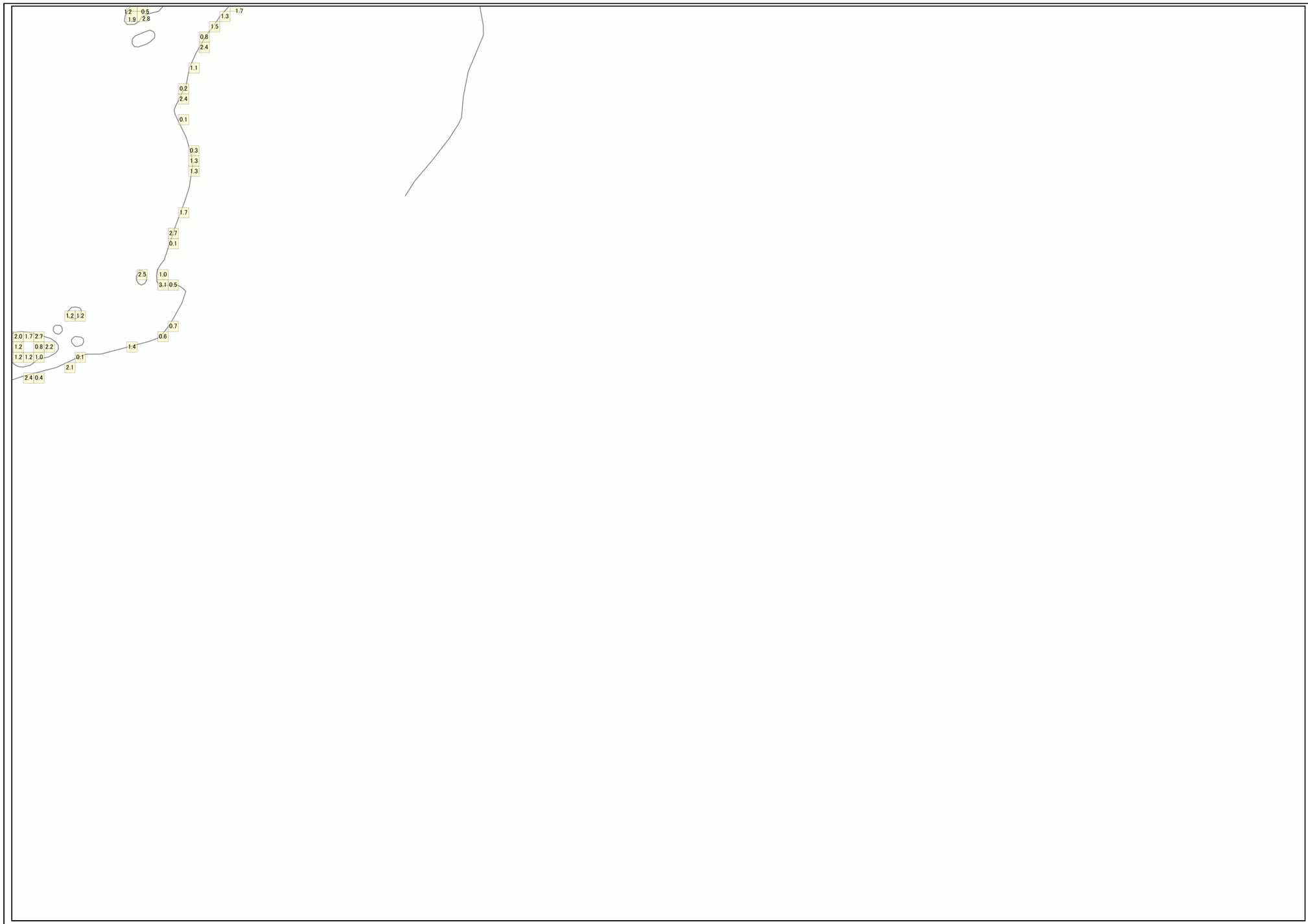

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

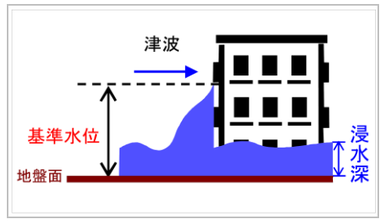

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（72）

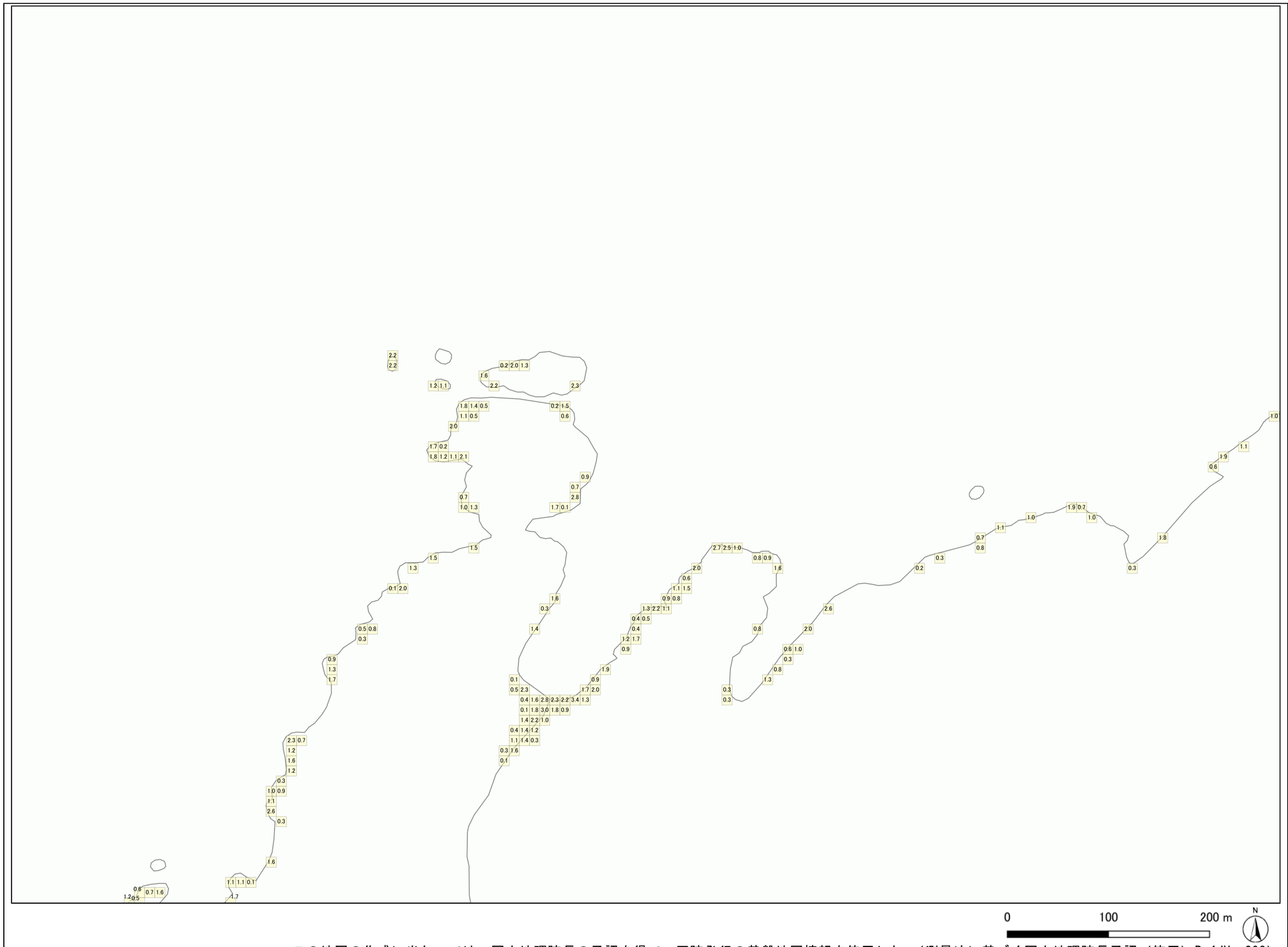

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

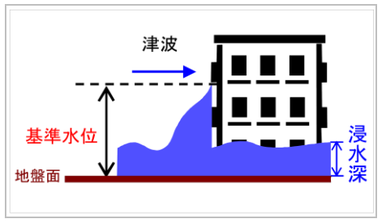

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)

津波災害警戒区域図（案）（西ノ島町）（73）

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

＜留意事項＞

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

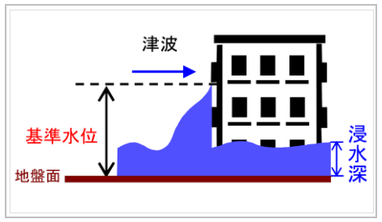

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２７年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、令和４年７月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

基準水位
(単位：メートル)